

令和6年3月定例会（
3月 1日 開会
3月22日 閉会

飯綱町議会 会議録

令和6年3月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（3月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	12
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第6号から議案第17号の一括上程、説明	16
○議案第6号の質疑、付託	23
○議案第7号の質疑、付託	23
○議案第8号の質疑、付託	24
○議案第9号の質疑、付託	24
○議案第10号の質疑、付託	25
○議案第11号の質疑、付託	25

○議案第 1 2 号の質疑、付託	26
○議案第 1 3 号の質疑、付託	26
○議案第 1 4 号の質疑、付託	27
○議案第 1 5 号の質疑、付託	27
○議案第 1 6 号の質疑、付託	28
○議案第 1 7 号の質疑、付託	30
○議案第 1 8 号の上程、説明、付託	31
○議案第 1 9 号から議案第 2 2 号の一括上程、説明	33
○議案第 2 3 号から議案第 3 2 号の一括上程、説明	36
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○発議第 1 号の上程、説明、質疑	54
○陳情の付託	55
○散会の宣告	55

第 2 号（3 月 5 日）

○議事日程	56
○本日の会議に付した事件	56
○出席議員	56
○欠席議員	57
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	57
○事務局職員出席者	57
○開議の宣告	58
○議案第 2 3 号の質疑、付託	58

○議案第 2 4 号の質疑、付託	79
○議案第 2 5 号の質疑、付託	80
○議案第 2 6 号の質疑、付託	80
○議案第 2 7 号の質疑、付託	81
○議案第 2 8 号の質疑、付託	81
○議案第 2 9 号の質疑、付託	81
○議案第 3 0 号の質疑、付託	82
○議案第 3 1 号の質疑、付託	82
○議案第 3 2 号の質疑、付託	83
○散会の宣告	83

第 3 号（3 月 6 日）

○議事日程	84
○本日の会議に付した事件	84
○出席議員	84
○欠席議員	84
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	84
○事務局職員出席者	85
○一般質問一覧表	86
○開議の宣告	87
○一般質問	
中 井 寿 一	87
渡 邊 千賀雄	98
大 川 憲 明	117
中 島 和 子	127

○散会の宣告	139
--------	-----

第4号（3月7日）

○議事日程	140
○本日の会議に付した事件	140
○出席議員	140
○欠席議員	140
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	140
○事務局職員出席者	141
○一般質問一覧表	142
○開議の宣告	143
○一般質問	
瀧野良枝	143
伊藤まゆみ	161
○散会の宣告	176

第5号（3月22日）

○議事日程	178
○本日の会議に付した事件	179
○出席議員	179
○欠席議員	179
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	179
○事務局職員出席者	180
○開議の宣告	181
○諸般の報告	181

○発言の取消し申出について	181
○常任委員会審査報告、質疑	182
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	191
○議案第19号の質疑、討論、採決	217
○議案第20号の質疑、討論、採決	218
○議案第21号の質疑、討論、採決	219
○議案第22号の質疑、討論、採決	220
○発議第1号の討論、採決	221
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	227
○議員派遣の件	229
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	230
○町長あいさつ	230
○閉議及び閉会の宣告	231
○予算決算常任委員会 審査報告書	233
○総務産業常任委員会 審査報告書	235
○福祉文教常任委員会 審査報告書	242
○会議録署名	249

令和6年飯綱町告示第16号

令和6年3月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6年 2月22日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 6年 3月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	三ツ井 忠 義	２番	中 井 寿 一
３番	小 林 文 廣	４番	瀧 野 良 枝
５番	渡 邊 千賀雄	６番	中 島 和 子
７番	樋 口 功	８番	風 間 行 男
９番	目須田 修	１０番	石 川 信 雄
１１番	清 水 満	１２番	大 川 憲 明
１３番	伊 藤 まゆみ	１４番	原 田 幸 長
１５番	青 山 弘		

不応招議員（なし）

令和6年3月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和6年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年3月1日（金曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 4 号 長野広域連合規約の変更について

日程第 4 議案第 5 号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について

日程第 5 議案第 6 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 6 議案第 7 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 8 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 9 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

日程第 9 議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 11 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 12 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 13 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 14 号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 16 議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 7 議案第 18 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 1 8 議案第 19 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 20 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 23 号 令和 6 年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 24 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 27 号 令和 6 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 28 号 令和 6 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 29 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 30 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 31 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 32 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 33 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 3 3 議案第 34 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 5 発議第 1 号 飯綱町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第 3 6 陳情
- 陳情第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 5 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択

を求める陳情

陳情第 6 号 世界人口削減及び人類デジタル家畜奴隷管理を目論むWEF（世界経済フォーラム）や国連WHO等の言いなりになり、権威を最大限に悪用し国民を感染症騒動という特殊詐欺で洗脳しマスクや無効検査等で新型コロナ劇場を演出し毒物混入率のある注射接種に追い込み、死傷者や障がい者や流産や不妊等を発生させ国内累計死亡認定453人含む超過死亡42万人以上の戦後最大最悪の大量虐殺とそれらの隠蔽に加担し続けた大臣、議員、首長、担当職員、マスコミ、医療従事者、教育者を極刑に処すべく全国民による刑事告発を呼び掛ける陳情

陳情第 7 号 有害無益ワクチン大量生産及び、強制接種や徴兵制に直結する緊急事態条項の付帯や基本的人権を削除する日本国憲法改変、WHOパンデミック条約改変、IHR（国際保健規則）改変の動きを徹底撲滅すべく、改憲を唱える大臣や議員を憲法違反で逮捕、国連WHO脱退、WCH（World Council for Health）の台頭へ向けた全国民による行動を呼び掛ける陳情

陳情第 8 号 実際は新型で2類相当以上の恐ろしいウイルスが蔓延しておらず特段変わった事が起きていないにもかかわらず、新型コロナ騒動という世界的規模の特殊詐欺に多くの人々がいとも簡単に騙され接種による甚大な被害を出した苦い経験を末代まで語り継ぎ2度と騙される事のない為に、特殊詐欺、洗脳、マインドコントロールに対抗する研修会の開催を全国民に呼び掛ける陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	三ツ井 忠 義	２番	中 井 寿 一
３番	小 林 文 廣	４番	瀧 野 良 枝
５番	渡 邊 千賀雄	６番	中 島 和 子
７番	樋 口 功	８番	風 間 行 男
９番	目須田 修	１０番	石 川 信 雄
１１番	清 水 満	１２番	大 川 憲 明
１３番	伊 藤 まゆみ	１４番	原 田 幸 長
１５番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総 務 課 長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税務会計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登
総務課財政係長	荒 井 智 雄		

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。晴れたり雪が降ったりと変わりやすい天気が続いております。今日から 3 月定例会が始まりますが、寒暖差に注意し、体調管理を万全に行っていただくことをお願いいたします。それでは、始めます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和 6 年 3 月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和 6 年 3 月飯綱町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、3 月定例会を招集いたしましたところ、何かとご多用の中、定刻までにご出席いただき厚く御礼申し上げます。

2 月 16 日から確定申告も始まり、今日は 3 月 1 日であります。今朝 15cm ほどの降雪がありました。厳しい寒さを想定しておりました今年の冬は暖冬で終わりそうであります。霊仙寺湖のワカサギ釣りは中止、スキー場も雪不足により営業を早期にストップ、除雪の出動も少ないなど、いろいろな影響が出てきております。一番心配していることは、春先の遅霜による農作物への被害、水不足による稲作への影響などであります。また、寒暖の差が大きいという、自然環境を生かした飯綱町の農業を考えますと、温暖化のもたらす弊害等、その対応策を今後検討していく必要性を感じております。

ふるさと応援寄付事業については、たびたび議会にも報告してまいりましたが、2 月の上旬に JA から各農家へリンゴの精算が行われました。マル特リンゴがこんな高値で精算され、本当

に感謝しているとの電話やお言葉をいただきました。地域の特産品であるリンゴを生かし、一定の割合で出てくる格外的なリンゴの販売単価の底上げを図ることにより、10 アール当たり100 万円の収入が見えてきたと感じております。農業で十分生活していける。「ふるさと応援寄付金事業」が、そんなことを感じていただける、一助になればと希望しております。

今議会にご提案申し上げます案件は、条例が12 件、令和5 年度補正予算が5 件、令和6 年度予算が10 件、その他4 件、人事案件（諮問）が1 件の計32 件でございます。

令和6 年度一般会計予算について申し上げます。予算の総額は歳入歳出それぞれ86 億7,000 万円と致しました。前年対比で4 億4,000 万円の増額であります。

歳出で主なものを申し上げます。

総務費ではふるさと応援寄付金事業で7 億円の寄付を見込み、その関連費用を計上しております。交通対策費でタクシー確保の費用として600 万円計上しました。現在タクシー事業者と折衝しているところですが、ドライバーの確保が課題となっております。令和6 年度の早い時期にスタートしたいと思っており、精力的に進めていく所存であります。人口増対策の一つとして、若者U・I・J ターン者への奨学金返還支援事業を創設しました。飯綱町に転入してくるメリットになると思っております。また、結婚新生活支援事業も創設し、町民、移住者を問わず飯綱町での新婚生活スタートに当たり、住居費や引っ越し費用、住宅取得費用、リフォーム費用などを対象とし、100 万円を上限として支援するものであります。当初予算として500 万円を計上しております。

衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種補助で1,000 万円計上しました。対象者は基礎疾患をお持ちの60 歳から64 歳までの方と65 歳以上の方で、一人当たり5,000 円の助成を計画しております。

農業費では農業継承等支援事業として、新たに担い手事業として138 万8 千円、働き手事業として225 万2 千円を計上しました。働き手事業は全額国庫補助金であり、簡易トイレや着替え場所の設置など農作業環境を整備するものであります。担い手の確保や育成、幅広い分野からの農作業従事者の確保など成果を上げてほしいと願っております。

農地費では県営事業として、芋川用水を利用した小水力発電施設の建設工事に着手いたします。緊急自然災害防止対策事業として霊仙寺湖の浚渫工事を行うこととし、事業費 1 億円を計上しております。

土木費では道路新設改良費として、栄町地区の町道（県道と交差する町道 K1－4 号線）の改良のため用地補償料等で 4,700 万円を計上しております。ニチアス株式会社へ通じる道路のバイパス的な改良を考えております。住宅管理費では、引き続き焚荒地区に若者住宅 2 棟 4 戸の建設を計画し、関係費用として 1 億 1,700 万円を計上しております。空き家対策事業として、新たに実態調査委託料等で 507 万円を計上致しました。町内における空き家等の増加を抑制していきたいと思っております。

教育費では、スクールバスの利用区域や利用期間等の見直しに伴い、スクールバス運転業務委託料や車庫の建設関係費用等で 4,232 万 1 千円計上いたしました。1 年を通して、子供たちの通学における安全性を高めるものであります。町民会館管理運営費として、図書室移転工事を中心として 6,343 万 1 千円を計上、歴史ふれあい館管理運営費として、町制 20 周年の施設リニューアルを目指し、設計展示業務委託料として 3,000 万円を計上しております。三水 B&G 海洋センターのトイレ改修やアリーナの照明 LED 化等の費用として 3,560 万 4 千円を計上いたしました。災害時の避難所に指定している場所でもあり、整備を進めていきたいと考えております。学校給食費では、4 月から児童生徒の給食費を半額にすることに致しました。保護者の負担を軽くするとともに、給食の質の維持、向上にも結び付けていきたいと考えております。なお、今回の改正に伴う町の負担は 2,086 万 1 千円と試算しております。

消防費の防災対策費として、大規模な災害に備え指定避難所の非常用階段の設置、マンホールトイレの設計委託、移動式エアコンの購入など、総額で 4,231 万 8 千円計上しております。前年対比で 1,770 万 4 千円の大幅な増額であります。

歳入は、地方交付税は 33 億 5,500 万 1 千円を見込んでおります。新たな算定費目に「こども子育て費」が創設されるなどから前年対比で 1 億 3,900 万円の増額となっております。町税は一定の税回収復が見られることから、10 億 7,814 万 6 千円を計上しております。収支の不足に

対応するため、基金からの繰り入れで 12 億 1,613 万 5 千円を、町債は 8 億 3,870 万円をそれぞれ計上しております。基金からの繰り入れはなるべく抑えていく方針ですが、当初予算の編成にあたっては、歳入を厳しく見込んでおりますので、やむを得ないかと思っております。ただし、例年に倣い、決算剰余金の基金への積み立てや地方交付税の確定に伴い、基金からの繰入金の減額を徹底して進めていく所存であります。また、ふるさと応援寄付金につきましても、7 億円を見込んでおりますが、令和 5 年度の実績額 12 億円は何とか達成したいと思っております。

特別会計について申し上げます。国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計は、対象人口の増減により予算額の増減がありますが、例年通りの予算となっております。介護保険事業特別会計においては、保険料基準額を 200 円上げて月額 5,050 円と致しました。第 9 期を迎え対象人口の増加、基金の残高の減少、給付費の増額見込み等から値上げと致しました。200 円の上げ幅につきましても、何回も試算を繰り返し、結果として設定した金額ですので、ご理解をいただきたいと思っております。訪問看護ステーション特別会計など他の特別会計についてはご提案の際に担当課長からご説明申し上げます。病院事業会計は、例年並みの予算となっております。町からの繰り出し金は、繰り出し基準に沿ったもので、特別な支援は計上しておりません。経営強化プランを作成中ですが、早期にプランに沿った経営強化を進め、安定経営を目指してほしいと願っております。水道事業会計は、水道事業の一体化がスタートするとともに、新たな土橋水源の取水施設整備を行い、一部の地域から給水始める予定でおります。関係工事を進めるために、令和 6 年度は、町から当初予算では 3,500 万円を出資金として計上しております。6 年度中に同額の 3,500 万円を出資する予定にしており合計で 7,000 万円を支援することに致しました。下水道事業会計では、北部衛生組合で行っております「し尿処理」を公共下水道処理場で行うための「し尿投入施設工事」に着手いたします。令和 8 年 4 月からの稼働を予定しております。

条例関係について申し上げます。議案第 6 号、同 7 号はフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を引き上げるための改正であります。議案

第8号は、災害復旧等の特殊業務に従事するために、被災自治体へ派遣された職員に対して、特殊勤務手当を支給するための改正であります。議案第9号、同10号、同11号は消防団員に関する改正であります。新たに機能別消防団員を設けることによる関係条例の改正、また非常勤消防団員等に対する損害補償にかかる、補償基礎額の改正であります。議案第12号の多目的交流施設条例の改正は、施設の改築及び使用方法の変更に伴い、利用料金を新設するものであります。議案第13号の介護保険条例の改正は、特別会計予算の説明で少し触れましたが、保険料基準額の改定、保険料の段階を現行の10段階から13段階への多段階化、低所得の第1号被保険者の保険料の減額賦課の規定を加えるなどが主な内容であります。議案第14号の病後児保育室条例の改正は、西黒川の教員住宅から元気の館内に移転するものであります。議案第15号の学校給食費に関する条例の改正は、物価高騰による食材費の値上げに伴い、条例で定める学校給食費の1年間に徴収できる額の範囲を変更するものであります。1食当たりの金額を概ね8%程度値上げをした金額で定めております。議案第16号、同17号は飯綱病院における介護療養型医療施設が今年3月末で廃止されることに伴う関連の改正であります。

令和5年度の補正予算関係ですが、一般会計では次年度への繰越明許費の設定、ふるさと応援寄付金の5,000万円増額、飯綱病院への繰出金を8,000万円計上した点が主たる内容であります。特別会計におきましても年度末の歳入歳出の調整が主体となっております。

その他4件は、長野広域連合規約の変更とそれに伴う財産処分の協議、町道路線の廃止及び工事変更請負契約の締結であります。人事案件は、人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございます。

なお、最終日にはその他案件として、2件の追加提案を予定しておりますのでお願い致します。以上申し上げまして開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青山弘） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定により、5 番渡邊千賀雄議員、6 番中島和子議員、7 番樋口功議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（青山弘） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大川憲明 登壇〕

○議会運営委員長（大川憲明） 12 番、大川憲明です。

本日招集されました令和 6 年 3 月飯綱町議会定例会の会期及び日程について、説明申し上げます。

2 月 22 日、午前 9 時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から 3 月 22 日までの 22 日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議 2 日目の 5 日は、会議時間を 1 時間繰り上げて午前 9 時より、各予算の質疑及び委員会付託を行います。一般会計予算の質疑については、最初に予算全体にかかわる質疑を行った後、款ごとに行い、各特別会計予算の質疑につきましては予算書の順に行います。

一般質問は、6 日と 7 日に午前 10 時より行います。通告者は 6 名です。

質問者におかれては、1 問 1 答方式にのっとり、1 問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

各常任委員会審査は 8 日から開催し、予算決算常任委員会は 19 日に開催します。

22 日の最終日は、午後 1 時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（青山弘） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

○議長（青山弘） 監査委員から、令和5年11月分から令和6年1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので報告いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第3、議案第4号 長野広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第4号）

○企画課長（平井喜一郎） 議案第4号 長野広域連合規約の変更について、提案理由をご説明させていただきます。議案書、通し番号3ページをご覧ください。

これは、長野広域連合が長野市戸隠地区で運営しております、特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを、令和6年4月1日付けで社会福祉法人に移管することに伴い、長野広域連合規約の一部を変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容につきましては、新旧対照表、通し番号145ページをご覧ください。第4条の広域連合の処理する事務、第5条の広域計画の項目及び通し番号146P別表1のデイサービスセンターの管理及び運営に関する事務の負担割合の規定から、戸隠中央デイサービスセンターを削除するとともに、別表3の特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務の関係

市町村負担割合の規定から、豊岡荘を削除し、併せて所要の条文整備を行うものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数。

したがって、議案第4号 長野広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第4、議案第5号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第5号）

○企画課長（平井喜一郎） 議案第5号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について、提案理由をご説明させていただきます。議案書、通し番号7ページをご覧ください。

これは、令和6年4月1日をもって長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを、社会福祉法人に移管することに伴い、当該施設に係る財産処分について、地方自治法第289条の規定により、別紙1及び別紙2のとおり定めることについて、第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

通し番号8ページをご覧ください。豊岡荘に係る土地につきましては、豊岡荘建設時の用地取得に関する協定書に基づき、処分の相手方は長野市 荻原健司市長、処分金額は無償。通し番号9、10ページをご覧ください。豊岡荘に係る建物及び物品類と、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅支援センターに係る物品類につきましては、処分の相手方は長野市大字三輪1317番地10、社会福祉法人光和福社会 理事長 小林堅一。処分金額は無償。処分の時期は、令和6年4月1日です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第5号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号から議案第17号の一括上程、説明

○議長（青山弘） 日程第5、議案第6号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、

日程第6、議案第7号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、

日程第7、議案第8号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、

日程第8、議案第9号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第9、議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、

日程第10、議案第11号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、

日程第11、議案第12号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例、

日程第12、議案第13号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、

日程第13、議案第14号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例、

日程第 14、議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 15、議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 16、議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例、

以上、条例の改正 12 件を一括して議題といたします。なお、質疑、委員会付託は、議案ごとに行います。

議案第 6 号から議案第 17 号の提案理由の説明を求めます。

土屋総務課長、議案第 6、7、8、9、10、11 号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 6・7・8・9・10・11 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 6 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書 179～180 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、会計年度任用職員の給与については、一般職の常勤職員と同様、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の考え方にに基づき決定すべきものであることから、フルタイム会計年度任用職員の給与を改正するものです。

改正の内容は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を一般職の職員と同様になるよう、期末手当の支給月数を年間 0.65 月分引き上げ、年間 1.8 月分から 2.45 月分に引き上げるものです。

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書 180 ページをご覧ください。

議案第 7 号のパートタイム会計年度任用職員の条例改正につきましても、改正理由、改正内容は、フルタイム会計年度任用職員の条例改正とまったく同様でございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 8 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書 180 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、災害復旧等の特殊業務に従事するために被災自治体へ派遣された職員に対して災害応急作業等派遣手当を支給するため、特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、飯綱町の区域外に派遣され災害応急作業等に従事した職員に日額 840 円、派遣された地域が避難指示、立入禁止、退去命令等の区域で業務に従事した職員に日額 1,680 円を支給するものです。手当の支給額については、国の基準に準じています。

施行期日については、能登半島地震の被災地へ町職員が 1 月から被災地支援で派遣されておりますので、施行期日は公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用としています。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 9 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書 181 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、消防団に新たに機能別消防団員を導入するため改正するものです。

改正の内容は、機能別消防団員について、団長が町長の承認を経て任用するという規定を追加するものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書 181 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、消防団に新たに機能別消防団員を導入するため改正するものです。

改正の内容は、機能別消防団員の報酬、年 1 万円という規定を追加するものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 11 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書 181 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられることに伴い、本町の消防団員等の公務災害補償について、これに応じた措置を講ずるため提案するものです。

主な改正の内容は、補償基礎額について、182 ページの表のとおり引上げを行うものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 平井企画課長、議案第 12 号。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 12 号）

○企画課長（平井喜一郎） 議案第 12 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書、通し番号 182 ページ中段をご覧ください。

改正理由ですが、施設の改築による使用方法の変更により、各施設の使用料金を新設するものです。

主な改正内容ですが、飯綱町多目的交流施設における使用料金に新たに貸店舗「オフィススペース A」として、102,000 円の使用料金追加に伴い現行の使用料 A を B に、B を C に変更し、C を D として新たに設定するものです。

改正理由及び改正内容の詳細についてご説明いたします。

貸店舗「オフィススペース A」の新設については、EAST 3 階の今回改修いたしました旧音楽室と WEST 1 階で今まで牟礼西児童クラブとして利用していました旧図工室でございます。旧音楽室の部屋の面積は 121.25 m²と広い店舗となっています。旧図工室については 137.11 m²と 120 m²を大きく上回っていますが、天井、壁、床は改修工事を行っていない現状での貸店舗のため、120 m²相当と同様の価格設定とさせていただきました。

この条例の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長、議案第 13 号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 13 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 13 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 182 ページ下段から 183 ページ上段、をご覧ください。提案説明書よりご説明いたします。

改正理由は、介護保険法施行令等の一部改正に伴うものでございます。第 9 期介護保険事業計画策定により算出した給付見込額に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料を定めるための所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、第 1 号保険料の保険料段階を現行の 10 段階から 13 段階に多段階化、第 1 号保険料の基準所得金額等の変更改定、給付見込により算定される保険料基準額は、月額 5050 円、200 円増額とするものでございます。また、所得の低い第 1 号被保険者（第 1 段階～第 3 段階）の保険料の減額賦課についての規定を加えるものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

以上、介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青山弘） 高橋教育次長、議案第 14、15 号。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 14・15 号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第 14 号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書、通し番号 183 ページ中段をご覧ください。

改正理由につきましては、乳幼児の病気の回復期において、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に、平成 29 年 10 月に病後児保育室「はぐくみ」を西黒川教職員住宅「黒

姫」を活用して開設いたしました。病後児保育室の運営は子育て支援センターの職員が行っていますので、職員が常駐する子育て世代支援施設「みつどんのお家」に近い所に設置することにより、何かと目が行き届くなど、よりきめ細やかな対応を図るため、町民会館内「元気の館」事務室に移転し、その位置の改正を行うものであります。

改正の内容は、病後児保育室「はぐくみ」の位置を飯綱町大字黒川 1660 番地 13 から飯綱町大字牟礼 1972 番地に改めるものでございます。

施行期日は、令和 6 年 6 月 1 日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書、通し番号 183 ページ下段をご覧ください。

改正理由につきましては、物価高騰による食材費の値上げにより、令和 4 年度から、国の交付金を活用し徴収する給食費だけでは賄いきれない分について公費支援を行って参りました。さらに、本年 1 月より児童生徒の給食費の半額支援を行っており、来年度も引き続き支援を行うよう、当初予算に計上しております。今回、この条例で定めます学校給食費の一年間に徴収できる額の範囲を、物価高騰により値上がりしている食材費を、徴収する給食費で賄えるよう改正を行うものでございます。

改正の内容は、別表に定める年額を、小学校第 1 学年から第 3 学年に係る学校給食費年額 56,000 円を 60,000 円に、小学校第 4 学年から第 6 学年 60,000 円を 65,000 円に、中学校 64,000 円を 69,000 円に改正するものでございます。この条例を受け、規則により徴収の方法、1 食当たりの金額を定め給食費として徴収することになっており、この規則により定める学校給食費の 1 食当たりの金額を、それぞれ概ね 8 %、21 円から 25 円の値上げをした金額に、年間の給食日数 210 日分を限度額として定めています。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申

し上げます。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長、議案第 16、17 号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 16・17 号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。議案の提案説明書、通し番号 184 ページをご覧ください。

改正理由ですが、2 月 13 日の議会全員協議会におきまして、伊藤院長から説明をさせていただきましたとおり、厚生労働省により介護療養型医療施設が令和 6 年 3 月末で廃止され、それに伴い 4 階病棟の介護病床 21 床を廃止するためでございます。

主な改正内容でございますが、条例第 3 条第 3 項の病床数について、療養病床 51 床を 30 床に改める内容でございます。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上、提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。同じく、議案の提案説明書、通し番号 184 ページでお願いいたします。

改正理由につきましては、厚生労働省による介護療養型医療施設の令和 6 年 3 月末での廃止に伴い廃止する 4 階病棟の介護病床のうち、個室を医療の療養病床として活用させていただくためのものでございます。

主な改正内容につきましては、別表の第 3 条関係中、8 の室料差額を改めるものでございます。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

以上で提案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 暫時休憩に入ります。再開時間は 11 時とします。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前11時00分

○議長（青山弘） 休憩前に引続き会議を開きます。

それでは、議案ごとに質疑、委員会付託を行います。

◎議案第6号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第6号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第7号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 8 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 8 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 8 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 9 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 9 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 9 号は、総務産業常任委員会に付託し

審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 10 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 11 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 11 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 12 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 12 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 13 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 13 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 13 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 14 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 14 号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 14 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 15 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 15 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 16 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。清水議員

○11 番（清水満） 議席番号 11 番、清水満です。病院の 4 階の病床、介護病床の 21 床を廃止するということでございますけれども、これは先ほど事務長からもお話がありましたように、2 月 13 日に伊藤病院長から細かく話をお聞きしておりますので、中身はわかっているつもりでありますけれども、お尋ねをさせていただきたいと思います。2 点ほどでございます。

まず 1 点目でございますけれども、21 床廃止することによつてのメリットとデメリットを教えてください。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） メリットデメリットという話でございますけれども、当初から介護の療養病床につきましては、廃止が早くから叫ばれておりました。しかしながら、延長へというような形で、そして新たに介護療養院という新しい病床もできてきたんですけれども、当院といたしましては、現在の病床の利用状況からいきますと 161 床を抱えておりますけれども、稼働率

でいきますと、60%を切っているという状況でございます。

介護だけのサービスに特化した介護療養病床でございますけれども、またこの後経営強化プランの中では、今後の地域包括ケアシステムを含めまして、その介護の方が在宅で生活いただくために違う方法で支援をできる方法を考えさせていただいておりまして、メリットと言うと、また新たな病院の機能体制を作ることができるというのが一つのメリットだと思います。

デメリットとしましては、介護の療養病床がなくなるということについては、介護保険のサービスとして当院をご利用いただけなくなるということだと考えております。

○議長（青山弘） 清水議員。

○11 番（清水満） 最後のデメリットの関係で、そのサービスができないっていうことが大きなデメリットだと言われておりますけれども、私もそのとおりではないかなと思っております。経営上では黒字を免れるだとかいろいろありまして、経営上では多分メリットが出てくるんじゃないかと思っております。

しかし、今、65 歳以上の高齢者が年々増加しております。これは全国の傾向で大変恐縮ではございますけれども、2021 年にこの介護認定者が 666 万人と言われております。また団塊世代の皆さんが約 800 万人おるということでございまして、これらを対象とすると、21 年から 1000 万人近い、1000 万以上ということになりますと、1.5 倍くらい介護を受ける皆さんが増えてくるんじゃないかと思っております。

いろいろ話を聞きますと、矢筒荘の関係も 30 人から 40 人くらい待ちかなと思っております。100 何番目だなんていう人もおられまして、そういうことを考えると、非常にこの業務は重要ではないかと思っております。

これから町民に不具合の起こさないような今後の対応策があるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） 先ほどもちょっと申し上げましたが、経営強化プランの中で新

たに病院の機能を高めさせていただきまして、今お話がございましたとおりに、当院の入院患者さんは75歳以上が約80%を占めているという状況でございます。そういうことから、これから高齢者の方も増えてまいります。75歳以上の方が増えてまいります。そのところがしっかりとケアできるように、先ほど申し上げました一旦は21床をなくしていきますけども、新たに病院の機能を強化させていただいて、町民の皆さんにご利用いただきやすいようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、併せて地域包括ケアシステムの中でも、当院が中核的な役割を担っていけるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（青山弘） 清水議員。

○11番（清水満） ありがとうございます。住民の皆さんも、飯綱病院に頼る部分が非常に大きいと思っております。病院の強化を期待している人が大勢おられるということは私も承知をしております。住民の皆さんが安全安心で暮らせる町作りを病院で是非やっていただきたい。私達も応援できることあるならば一生懸命応援をしていきたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。要望で終わりにさせていただきます。

○議長（青山弘） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、付託

○議長（青山弘） 議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 17 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 18 号の上程、説明、付託

○議長（青山弘） 日程第 17、議案第 18 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 18 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 18 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）について、ご説明いたします。議案の提案説明書 184 ページをご覧ください。

一般会計補正予算（第 9 号）は 234 万 3 千円を減額し、補正後の予算額を 98 億 837 万 7 千円とするものでございます。なお、繰越明許費の設定を 15 件行っております。また、地方債補正で、合併特例事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び過疎対策事業債について、各事業費が固まったことなどから限度額を変更しております。

初めに、歳出の主な内容を申し上げます。186 ページをお願いいたします。

2 款 総務費では、災害対策支援事業で 18 万円を増額しています。これは、被災地へ派遣し

た職員の派遣手当、及び被災地派遣者の時間外勤務手当です。また、ふるさと応援基金積立金で1億4,000万円を増額、次ページのふるさと納税事業費で9,000万円を減額しております。令和5年度のふるさと応援寄附金を現予算額から5,000万円増の12億5千万円で見込み、経費である、ふるさと納税事業の支出額が概ね固まってきたため、ふるさと納税事業費の残額をふるさと応援基金に組み替えるものです。戸籍事務費で129万8千円を増額しています。これは、住民基本台帳法等の一部改正に基づく戸籍附票システムの改修費で、全額国庫補助金の対象になります。

3款 民生費では、障害者総合支援給付事業で利用者増により620万円を増額、地域生活支援事業で通園利用者の増により40万円を増額、次ページ188ページの低所得子育て世帯生活支援特別給付金・その他世帯分で1人当たり5万円を給付する対象児童の増で補助金を90万円増額、保育一般事務費で施設型給付費の増により補助金75万7千円を増額、きめ細かな切れ目のない子育て総合応援事業で出産応援給付金の増等により40万円を増額しています。

4款 衛生費では、飯綱病院の緊急支援として、病院事業会計への繰出し金で8,000万円を増額しています。

6款 農林水産業費では、地域農業担い手育成支援事業で681万1千円を増額しています。国の補正予算による「担い手確保・経営強化支援事業」に町内の農業者が補助決定を受けたため増額するもので、全額、県支出金の対象になります。森林環境譲与税基金積立金で219万円を増額、来年度の町民会館図書室木質化に全額充当予定です。

次ページ189ページ、8款 土木費、10款 教育費では、それぞれ実績等により各事業を減額しております。

次ページ190ページ、14款 予備費で2,299万6千円を減額し、財源調整しております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。185ページをお願いいたします。

15款 国庫支出金及び16款 県支出金では、各事業の実績等によりそれぞれ補助金等を調整しております。

次ページ、186ページ、18款 寄附金では、歳出で申し上げましたようにふるさと応援寄付

金を 5,000 万円増額しております。

21 款 諸収入では、奨学資金貸付事業で 6 万円を増額しております。

22 款 町債では、それぞれ充当している事業の実績等により、過疎対策事業債で 2,370 万円を減額、緊急自然災害防止対策事業債で 110 万円を増額、合併特例事業債で 1,870 万円を減額しております。

30 款 自動車取得税交付金で旧法による自動車取得税交付金で 11 万 7 千円を増額しております。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 18 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 19 号から議案第 22 号の一括上程、説明

○議長（青山弘） お諮りします。

日程第 18、議案第 19 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 19、議案第 20 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 20、議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 21、議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）、

以上 4 件は、補正予算案件であります。これより、一括して 4 件の提案理由の説明を受け、

最終日 3 月 22 日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第 19 号から議案第 22 号の提案理由の説明を求めます。

宮島住民環境課長、議案第 19 号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 19 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 19 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号 75 ページから、議案の提案説明書は通し番号 190 ページ中段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので通し番号 190 ページをご覧ください。

今回の補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等の国庫補助と次期国保情報集約システム改修に伴う補正となります。

令和 5 年度補正前の予算額 13 億 6,103 万 9 千円に歳入歳出それぞれ 248 万 8 千円を減額し、補正後の歳入歳出予算額を 13 億 5,855 万 1 千円とするものです。

補正内容としまして、歳入では、国庫補助金としてマイナンバー制度関係業務事業費で 5 千円の増額補正、保険基盤安定繰入金として保険税軽減分で 198 万円、保険者支援分で 128 万 3 千円、未就学児均等割保険税軽減分で 3 万 2 千円をそれぞれ減額補正、また、一般会計繰入金として財政安定化支援事業で 58 万 7 千円、事務費繰入金で 21 万 5 千円をそれぞれ増額補正し、歳入合計で 248 万 8 千円を減額補正するものであります。

歳出では、総務費の賦課徴収費として、次期国保情報集約システム改修による電算委託料で 22 万円の増額補正、国民健康保険事業納付金の医療給付費分は保険基盤安定繰入金等の確定に伴い、繰入財源の 270 万 8 千円を減額し、一般財源を増額する財源更正をしております。予備費では 270 万 8 千円を減額補正し、合計は歳入と同じく、248 万 8 千円を減額補正するものであります。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長、議案第 20 号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 20 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 20 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。議案の提案説明書 通し番号 190 ページ下段から 191 ページ上段をご覧ください。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 1 億 2,000 万円を減額して補正後の予算額を 13 億 5,138 万 3 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、保険給付費減額に伴う財源補正より、国庫負担金 2,400 万円、国庫補助金 949 万 6 千円、支払基金交付金 3,240 万円、県負担金 1,715 万円、一般会計繰入金 1,500 万円、支払準備繰入金で 2,195 万 4 千円それぞれ減額するものです。

歳出については、保険給付費で介護サービス等諸費 1 億 1,900 万円、特定入所者介護サービス等費 100 万円それぞれ減額するものです。介護給付費につきまして、当初予算作成時には保険給付費請求額が毎月約 1 億円あったわけでございますが、新年度に入り約 9,200 万円前後に推移したため、減額になりました。

以上、介護保険事業補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長、議案第 21 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 21 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案説明をいたします。議案書 通しページ 99 及び提案説明書 通しページ 191 下段をご覧ください。

補正の概要は、補正前の予算額 491 万 7 千円、補正予算額 16 万 1 千円の減額、補正後の予算額 475 万 6 千円、浄化槽修繕の入札により、国庫補助金の確定に伴う減額及び基金の積立の増額で、既定の歳入歳出予算とも 491 万 7 千円から 475 万 6 千円にするものです。

主な補正内容は、歳入は、使用料を 5 万 8 千円増額、国庫補助金を 21 万 9 千円減額しました。
歳出では、汚水処理施設管理費の修繕料を 72 万 1 千円減額、基金費の積立金を 56 万円増額しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長、議案第 22 号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 22 号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。議案書通し番号 107 ページから 112 ページをご覧ください。議案提案説明書で説明いたします。通し番号 192 ページをお願いいたします。

補正の概要でございますが、起債の限度額を増減するものでございます。

主な補正内容でございますが、第 4 条の資本的収支予算の建設改良費の設備改良費のうち、建物附帯施設整備事業につきまして、340 万円を増額させていただきまして 6,940 万円とし、医療機器整備事業につきましては、340 万円を減額させていただきまして 8,160 万円とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 以上で説明を終了します。

◎議案第 23 号から議案第 32 号の一括上程、説明

○議長（青山弘） お諮りします。

日程第 22 から日程第 31 までは、令和 6 年度飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の予算議案であります。

予算案件 10 件を一括して議題としたいと思います。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議 2 日目の 3 月 5 日に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行します。

議案第 23 号から議案第 32 号の提案理由の説明を求めます。

土屋総務課長、議案第 23 号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 23 号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第 23 号 令和 6 年度飯綱町一般会計予算について、ご説明申し上げます。資料の 199 ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総額は、86 億 7 千万円で、前年度比 4 億 4 千万円、5.3%の増となります。当初予算額としては、過去最高額となっています。ただし、実質的な予算規模を見るには、借換債とふるさと納税などの寄付金を除いた予算額で比較する必要があります。予算額から借換債と寄付金を除いた額を実質的予算額とすると、令和 6 年度予算額から借換債 1 億 5,370 万円、寄附金 7 億 300 万円を差し引くと、令和 6 年度の実質的予算額は 78 億 1,330 万円となります。過去 7 年間の実質的予算額の平均は 78 億 900 万円となっています。よって、令和 6 年度の実質的な予算規模は過去 7 年間の平均に位置していることになります。さらに、現在の物価高や人件費の増などの社会情勢を加味すれば、令和 6 年度予算は比較的抑え込んだ予算規模になっていると財政担当課では分析しています。

次ページ 200 ページをご覧ください。中段以降に歳出予算の概要を記載しています。大規模災害に備えた防災・減災対策、文化施設等の大規模改修、DX の推進、切れ目のない子育て・子育て支援、健康づくりの推進、人口減少対策などの諸施策を重点とした予算計上をしております。

令和 6 年度予算の増減を費目別にみると病院への繰出金や新型コロナウイルスワクチン接種の費用助成等により衛生費が 14.1%の増、焚荒地区の住宅整備、栄町の道路新設改良事業等により土木費が 13.6%の増となっています。また、前年度に償還のピークを迎えた公債費は 6.0%の減となっています。

それでは、204 ページをご覧ください。主な歳入について申し上げます。

まず、町税収入全体は、10 億 7,814 万 6 千円で、前年度当初予算と比べて 3,533 万 5 千円、3.4%の増となっています。新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を見込み、すべての税目において増額を見込んでいます。

次ページ、205 ページをご覧ください。地方交付税は、33 億 5,500 万 1 千円で、前年度当初予算と比べて 1 億 3,900 万円の増を見込んでいます。この内、普通交付税については、令和 6 年度地方財政計画において新たな算定項目「子ども子育て費」の創設、会計年度任用職員の給与改定に対応した算定などで前年をやや上回ると見込まれることから、前年度比 1 億 8,000 万円増の 30 億 8,000 万円としています。一方、特別交付税については、地方創生臨時交付金の皆減などによる対象経費の減額が見込まれるため、前年度当初予算と比較し 4,100 万円の減としています。

次ページ、206 ページをご覧ください。一般会計の地方債発行額は、借換債を除くと 7 億 290 万円で、前年度決算見込と比べ 8,330 万円の増となっています。普通債は、町民会館図書室の移設や EAST 公園整備、定住促進住宅建設、指定避難所非常用階段整備などの事業について、過疎対策事業債、合併特例債、緊急防災・減災事業債といった、交付税措置率が 70%以上の有利な借り入れを予定しています。

次ページ、207 ページをご覧ください。一般会計の地方債発行額は増加となるものの、令和 6 年度の一般会計地方債現在高は、表のとおり 65 億 3,166 万 5 千円で、前年度決算見込に比べて 1 億 4,251 万 7 千円の減となる見込みです。

209 ページをご覧ください。一般会計の繰入金は、基金繰入額は 12 億 384 万 6 千円を予定しており、表のとおり令和 6 年度末の一般会計基金残高は 26 億 5,017 万 7 千円となる見込みです。内訳では、財政調整基金を前年度予算額と同額の 3 億円を繰り入れることとしています。その他、減債基金を 1 億 6,710 万円、地域振興基金を 1 億 9,290 万 3 千円、ふるさと応援基金を 5 億 1,600 万円など、それぞれ繰り入れる予定で、財源不足の対応、公債費の平準化に活用してまいります。これに伴い、令和 6 年度末の基金残高は減少する見込みとなっていますが、令和 5 年度決算に伴う決算積立や普通交付税の状況などをみながら、財政調整基金はできる限り繰

り入れずに財政運営を行っていきたいと考えています。また、令和6年度のふるさと応援寄付金は7億円を見込み、ふるさと納税応援基金積立は寄付金の約41%の2億8,935万1千円の積立を見込んでいますが、令和5年度のように寄付額が12億を超えると、それだけ基金への積立額が増えることになります。よって、令和6年度末の基金残高は、資料の見込み額よりも増えると予測しております。将来にわたって安定的な財政運営ができるよう、適正な基金残高を目指してまいります。

それでは202ページにお戻りください。15款 国庫支出金は、3億7,358万8千円で、6,822万7千円、15.4%の減となっています。令和5年度コネクト EAST 3階の改修で活用したデジタル田園都市国家構想交付金の皆減により大幅に減少しています。

16款 県支出金は、3億7,064万6千円で、846万7千円、2.3%の増で、ほぼ横ばいを見込んでいます。令和6年度から県と共に新たに取り組む「輝く農山村地域創造プロジェクト事業」で952万6千円の皆増を見込んでいます。

18款 寄付金は、ふるさと応援寄付金で2億円増、企業版ふるさと納税応援寄付金で300万円増の7億300万円を見込んでいます。ふるさと納税については、令和5年度の寄付金実績は12億を超えており、また大手ふるさと納税サイト楽天の令和5年実績で、飯綱町がりんご部門で、全国で1位になりました。ふるさと納税事業は、地域経済に大きな影響を与えるとともに、町の財政運営の上で非常に重要な財源となってきています。

203ページをご覧ください。主な歳出についてご説明します。

2款 総務費全体では、7,579万6千円、4.1%の増になっています。主な増額事業は、ふるさと応援基金積立金が1億4,084万1千円の増、ふるさと納税事業費が返礼品など5,964万9千円の増、ふるさと納税事業全体で2億49万円の増となっています。しごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業が、いいづなコネクトの指定管理料の見直し、テレワーク施設の備品購入事業などで1,290万8千円の増、公共交通利用促進事業が夜間及び休日等のタクシー運行確保事業や地域連携ICカードの導入などで971万1千円の増となっています。主な減額事業は廃校を活用した地域住民交流促進事業が9,171万6千円の減となっています。令和6年度は、いい

づなコネクト EAST のグラウンドを活用した公園整備事業で 5,023 万 4 千円を計上しましたが、令和 5 年度の EAST 3 階改修工事費約 1 億 4,000 万円が皆減したため、前年度対比では減少しています。

3 款 民生費全体では、7,264 万 4 千円、4.6%の増となっています。主な増額事業は、地域福祉推進事業がむれデイサービスセンターの特殊浴槽の交換工事、社協に配置する地域おこし協力隊などで 1,886 万 5 千円の増、保育一般事務費が管外保育や幼稚園等への施設型給付費の増で 1,322 万 6 千円の増、児童手当費が高校生年代までの支給期間の延長や所得制限の撤廃等のため 1,249 万円の増となっています。

4 款 衛生費全体では、1 億 12 万 7 千円、14.1%の増となっています。主な増額事業は、病院施設費が病院事業会計への繰出しで 5,753 万 7 千円の増、予防接種費が新型コロナウイルスワクチン接種、HPV ワクチンキャッチアップなどで 1,877 万 2 千円の増、上水道施設費が三水地区水源変更分出資金などで 2,088 万 4 千円の増となっています。

6 款 農林水産業費全体では、6,172 万 8 千円、10.8%の増となっています。主な増額事業は、緊急自然災害防止対策事業が霊仙寺湖浚渫工事などで 9,410 万 5 千円の増、アップルミュージアム運営費が高圧機器更新工事、空調設備整備などで 1,289 万 2 千円の増、いづなの里ブランドづくり事業がりんごの自然栽培、高地栽培の実証実験などで 368 万 8 千円の増、農業継承等支援事業が新たな働き手を確保する事業などで 364 万円の皆増となっています。

7 款 商工費全体では、1,454 万円、12.7%の増となっています。主な増額事業は、東高原ゾーン整備事業が温泉湯設備設置工事などで 632 万 6 千円の増、花ツーリズム事業が二輪草園木道修繕工事などで 423 万 1 千円の増となっています。

8 款 土木費全体では、1 億 2,597 万 6 千円、13.6%の増となっています。主な増額事業は、住宅管理費が焚荒地区定住住宅 2 棟 4 戸の購入費などで 4,998 万 9 千円の増、道路新設改良費が栄町道路改良用地補償などで 4,450 万円の増、橋梁長寿命化修繕事業が橋梁点検業務や芹沢スノーシェルター修繕設計などで 1,195 万円の増、空き家対策事業が空き家対策実態調査などで 507 万円の皆増となっています。

9 款 消防費全体では、2,963 万 1 千円、7.7%の増となっています。主な増額事業は、防災対策事業が、指定避難所である倉井防災センターの非常用階段設置工事、マンホールトイレの設計業務、非常食・備蓄品の増強、指定避難所への移動式エアコンの購入、災害時組み立てトイレの購入などで 1,770 万 4 千円の増となっております。また、広域消防費が須坂市消防本部と長野市消防局で共同実施する高機能消防指令情報システム整備などで 1,418 万円の増となっています。

10 款 教育費全体では、2,407 万 6 千円、2.6%の増となっています。主な増額事業は、事務局一般管理費が三水小スクールバス車庫建設工事などで 3,568 万 2 千円の増、歴史ふれあい館管理運営費が展示設備のリニューアルなど 2,678 万 4 千円の増、奨学資金貸付基金管理運営事業が奨学金管理システムの導入や基金への繰出しなどで 1,626 万円の増、調理場施設管理費が老朽化した冷蔵庫、冷凍庫などの備品購入費などで 1,094 万 5 千円の増となっています。

210 ページをご覧ください。表のとおり、人件費は給与改定や会計年度任用職員の報酬単価や期末手当の増により 8,821 万 2 千円の増、公債費は大型事業などの償還のピークを超えつつあることから 5,537 万円の減、義務的経費全体では 3,998 万 7 千円の増となっています。投資的経費の内、普通建設事業費は、焚荒地区の住宅整備や霊仙寺湖の浚渫工事などにより 6,122 万 4 千円の増となっています。その他経費の内、物件費は本年度もマイナスシーリングとしましたが、ふるさと納税事業の拡充などにより 6,455 万 6 千円の増、補助費はふるさと納税事業の拡充や病院事業、下水道事業への繰出し金の増加により 1 億 447 万 2 千円の増となっています。

なお、予算科目ごとの主要事業の概要は 229 ページ以降にございますので、ご確認をお願いいたします。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 暫時休憩に入ります。再開時間は午後 1 時とします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1時00分

○議長（青山弘） 休憩前に引続き会議を開きます。

宮島住民環境課長、議案第 24、25 号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 24・25 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 24 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書については 209 ページから、主要事業の概要は通し番号 282 ページからでございます。主要事業の概要により説明させていただきますので、通し番号 282 から 283 ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額はいずれも 12 億 1,376 万 6 千円で、前年度比 1 億 2,425 万 8 千円の減となっております。

主な歳入の内訳は通し番号 283 ページをご覧ください。

1 款 国民健康保険税が 2 億 2,045 万 1 千円で、前年度比 1,511 万 2 千円の減。

6 款 県支出金が 8 億 8,771 万 1 千円で、前年度比 9,812 万 7 千円の減。

10 款 繰入金が 9,660 万 2 千円で、前年度比 96 万 9 千円の減。

11 款 繰越金が 800 万円で、前年度比 1,000 万円の減でございます。

主な歳出の内訳は通し番号 282 ページをご覧ください。

1 款 総務費が 2,221 万 7 千円で、前年度比 171 万 1 千円の増。

2 款 保険給付費が 8 億 7,487 万 1 千円で、前年度比 9,835 万円の減。

3 款 国民健康保険事業納付金が 2 億 9,582 万 8 千円で、前年度比 2,874 万 1 千円の減。

6 款 保健事業費が 1,532 万 2 千円で、33 万 2 千円の増でございます。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書については 237 ページから、主要事業の概要は通し番号 284 ページでございます。

歳入歳出予算総額はいずれも 2 億 725 万 1 千円で、前年度比 3,078 万 4 千円増となっております。

ます。

主な歳入の内訳は、1 款 後期高齢者医療保険料が 1 億 4,580 万 2 千円で、前年度比 2,394 万 3 千円の増。

4 款 繰入金が 5,913 万 4 千円で、前年度比 504 万 1 千円の増。

5 款 繰越金が 220 万円で、前年度比 180 万円の増でございます。

主な歳出の内訳は、通し番号 284 ページをご覧ください。

1 款 総務費が 1,082 万 8 千円で、前年度比 470 万円の増。

2 款 後期高齢者広域連合納付金が 1 億 9,411 万 3 千円で、前年度比 2,851 万 4 千円の増でございます。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長、議案第 26 号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 26 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算について提案説明をいたします。

歳入については、主要事業の概要 通し番号 286 ページをご覧ください。

予算につきましては、それぞれ記載のとおり見込んでおります。予算総額は、13 億 970 万円、前年比 1 億 1628 万円の減となっています。

1 款 保険料については、2 億 6,170 万 9 千円。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料です。特別徴収 4,106 人、普通徴収 298 人で計上してございます。

2 款 使用料及び手数料は、590 万 5 千円。配食サービス、緊急通報装置使用料になります。

3 款 国庫支出金は、負担金、補助金を合わせて 2 億 9,557 万 8 千円。介護給付費及び地域支援事業に係るものでございます。

4 款 支払基金交付金は、3 億 3,071 万 4 千円。2 号被保険者の保険料になります。

5 款 県支出金は、負担金と補助金を合わせて 1 億 7,772 万 1 千円となります。

7 款 繰入金は、2 億 3,781 万 7 千円で、一般会計繰入金 5 項目合わせて 2 億 571 万 6 千円

と介護給付費準備基金繰入金 3,210 万 1 千円からとなっています。

歳出につきまして、285 ページより説明させていただきます。

1 款 総務費は、職員の給与関係経費及び介護認定調査員の報酬等でございます。

2 款 保険給付費、11 億 6,200 万円、前年比 1 億 2,539 万円減となります。主に介護サービスに対する保険給付として、要介護者及び要支援者を対象とする給付費、国保連合会への審査支払手数料、高額介護、高額医療合算サービスに係るもの、特定入居者介護サービスとして、食費、居住費に対して利用者の負担を軽減するものです。

4 款 地域支援事業は、9,335 万円、前年比 1,063 万 2 千円増です。主に要介護状態になることの予防と高齢者の自立支援を目的に実施するものです。主要事業の概要としまして、総合事業で 7,910 万 4 千円、総合事業内で配食サービスや介護予防事業評価事業を拡充しています。任意事業で 551 万 2 千円、認知症総合支援事業では、主に社協からの職員派遣負担金で 792 万 7 千円です。

7 款 諸支出金は、一般会計の重層的支援体制整備事業へ地域包括支援センター費、一般介護予防事業など移行に伴う一般会計へ繰出金 1,228 万 9 千円となります。

以上、介護保険事業特別会計予算概要について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長、議案第 27、28 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 27・28 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 27 号 令和 6 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算について提案説明をいたします。予算書の 303 ページ、主要事業の概要の通しページ 287 をご覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 256 万 6 千円です。

歳入の主なものは、使用料手数料で 170 万 1 千円、財産運用収入の基金利子で 3 万円、繰越金 83 万 2 千円です。

歳出の主なものは、污水处理施設管理費で浄化槽管理委託料 45 万円、光熱水費 52 万 8 千円、

修繕料で 132 万円、総額で 246 万 6 千円です。なお、基金積立に 10 万円を計上いたしました。

続いて、議案第 28 号 令和 6 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算について提案説明をいたします。予算書の 314 ページ、主要事業の概要の通しページ 288 をご覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 82 万 3 千円です。

歳入は、繰越金で 82 万 3 千円。

歳出は、造成地（原田地区公園等）の管理費 20 万円、予備費として 62 万 3 千円で 82 万 3 千円を計上いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 相澤飯綱病院事務長、議案第 29、30 号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 29・30 号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第 29 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算についてご説明致します。予算書 323 ページ、主要事業の概要の通-289 ページをご覧ください。

令和 6 年度の事業目的、「在宅に出向いての訪問看護サービス、介護支援サービスを提供する。」は、例年同様です。

令和 6 年度は 6,240 万円の収支均衡予算で、対前年 656 万 6 千円の増です。

事業収入は、訪問看護ステーション事業収入 4,816 万 5 千円、繰入金 500 万円、繰越金 913 万 4 千円、諸収入として 10 万円、寄付金 1 千円を予定しております。内訳は、介護収入で 3,184 万 7 千円（内訳として訪問看護 2,450 万円、居宅介護支援 733 万 2 千円、その他 1 万 5 千円）、医業収入で 1,631 万 8 千円（訪問看護 1,628 万 3 千円、その他 3 万 5 千円）、繰入金 500 万円（財政調整基金繰入金）を見込んでいます。令和 6 年度も前年に引き続き、医療保険よりも介護保険利用者の増を見込んでいます。

支出の内訳は、衛生費で 6,238 万 9 千円、諸支出金として 1 千円、予備費として 1 万円を予定しております。衛生費の訪問看護ステーション費 6,238 万 9 千円は、主に人件費等です。職員の増員があり対前年で 656 万 6 千円の増となっています。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議案第 30 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算についてご説明いたします。予算書 342 ページ、主要事業の概要の通-290 ページをご覧ください。

令和 6 年度収益的収支予算は、23 億 5,293 万 2 千円の収支均衡予算です。

病院事業収益のうち、医業収益は 19 億 8,757 万 3 千円、医業外収益が 3 億 6,185 万 3 千円、介護収益で 350 万 6 千円を見込んでいます。対前年 6,169 万円の減です。介護療養病床 21 床は令和 6 年 3 月 31 日で廃止となるため、介護収益は 7,581 万 1 千円の減額としました。新型コロナウイルス感染症は 5 類となりましたが感染力は変わりません。今までの対応経験を活かし院内のクラスター予防に努め、入院患者さん、外来患者さんの確保に努めてまいります。介護保険を除き前年度と同規模数を見込んでおります。また、新型コロナワクチンの個別接種も実施してまいります。

医業外収益の内、2 億 3,076 万 3 千円が一般会計からの繰入金で、3 条予算への配分額です。前年比較で 4,614 万円の増となっています。

続いて、病院事業費用ですが、医業費用は 22 億 9,661 万円、医業外費用が 4,582 万 2 千円、予備費・特別損失で 1,050 万円を見込んでいます。持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化プランの確実な推進及び病院修繕計画策定のためのコンサルを実施してまいります。また、例年の研修医に加えまして、松代総合病院の研修医の実施期間となっておりますが、来年度は卒後 6 年の先生を 6 か月、卒後 2 年の先生を 3 か月、受入れを行います。医師の働き方改革が 4 月から施行されるわけですが、そちらの方の対応とも合わせまして受入れをしてまいりたいと考えております。前年度比較では、医業費用が 5,037 万 1 千円の減、医業外費用は 131 万 9 千円の減、予備費は 1,000 万円の減で収入と同様に 6,169 万円の減です。

続きまして、資本的収支ですが、資本的収入は 2 億 7,493 万 7 千円で、対前年 1,289 万 7 千円の増、資本的支出では 3 億 8,201 万 4 千円で、対前年 92 万 5 千円の増です。差し引き、マイナス 1 億 1,707 万 7 千円の収支不均衡予算となっています。収支で不足する額は、損益勘定留保資金で補填するものいたします。

資本的収入の内訳は、企業債が1億3,650万円、他会計負担金が1億3,823万7千円、寄付金・投資償還収入でそれぞれ10万円を予定しています。なお、他会計負担金は全額一般会計からの繰入金で、4条予算への配分額となっています。他会計からの繰入金総額は、3条・4条予算併せて3億6,900万円で、前年当初予算と比べ5,753万7千円の増となっています。

資本的支出は、企業債償還金が2億4,238万8千円で、対前年60万1千円の減、設備改良費では1億3,652万6千円で、対前年で152万6千円の増となっています。設備改良費は、建物付帯設備6件、医療器械14品目の整備を予定しています。長期貸付金は看護師修学資金貸与金で、看護師の確保に努めてまいります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長、議案第31、32号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第31・32号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第31号 令和6年度飯綱町水道事業会計予算について提案説明をいたします。予算書375ページ、主要事業の概要の通しページ291をご覧ください。初めに、予算書376ページをお願いいたします。

業務の予定量ですが、給水戸数4,190戸、年間総給水量96万3千6百m³、一日平均給水量2,640 m³です。

収益的収入及び支出の予定額は、主要事業の概要291ページをお願いいたします。収益的収入・支出それぞれ、3億1,863万2千円です。主な収入は、給水収益2億1,420万円、一般会計負担金4,840万4千円、営業外収益5,360万6千円です。支出の主なものは、施設維持管理費及び企業債利息の支払いで営業費用2億9,429万4千円、施設維持管理費6,761万6千円、人件費3,299万4千円、減価償却費1億7,940万円です。営業外費用として2,094万円、企業債利息1,311万9千円、消費税760万円です。主な事業は、水源・浄水場機器等修繕、管路等施設漏水修繕、合せて約1,700万円程度予定しています。

続いて、資本的収入は、企業債借入れ、工事加入負担金等で3億2,361万円、工事負担金・新規加入負担金・補償費が1,211万円、企業債2億5,000万円、出資金3,500万円、国庫補助

2,650 万円を見込んでおります。資本的支出ですが、総額 5 億 281 万 8 千円。浄水施設改良費として 1 億 7,578 万円、配水管布設費で 1 億 9,566 万円、営業設備費で 663 万 5 千円、配水施設拡張費 2,556 万円です。また、建設改良費として、土橋水源整備事業で継続費を令和 6 年度 1 億 7,281 万円、7 年度 4,719 万円、合せて 2 億 2,000 万円としています。主な事業は、土橋水源整備事業取水施設建設工事 1 億 6,016 万円、日向配水池系管路耐震化工事 1 億 7,512 万円、新配水池実施設計業務委託 1,870 万円となっています。企業債償還金として 9,918 万 3 千円を見込んでいます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 7,920 万 8 千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度・当年度損益勘定留保資金で補填するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

今回の予算では水道は、資本的収支にかかわる工事が多いため、昨年に比べて金額的に増額となっております。

続きまして、議案第 32 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算について提案説明をいたします。予算書 400 ページ、主要事業の概要の通しページ 292 をご覧ください。初めに、予算書 401 ページをお願いいたします。

業務の予定量ですが、処理区域内の接続戸数及び人口は 3,580 戸、9,060 人となります。年間総汚水量 77 万 9,160 m³、一日平均汚水量 2,135 m³、主な建設改良事業で 6 億 1,002 万 3 千円です。

収益的収入及び支出の予定額は、主要事業の概要通しページ 292 をお願いいたします。収益的収入・支出それぞれ、5 億 7,891 万 2 千円。主な収入は、使用料収入で 1 億 6,644 万 5 千円、公共下水道が 1 億 3,081 万 5 千円、農業集落排水が 3,290 万 3 千円、小規模集合排水が 52 万 2 千円、個別排水が 220 万 5 千円です。営業外収益として他会計補助金 1 億 6,734 万 3 千円です。支出の主なものは、施設維持管理及び企業債利息の支払いで、営業費用として 5 億 2,643 万 6 千円、人件費で 2,945 万 4 千円、減価償却費 3 億 2,488 万 6 千円です。営業外費用として 5,223 万 6 千円、企業債利息で 4,123 万 6 千円。主な事業については、マンホールポンプ修繕、それ

から処理場の機器等の修繕でございます。

資本的収入は、総額 8 億 9,682 万 5 千円。下水道事業債で 3 億 5,520 万円、国庫補助金で 3 億 436 万 2 千円、負担金等で 2 億 3,726 万 3 千円です。資本的支出ですが、総額 10 億 639 万 3 千円。主な事業は、建設改良費工事請負費などで 6 億 1,002 万 3 千円。マンホールポンプ場自家発電機設置工事、し尿投入施設工事、公共下水道管路施設工事などです。また、し尿処理施設工事では令和 6 年度、7 年度、それから公共下水道管路施設工事では令和 6 年度から 8 年度まで、債務負担行為として限度額を 7 億円と 5 億円としています。下水道事業債元金償還金として 3 億 9,637 万円です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 956 万 8 千円は、過年度分・当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。下水につきましても、資本的収支について、昨年よりも大幅に増額になっております。こちらについては、今お話ししたとおり、し尿処理場また公共下水の管路の敷設工事を予定しておりますので、それらの工事が増額になるという内容です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 以上で説明を終了します。

◎議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 32、議案第 33 号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 33 号）

○企画課長（平井喜一郎） 議案第 33 号 工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。議案の提案説明書 通し番号 193 ページをご覧ください。

令和 5 年 10 月 19 日に議決をいただきました令和 5 年度飯綱町いづなコネクト EAST 3 階改修工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案をいたしました変更の内容は、工事請負契約の金額変更でございます。契約金額に 919

万6千円増額し、変更後の契約金額を1億291万6千円とし、請負者 高木建設株式会社と工事変更請負契約を締結しようとするものでございます。

設計変更の主な内容につきましては、一つ目として、内装関係では旧音楽室と音楽準備室の床を剥いだところ、当初見込んでいた平均10mmの凹凸より著しい100mm程の段差が生じていたことから、当初のモルタル仕上げではその荷重に躯体が耐えられないため、軽く高さ調整可能なフリーアクセスフロアに変更したことによる増です。また、テレワーク室として利用予定の旧家庭科室については、セキュリティ対策を強化するために、電源やネットワーク配線を状況により変更可能なOAフロアへの変更と、出入口の引き戸を親子扉に電気錠を付加したものに変更したことによる増です。二つ目として、仮設関係では床や壁などの解体による廃材の荷降ろしや改修に必要な資機材等の荷揚げを、当初は屋内の既設階段を使用する予定であったが、児童クラブを含めた施設利用者との動線が重なり危険なことから、施設の外側に仮設の足場を設けることで安全性を確保したため、足場の設置及び撤去・運搬に係る費用が必要となったことによる増です。三つ目として、令和5年10月の法改正により、規模や金額にかかわらず全ての解体・改修等工事で、有資格者によるアスベストの事前調査が義務付けられたことにより、調査を行った結果、廊下の天井部分からアスベストが検出されたため、その調査費を含め養生及び撤去・収集運搬・処分費用が必要となったことによる増の3点でございます。

以上の理由から、工事請負契約約款第19条の規定に基づく設計変更に伴い、工事請負契約の金額を変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 33 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 33、議案第 34 号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 34 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 34 号 町道路線の廃止についての提案説明をいたします。

議案書 通しページ 135 及び議案の提案説明書 通しページ 194 中段をご覧ください。

議案第 34 号 町道路線の廃止について。番号 1、路線名 湯河原峰 1 号線、起点終点で申し上げますが、起点 倉井字大平 1558、終点 倉井字今田 628 - 45、総延長につきましては 314.4 m。続きまして、番号 2、大原裏線、倉井仲林 3891 - イから仲林 3951 - 1、総延長 391.1m。

番号 3、風坂中線、川谷字風坂 141 から字風坂 141、総延長 69.3m。ナンバー 4、沖 1 号線、大字倉井 3985 から赤塩毛見 1251 - 1 また赤塩沖 5648 ということで 197.8mでございます。

詳細な場所については、お手元の地図をご確認ください。町道路線の廃止については、道路状況に合わせ、農業整備事業等の施行に伴う町道を農道とするための路線廃止をするものであります。

以上、宜しくご審議のほどお願い致します。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 34、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（諮問第 1 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。まず初めに、議案の提案説明書、通し番号 194 ページ下段から 195 ページをご覧ください。

本案件は、令和 6 年 6 月 30 日をもって委員 2 名が任期満了となります。うち 1 名の委員は、その後候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。また、もう 1 名の委員は現在選考中であります。委嘱予定日は令和 6 年 7 月 1 日、関係法令は人権擁護委員法第 6 条第 3 項であります。

それでは、議案書により説明させていただきますので通し番号 141 ページをご覧ください。諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので議会の意見を求める。氏名 藤澤 睦志、住所、生年月日は記載のとおりです。令和 6 年 3 月 1 日提出 飯綱町長 峯村勝盛。

藤澤さんは、現在 68 歳、下赤塩在住であります。昭和 54 年から平成 28 年 3 月まで、県内の小中学校で教鞭をとり、定年退職後も令和 5 年 3 月まで小中学校に講師として勤務しておりました。長きにわたり教育現場に携わり、人権教育にも大きくかかわってこられました。平成 30 年 7 月から人権擁護委員を務められ、現在 2 期目であります。長野人権擁護委員協議会では、子ども部会に籍をおき、精力的な活動にご尽力されておられます。また、地域においても、現在組長を務めるなど積極的に活動されております。誠実であり、信頼が厚く人格にも優れております。人権擁護委員として適格であるので、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議会としての意見は、適任、不適任によって行いたいと思います。本案は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑

○議長（青山弘） 日程第35、発議第1号 飯綱町議会議員の請負の状況の公表に関する条例については、議員全員による全員協議会にて協議しておりますので、説明及び質疑を省略し、最終日3月22日に、討論及び採決を行ないたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行します。

◎陳情の付託

○議長（青山弘） 日程第 36、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） お諮りします。

3 月 5 日の本会議は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 1 時間繰り上げて午前 9 時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、3 月 5 日の本会議は午前 9 時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 4 6 分

令和6年3月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和6年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月5日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第23号 令和6年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 議案第24号 令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第25号 令和6年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第26号 令和6年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第27号 令和6年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第28号 令和6年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第29号 令和6年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 8 議案第30号 令和6年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 9 議案第31号 令和6年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第32号 令和6年度飯綱町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三ツ井 忠 義 | 2番 | 中 井 寿 一 |
| 3番 | 小 林 文 廣 | 4番 | 瀧 野 良 枝 |
| 5番 | 渡 邊 千賀雄 | 6番 | 中 島 和 子 |
| 7番 | 樋 口 功 | 8番 | 風 間 行 男 |
| 9番 | 目須田 修 | 10番 | 石 川 信 雄 |

1 1 番 清 水 満

1 2 番 大 川 憲 明

1 3 番 伊 藤 まゆみ

1 4 番 原 田 幸 長

1 5 番 青 山 弘

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 峯 村 勝 盛

副 町 長 池 内 武 久

教 育 長 馬 島 敦 子

総 務 課 長 土 屋 龍 彦

企 画 課 長 平 井 喜一朗

税務会計課長 藤 沢 茂 行

住民環境課長 宮 島 幸 男

保健福祉課長 永 野 光 昭

産業観光課長 清 水 純 一

建設水道課長 笠 井 順 一

教 育 次 長 高 橋 秀 一

飯綱病院事務長 相 澤 浩 幸

総務課課長補佐 近 藤 久 登

総務課財政係長 荒 井 智 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長 土 倉 正 和

事 務 局 書 記 関 竜 典

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第23号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第1、議案第23号 令和6年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

はじめに、町長の施政方針を含め、総論的な観点で予算全体に係る質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。令和6年の予算策定に当たり、国では子ども・子育て重視ということが押し出されておりました、ハード面、ソフト面、いろいろな優遇措置がありますが、長野県の方針も出ておりました、県の方針の中で持続可能な行財政基盤の構築を目指して、具体的に将来世代への過度な負担の抑制を意識し、投資的経費は作ることから直すことに重点化を図ると打ち出されております。

令和5年度から始まっております新たな公共事業評価制度に従って建設事業を厳選していくということが打ち出されております。この将来世代への過度な負担の抑制という関係に関して、本町での考えについてお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） どうもおはようございます。将来的な経費、特に公共施設については既に公共施設全体の大まかな計画は立てておるのですが、個別の公共施設の維持をどうやっていくか、廃止するか、直すか、また新たに建設かというような計画を今作っていると

ころですけれども、私は具体的にどここの施設ということになれば、具体的にその方針についてお答えをしていく用意はありますけれども、前から申し上げましたとおり、ほぼハード事業については箱物と言われる公共施設については、必要なものは整備等をやってきておりますので、今後についても大きく公共施設の存続について見直しをしていくことは、ほぼ山を越えているだろうと判断をしております。

ただし、公共施設の捉え方ですけれども、上水道、下水道等のインフラ整備については、これから財政的にもしっかり計画を立てて取り組んでいく必要があるという方向で考えています。

○議長（青山弘） 質疑はありませんか。清水議員。

○11 番（清水満） 予算の中で質問をしようと思ったのですが、今言われた将来的なことも踏まえてご答弁がありましたので、ここで質問させていただきたいと思います。

今、日本全国がそうですし、長野県も飯綱町もそうですけれども、人口減少による影響というものが私は非常に大きいのではないかと感じております。人口減少、これから 16 年後の 2040 年には、飯綱町の人口が 6,000 人台に入ようになっております。これは飯綱町人口ビジョンから調べたものですけれども、6,000 人台の後半です。

また、町の歳入の一番多いのは、ご存じのとおり地方交付税でして 39.9%、約 40%近いものがこの交付税です。また、その次に多いのが町税でして、歳入の 12.9%、約 13%です。しかし、生産年齢人口の減少、これは 2000 年には生産年齢が 61%でした。しかし、2040 年には 41.8%ということですので、20%近いものが減少になるということです。

また、年少人口ですけれども、一番多かったのが 1960 年の全体人口の 31.6%、2000 年には 14.7%、2015 年には 10.5%、2025 年、来年ですけれども、この統計からいくと 8.9%、2040 年、これから 16 年後には 7.3%ということですので、総人口は長期にわたり大きく減少をしてきておりますし、これからも続いていくということです。

各事業の関係ですが、特に企業会計の関係ですけれども、今年につきましては 206 ページに載っておりますように、150%ほど前年よりは多い借り入れをしていくということです。

ここには過疎債や合併特例債を借りてやっている。合併特例債はもう切れているのではないかと思ったのですが、またお答えいただければありがたいと思います。70%の交付税を使ってできるということです、かなり研究をされ、きちんとやっていただいていることに対しては敬意を表したいと思っております。

しかし、この企業会計の事業等につきましては、人口減少によって使用料金の収入はかなり減るのではないかと考えております。約30%強の人口が減ることになると、病院もそうですし、水道、下水も、料金は当然減ってくると思っております。料金アップも限界があるのではないかと考えております。

それと、一番大きいのは歳出の関係で、耐用年数が切れてくるものがかなりあり、そこへの投資がかなり大きくなるということになるわけです。いろいろ申し上げましたけれども、この10年、15年を見据えた計画ではないかと考えておりますが、その辺の見解がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結論的に申しますと、当然そこを考えて今、予算を編成していますので、そこら辺は大いに信用していただきたいと思っております。今、起債については、一般会計は70億円前後で推移しております。借りて返してと。

しかし今、議員がおっしゃるとおり、交付税措置がある起債、災害等も含めて災害の起債、ほとんどそういう起債を充当しておりますので、極論を申しますと、70億円の借金がありますけれども、 $7 \times 7 = 49$ 、約50億円は交付税で措置されるというふうにお考えをいただいていいと思います。

したがって、私は今後財政的に厳しいというご指摘はありましたけれども、既に学校を造る、役場を造る等について、十分投資的経費をかけてきましたので、今、起債はピークを越えて、これからは償還が減る方向で動いております。したがって、一般会計について

はさほどご心配をいただかなくてもやっていけるだろうと思っておりますが、問題は今おっしゃる企業会計である上水道、下水道、病院事業会計です。

ただし、今議会にも既に上水道・下水道については基本的な考え方をお示しをしていると思います。利用料金である程度の給水なり利用の経費を見るという一定のパーセンテージがあるのですが、それを下回っている料金の安さだと、国の補助金等は採用されないという、厳しい締め付けのある中で、どうやって住民の皆さんに負担をしていただいて、これを乗り切っていくかということについては、これから大いに議論をするところですけども、ひとまず上水道・下水道についてもそうですが、大幅な値上げというのは絶対やっては駄目だと。例えば、1,000 円上げたいなら、10 年、15 年掛かって 1,000 円を上げていこうという指示をして、今、試算をさせております。

したがって、本来なら 1,000 円上げてほしいものを 300 円しか上げなかった場合の 700 円はどうするかといえば、それは役場で何とか節約して、一般会計で支援していこうと、その大きな表れが出資金で、この間申し上げましたとおり、毎年これから 7,000 万円ずつ水道事業会計で最低でも出資金という形で支援をしていくことに基本計画では決めています。

出資金にしたのは、補助金にすると消費税がかかるというのが大きな原因の一つですけども、下水道についてもしかりです。そういう方向を取る中で、例えば 1,000 円の話をするれば、住民の皆さんに何とか 300 円ぐらい負担していただけないか。一般会計で何とか 300 円ぐらい補填できないか。あと、水道事業会計の中で創意工夫で 300 円ぐらい生み出していこうではないかと、こういう負担の割合をご理解いただく中で運営していかないと、ご指摘のとおりかなり厳しい。いわゆる企業会計に一般会計がつぶされてしまう事態を招くことは想像できます。ここら辺はしっかり注意して財政計画を立てていきたいと思っております。

人口の減少によって、税は減り、基準財政需要額が減ることによって交付税も減ってくる、何が減ってくると、こういう本当に厳しい状況が見えているのですけれども、私は国

も県も、それをただ甘んじて受けているということは、期待も含めてですけれども、人口の減少はしても、かなり財政的には効率よくバックアップしていただけるような地方交付税の制度を見直していくなど、そういうものが伴ってこないと、なかなかこういう地方の小さな自治体は厳しい時代を迎えると思っています。

ただ、15 年、16 年がもう心配なので、ここで一気にいろいろなものを節約させていただいて、道路の舗装も何も半分ずつにお願いをしていきたいという考え方は、私は持っておりませんので、念のため申し上げます。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） それでは、私から合併特例債の関係でお答えいたします。

まず、合併特例債につきましては、令和 5 年度末の起債可能残高が 8,813 万円として、令和 6 年度の予算で合併特例債の起債予定額が 8,810 万円ということで、来年度の予算で合併特例債を使い切るような形になります。

合併特例債の起債を充てる予定の事業については、町民会館の図書室の移設事業、及び歴史ふれあい館の機能充実事業です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はございますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 続いて款別の質疑に入ります。歳出から質疑を行います。最初に、第 1 款議会費、予算書 38 ページから 40 ページ、質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第 2 款 総務費、予算書 40 ページから 72 ページ、質疑のある方はおられますか。清水議員。

○11 番（清水満） 議案提案説明書の 232 ページ。292 分の 232、一番下段です。この犯罪被害者の支援事業の関係です。これは新規ですけれども、対象者への支援助成金の基準を教えてくださいと思います。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。この犯罪被害者等支援事業ですが、これについては令和 5 年度に予算の補正をさせていただいて、当初予算としては新規ということで今回、予算の概要書のところに新規と入れさせていただいたものです。

内容については、まず支援金の関係で、犯罪行為により亡くなられた被害者の遺族の方に 30 万円を支給。また、犯罪被害に遭われて、重症を負った被害者本人に 10 万円を支給するというものです。

そのほかに、日常生活支援の関係でも予算を盛っておりまして、一例として、家事や育児、介護支援のサービスを受けた場合には、時間当たり上限 5,000 円、弁護士に相談される場合には 1 回当たり 5,000 円、転居をされる場合には 1 回当たり上限 20 万円を支援するといった制度になっています。

○議長（青山弘） ほかに質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 13 番、伊藤まゆみです。関連でお願いしたいのですが、この犯罪被害者支援の関係の遺族について、今パートナーに関しては、LGBTQ の関係で異性間だけではなくて、同性婚や事実婚の場合でも対象にしていくような自治体が増えてきているわけですが、飯綱町ではどのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。現在のところは、遺族については戸籍などで対象、非対象にしているわけですが、伊藤議員がおっしゃったようなことも社会情勢とし

てございます。あくまでもこの支援金や日常生活支援事業については、町の単独事業ですので、いろいろと町でも解釈を考えていきます。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 13 番、伊藤まゆみです。予算書でも提案説明書の中でも見当たらなかったのをお聞かせいただきたいのですが、町民講座の位置付けです。

今年度も議会担当としては夏にやらせていただいたのですが、いつもなら町の担当で冬場に実施をしていただいていたと思うのですが、今年度は行われなかったという中で、来年度、予算措置がされているかどうか見たのですが、見当たりませんでした。これは議会側にしろ、町側にしろ、総務企画の関係で予算を立てるとお聞きしておりますが、どのように位置付けて予算の中に組み込まれているのか、いないのかをお聞かせください。

○議長（青山弘） 誰にお答えいただけますか。平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えします。予算書の 50 ページに報償費で、町民講座の講師の謝金 50 万円と、食育推進体験講座の講師の謝金 5 万円、合計 55 万円を計上させていただいております。

○議長（青山弘） ほかに質疑ございますか。石川議員。

○10 番（石川信雄） 10 番、石川です。提案説明書の 241 ページをお願いします。下段ですが、前年度もお尋ねした経緯があるのですが、地域力創造アドバイザー委託業務で 560 万円計上されております。これはどういう契約になっているか分かりませんが、結構いい金額で、これは常駐で当たっていただいているのか、もし報告書のようなものが上がっているのだとしたら、それを私たちにもお示しいただければと思うのですが、いかがですか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。地域力創造アドバイザー委託事業につきましては、現在カンマッセに業務を委託しておりまして、まちづくり会議というものを開催しております。将来の町の目指す姿を飯綱の未来ビジョンとしてまとめていきたいということで、令和５年度から事業を委託しております。

まずこの会議の中身ですけれども、町内外の若者に参加の呼びかけ等を行い、課題解決の方策など未来ビジョンに繋がられる様、会議を通し、いろいろ取り組める事業を検討しているところです。報告書につきましては事業完了後、また改めて報告をさせていただければと考えております。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○４番（瀧野良枝） ４番、瀧野です。通し番号で 240 ページをお願いします。いいづな「生きがい創造」プロジェクト事業の関係をお願いいたします。

この中で、ワーケーション委託業務ということで、こちらは過去もカンマッセに委託をしていて、令和３年の実績としてはワーケーションのツアー２名参加で 68 万 3,100 円。令和４年の実績は、ワーケーションツアー３回で、参加者大人 16 名、子ども５名で 104 万 5,000 円。令和５年の予算が 129 万 8,000 円、令和６年も同額になっています。

１点目に、この実績を踏まえたこれまでの事業への評価をお伺いしたいのと、２点目は今年度も同額で予算を立てておりますので、期待する効果について、具体的にワーケーションですのでテレワークとは区別をして、そこにどの程度需要があると見込んでいるのか。それは個人事業主向けなのか、例えば法人向けに大々的に PR をするのか、町の目指す方向性についてお伺いします。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。まず、こちらの事業ですが、令和２年度から取り組んでおりまして、コロナ禍ということもあり、人数等参加者を制約する中で事業

展開をしてきたということもあり、なかなかこちらの意図するような活動ができず、参加者も含めて、成果として上がってこなかったように感じています。

また、令和4年度まではカンマッセいいづなに委託をしておりましたが、令和5年度からはみみずやに委託先を変更しまして、町の人材不足や荒廃地対策等、都市等の住民のニーズも踏まえ、ウェルビーイングやビジネスパフォーマンスの向上などに取り組み、それらを含めて人材の不足等を解決するモデルとして進め、農業とスポーツを掛け合わせたアグリスポーツワーケーションの展開を進めているところです。本年度、実際に実施したのが、7月に行いました田んぼの中の草取りといったものです。それだけではなく、トウモロコシの収穫体験など、ほかにも楽しめるような体験も取り入れています。草取りや草刈りなどの農作業をスポーツと捉えて、参加者の心身の健康を向上させるとともに地域の人材不足を解決することを目指しています。個人事業主もそうですが法人や個人の研修体験として、最終的には、参加者からいただいた費用で運営ができるような体制の構築を目指しております。できることなら大きな企業などと提携して進められればという考えで進めているところです。

年3回ほどこういった、実証実験というとまだまだと思われるかもしれませんが、なるべく自走ができるような体制構築に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。通し番号230ページの職員研修費についてお伺いします。

職員研修に関しては、国の令和6年度の予算の中でも、地方公務員の人材育成、現在は問題点が複雑化、また多様化しているいろいろな課題に対して、人材を育成するということで、国の重点施策として掲げられております。財政措置もあるとは思いますが、この点に関して、まず1点目は、町としてこういったものを活用しながらも含めてですが、人材育成の令和6年の基本方針があったらお伺いしたいと思います。

まとめてお伺いします。2点目は、問題が複雑化、多様化していることの結果かもしれませんが、メンタルヘルスの関係です。

令和3年の全国的な調査では、メンタル関係で長期病気休暇になってしまっているのが10年前の約1.6倍、15年前からすると約2倍の方がそういったメンタルの関係で長期にお休みをされているということです。その対応策としては、本人が行うセルフケアの次が、管理職、管理監督者によるラインケアというものを充実させましょうと言われています。この点、管理に当たられる方や、また職員全体では副町長がきっと担当されていると思いますが、メンタルヘルスに関して、その直属のラインケアをする方の専門的な知識や質の向上が図られているかを2点目にお伺いします。

3点目が具体的になるのですが、住民の方から聞かれたのでお聞きします。現在、確定申告の関係の業務もやっていらっしゃると思うのですが、そこに業務応援にいらっしゃる方もいるかと思います。担当課ではない方も応援に行かれているのではないかと思います。そういった方に対しては、年度当初にそういった専門的な研修計画が組み込まれていて、行われているのかどうか。その応援に行かれた方、本人にとってもしっかりと相談業務ができて、住民の皆さんにも不具合をおかけしないようになっているのかも改めてお伺いします。

○議長（青山弘） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。まず職員の人材育成の関係の基本的な考え方ということです。

職員の人材育成についてですが、まず最初は職員の採用から始まるわけです。今は人材確保が難しい時代になっておりますが、その職員の採用の時点でいろいろな工夫を重ねております。

一つは、インターンシップの学生などを受け入れて、そういった中で入り口としていい人材確保のために広く人材を求めていくような施策を講じるところです。また、広域連合

で行っております連携中枢都市圏での社会人採用といった中で、より広く人材を求めながら、底辺の人材確保をまず進めていきます。

その上で、今、議員からお話がありました人材育成という形になっていくわけですが、最初は通常業務の中で先輩方から後輩方に指導する通常の OJT、それから職員研修という中では、外部人材等を講師に迎えての職員研修、それからもう一つ大きな柱とすれば、外部の県、あるいは今、農水省にも派遣を出しておりますし、あるいは広域連合の派遣等、職員を外部の機関に出しながら、幅広い視野、それから高度な技術やノウハウを身に付けるといったことの中で、全体的に職員のレベルアップを基本的に考えているところです。

いい仕事をするためには、良い人材を育成していくことが大事な観点ですので、そういったところも含めて、人材育成についてはできる限りの努力をしていきたいと考えております。

それから、メンタルヘルスの関係です。メンタルヘルスについては、最初の入りで職員のメンタルヘルスチェックというものを職員全員について行っているところです。そういった中で何か問題等を抱えている職員については、町の産業医にアドバイスを求めたり、あるいはわれわれも本当に苦しんでいる職員については、本人に直接いいかどうか確認し、かかりつけ医の意見をもらいながら、本人の状況を確認して対応をしています。

その外、専門的な知識については産業医、あるいはほかに精神科のソーシャルワーカーもおりますので、そういった方にわれわれも専門的な話を聞きながら、あるいは職員個人にも直接そういった方に受診に行ったり、聞いてもらい、より専門的なスタッフの皆さんの知識を得ながら、職員のメンタルについては配慮していきたいと思っております。

一方では、何か問題点や不安な点を抱えている職員については、それぞれ各課、あるいは私、副町長のほうでいろいろと随時相談を受け付けながら、職員のメンタルヘルスについては万全を期していきたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 藤澤税務会計課長。

〔税務会計課長 藤澤茂行 登壇〕

○税務会計課長（藤澤茂行） お答えします。申告関係の応援職員の関係ですが、原則経験者を今までお願いをしてきております。現在の課税係は3名しかおりませんので、応援がないと回らないということが第一です。

経験者の方をお願いするのをずっとやってきたのですが、なかなか皆さん忙しくて、この1カ月間協力するのが難しい状況になっておりますので、若手で未経験者も含めて、やってみたいといった若手の職員に、希望があればお願いをしたということです。

研修等をやっているかという話ですが、一応、未経験者もいますので、申告は2月から3月の1カ月間になりますから、その前に内部の研修を2回ほどやっております。なにぶん税金の関係は特別なものですから、慣れも必要かと思っておりますが、経験者に限らず、税金に興味のある若手はどんどん経験を積ませていただきたいと思いますと思っております。

○議長（青山弘） ほかに質疑のある方。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の235ページをお願いします。

その防災対策費の中に、指定避難所移動式エアコン、災害時組み立てトイレ、非常用発電機、避難所開設キット427万7,000円が盛り込んでありますけれども、先日、毛野組で炊き出し訓練がありまして、日赤奉仕団の方がお見えになったりして、訓練の一つをしたわけです。

○議長（青山弘） 石川議員、今は9款の消防費の話をしていますか。

○10番（石川信雄） そうですね。失礼いたしました。

○議長（青山弘） 後でまた9款をやりますから。

○10番（石川信雄） 大変失礼いたしました。

○議長（青山弘） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） それでは、暫時休憩に入りたいと思います。再開は9時50分です。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時50分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2款総務費、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第3款民生費、予算書72ページから101ページ、質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第4款衛生費、予算書102ページから115ページ、質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第5款労働費、予算書115ページから116ページ、質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第6款農林水産業費、予算書116ページから138ページ、質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第7款商工費、予算書138ページから145ページ、質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。通し番号264ページ、一般観光費をお願いいたします。

利きりんごジュース大会委託料143万円についてですけれども、この委託先と、また参加対象者とその目的、期待する効果についてお伺いします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。この利きりんごジュース大会のことですが、りんごの町飯綱町という中で、いろいろな取組をおこなってはというところで企画をご提案をいただいて、予算に計上したものです。

これについては、りんごジュースの楽しみ方、りんごという個体でいろいろなりんごもあるのですが、ジュースにしたときの品種の違いやブレンドの違い、今うちの町では高機能ジュースなどいろいろなものを用意していますので、そうした部分でりんごジュースの新しい親しみ方といったものを打ち出せないかという企画です。

この企画のみだけのイベントということではなかなか難しいかと思いますが、ほかに行う産業観光課のイベントの中で、こうした企画を持って、そして参加していただいた皆さまにジュースの感想なども聞きながら、今後どういったジュースにニーズがあるか、そういったものも含めて実施を検討していきたいと思っております。

委託先の会社については、当然想定はしていますが、今、手持ちの資料がありませんので、担当に確認して、後でご説明させていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 7 款商工費、ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10 番（石川信雄） では、同じ提案説明書 264 ページの上段をお願いします。その中で、企画展でりんごアート博覧会と段ボールアート展という新規事業で 92 万円ほど計上されていますが、一体どんな内容のことをやるのか、目的は一体どういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。こちらにつきましては、今年度の事業で、リトさんの企画展をさせていただきました。かなり反響がありまして、実際に来館者は年間 1,000 人ぐらいのミュージアムなのですが、この企画の間に 1,000 人ほどの方がご来場されました。こうした良い企画を今後も続けていきたいということの中で、この段ボールアートの方に企画展をお願いしています。

ポイントとしますと、ちょうど夏休みにかかるような時期に実施したいと考えておりまして、例えば子供の夏休みの工作に活用できるかと思ひますし、段ボールで作るのですが、かなり精巧な模型といいますか、しっかりしたものを作成しています。こういうものを見

ていただいたり、体験できるような企画を行いまして、町民の皆さんや、町外の方にも来ていただいて、ミュージアムの利用の促進を図っていきたいと考えている事業です。よろしくお願いします。

入館者数を間違えておりました。1万人です。申し訳ございませんでした。

○議長（青山弘） ほかに質疑はございませんか。渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 通し番号 264 ページ、提案説明書です。この中の中段の住宅リフォーム制度についてお伺いいたします。

住宅リフォーム助成制度は非常に町民の間でも評判がよくて、毎年、予算をオーバーするぐらいの申し込みがあると思います。去年より若干減っているのですが、この住宅リフォーム事業自体は大いに推奨してやっていくべきかと思うのですが、その辺の考え方を伺います。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 住宅リフォーム事業につきましては、商工業者と交流する中で非常にありがたく喜ばれている事業でもありますし、町の経済効果も非常にある事業があります。昨年度との比較はこの後調べさせていただきますが、こちらはしっかり周知させていただきまして、当初に手を挙げた方にはしっかりと補助できるような形を取れるように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

昨年との比較につきましては、確認してまた後ほどお話しさせていただきます。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。通し番号 264 ページ、最下段の一般観光費の中で、69歳以上温泉券等という事業に関してです。令和4年度の利用率が56.6%であったということで、もともとの行政報告によりますと、健康増進や介護予防への取組ということで書かれておりましたが、それについての評価と、また、令和5年度の現在までの利用率が分

かればということと令和6年度の目標利用率、また、利用可能施設の拡大の可能性についてお伺いします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。まず、今年度の利用率ですけれども、こちらについては今、手持ちで数字がありませんので、現状での利用率については調べれば分かることですので、後ほどご報告させていただきます。

この事業の評価ということにつきましては、やはり非常に効果が高いのではないかと思います。当然、温泉券を利用してその場に行くということは、いろいろな人と触れ合える時間もありますし、町としても天狗の館は福利厚生施設というような位置付けでもありますので、町民の皆さまにご利用していただきたいと考えております。

今言った利用率につきましては、この後確認して利用者の動向を把握させていただきすけれども、是非できるだけ多くの方に使っていただけるように、使っていただけるというのは、町からの宣伝もあるでしょうし、お迎えの皆さん、スタッフの皆さんのおもてなしといいますか、そういった気持ちのいい施設にするということもあるかと思いますので、そういうところをまた指定管理の業者とも話し合いをする中で、利用率が高まるように努めていければと考えております。よろしくお願いします。

ほかの施設というところでは、すぐに思い当たる部分はありませんけれども、また担当と話しながら、町にある資源の中で、そうした取組のできるものを検討していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行します。次に、第8款土木費、予算書145ページから154ページ、質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行します。次に、第9款消防費、予算書155ページから159ページ、質疑のある方はおられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） お願いします。10番、石川です。先ほどの提案説明書235ページの防災対策費の中の指定避難所移動式エアコン、災害時組み立てトイレ、非常用発電機、避難所開設キットで427万7,000円を盛ってあるわけですが、先日、毛野組で炊き出し訓練がございまして、日赤奉仕団の方と社協の方がお見えになりまして、実際の炊き出しをしたわけです。

その中で、実際に鍋とかまどは社協からの借りたもので間に合わせたわけですが、参加された皆さんからは、こういったものを整備できたらいいよねというお話が出ました。そういう鍋やかまどは、この中には入らないのでしょうか。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。避難所等でのいろいろな支援の関係で、災害発生時の炊き出しについては住民の皆さんにご協力をいただきたいといった内容を防災計画にも記載しています。そういった備品が指定避難所等になくて、なおかつ地元からもそういう要望があれば、鍋やかまどは確かに必要だと思いますので、そういったものを準備していくようにしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。進行いたします。

次に、第10款教育費、予算書159ページから197ページ、質疑のある方はおられますか。中島議員。

○6番（中島和子） 6番、中島和子です。生涯学習のあたりで3点ほどお聞きしたいと思っております。

まず、議案書の通し番号 278 ページ中段にあります町民会館での図書室の移設工事について、設計から両方を合算しますと 6,000 万円ほどの予算が付けてあります。これは、かねてからいろいろと図書館については言われておりまして、1 階に行くというような話もありますし、設計の段階や検討はどうなっているのか、検討委員会のようなものを開いてやっているのかということをお聞きます。

それから、次の 279 ページに、歴史ふれあい館の 20 周年に向けてのリニューアルの新規の事業がありますが、これもどんな状態であるのか、今、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

3 点目は、先ほど伊藤議員から出ましたが、今年度の町民講座は、予算書の 178 ページに男女共同参画費の謝金として 31 万 1,000 円ほど入っています。これは前回にはなかったもので、それが当てはまるかなと。その辺を確認させてください。以上です。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 3 点ご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1 点目の町民会館の改修の関係です。予算書にもありますとおり、来年度、公民館図書室を中心に改修を行う予定です。

実は、全員協議会で詳細について、現段階でご報告できる点について報告する予定でありますので、細かいところについてはまたご報告させていただきますが、基本的には、現在 2 階にございます公民館図書室を 1 階に移す予定で、現在、基本的な設計に入っておりまして、一応、今年度中に終了する予定です。

引き続き、来年度詳細の設計をしまして工事をという計画でありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、歴史ふれあい館の関係です。これまで5年間かけまして、歴史ふれあい館の運営協議委員会等の中で、リニューアルに向けました基本計画等を作成してきております。

いよいよ最終年ということで、来年度、3,000万円ほどの予算をかけまして、これまで懸案事項でございました旧三水村地区の展示物を中心に、館内のリニューアルを進めていく予定であります。

3点目の男女共同参画での報償費等の関係です。これにつきましては、これまで同じ生涯学習担当になりますけれども、人権教育の推進委員会と男女共同参画のほうで交互に、共通の話題等も含めまして隔年でそれぞれ担当しまして、講演会等を中心に、人権、また男女共同参画の推進を進めてきております。

本年度は、先月、飯綱中学校で人権関係の講演会がありましたけれども、来年度は男女共同参画が中心となって進めていくという予定で予算化をしております。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありますか。清水議員。

○11番（清水満） 11番、清水です。通の281ページをお願いしたいと思います。

ここに学校給食がありますけれども、下段のところですが、21円から25円アップ、円安、物価高騰の中で大変努力をされて、これに抑えていただいたこと等については頑張っていたと思います。

また、もう一点ですけれども、給食費の2分の1を公費で支援をしていきたいということで、これも大賛成です。本当は、教育に関わる経費等については、全て無償化にできればいいと思っております。

その背景といたしましては、教育は義務教育であるということが1点と、もう一つは、子供たちは教育を選ばません。高校に行きたい、大学に行きたい、学習塾に行きたい、いろいろな本を買いたいといっても、子供たちには選べないということ等もありまして、貧富の差は教育にはあってはならないということから見ると、ぜひ2分の1ではなくて100%になるようにやっていただきたいということです。

まず、それをお願いしたいと思います。検討の経過を話していただいてもいいです。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。ただいま給食の町取組について評価していただいております。今、議員がご指摘の給食費の問題ですけれども、これは本当に全国でいろいろと話題になっていることです。

実は昨日、「クローズアップ現代」というNHKの番組がありました。土曜日に飯綱町で給食フォーラムを行い、その記事が今日の信毎に載っておりましたけれども、そこに講師で来てくださった方がコメンテーターとして出られました。

今、給食のことを、飯綱町でも町を挙げていろいろと検討していただいているわけです。「クローズアップ現代」でも言っていましたけれども、給食については学校給食法という法律に基づいて運営されております。その学校給食法の中では、食材費については保護者が負担すると決められております。ただ、現実問題として、全てそれを保護者が負担したらなかなか大変だという現状があつて、各自治体でいろいろとやりくりをしているわけですが、本来、学校給食法という法律に基づいてやっている以上は、こういう問題は国がきちんと対策を取るべきことだと思います。私たちも、それから県からも、国に対してそういう要求をしていきたいと思っています。

それをやりつつ、飯綱町ではどうやって安心安全でおいしい給食を出しつつ、保護者の負担も軽減できるかという問題ですけれども、こればかりは本当に予算がかかってくるものですから、気持ちだけですぐに解決できる問題ではないのですが、町部局のご理解もあつて、半額補助していただけるということは大変ありがたいことだと思っています。

昨日、松川町の給食の例も紹介されていましたが、学校給食の問題は、農産物の地産地消ということとも大きく関わってきます。これは、学校給食をどう捉えるかということも一つの大きな焦点になりますが、飯綱町のこれからの農業をどう発展させていくか

という問題にも関わってくると思います。学校給食と地産地消、それから SDGs、そういったものを含めた対策をしていければと思っています。

ただ補助金を増やして、おいしくて安全な給食にできるということではなくて、本当に地産地消に徹していけば原材料費も安く抑えられる、そういう方法もあるのではないかと。そんなようなことも含めて検討していければと思っております。どうぞご理解いただければと思います。

○議長（青山弘） 清水議員。

○11 番（清水満） ありがとうございます。教育は国を変えるというぐらい教育は大事だと言われております。私は、子供たちにはできるだけ平等公平に事業をしていただくことが一番いいのではないかとと思っております。

そこで、今度はちょっと嫌なことを申し上げさせていただきたいと思います。通の 274 ページの児童手当費の関係、それから 276 ページのきめ細かな切れ目のない子どもたちの関係、それともう一つは……。

○議長（青山弘） 清水議員。今のものは3款の民生費で、既に終わっているところです。

○11 番（清水満） はい。それでは、いいです。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第 11 款災害復旧費から第 14 款予備費、予算書 197 ページから 200 ページ、質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、地方自治法施行令第 144 条による予算に関する説明書、予算書 201 ページから 208 ページ、質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 以上で歳出の質疑を終わります。

続いて、歳入の質疑を行います。

第1款町税から第22款町債、予算書16ページから37ページ、歳入全般で質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時25分

◎議案第24号の質疑、付託

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第24号 令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。予算書209ページから236ページ。質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第24号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定

しました。

◎議案第 25 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 3、議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。予算書 237 ページから 255 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 25 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 26 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 4、議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。予算書 256 ページから 302 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 26 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 27 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 27 号 令和 6 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題とします。予算書 303 ページから 313 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 27 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 28 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 28 号 令和 6 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。予算書 314 ページから 322 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 28 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 29 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第7、議案第29号 令和6年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。予算書323ページから341ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第29号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第8、議案第30号 令和6年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。予算書342ページから374ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第30号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第31号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第9、議案第31号 令和6年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。

予算書 375 ページから 399 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 31 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 32 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 32 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。予算書 400 ページから 425 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 32 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長（青山弘） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、3 月 6 日の本会議は、午前 10 時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時33分

令和6年3月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和6年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	土 屋 龍 彦
企 画 課 長	平 井 喜一朗	税務会計課長	藤 沢 茂 行
住民環境課長	宮 島 幸 男	保健福祉課長	永 野 光 昭

産業観光課長 清 水 純 一

建設水道課長 笠 井 順 一

教 育 次 長 高 橋 秀 一

飯綱病院事務長 相 澤 浩 幸

総務課課長補佐 近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長 土 倉 正 和

事務局書記 関 竜 典

一般質問一覧表（３月６日分）

順	議席	氏 名	発 言 事 項
1	2	中井寿一	議員のなり手不足について
2	5	渡邊千賀雄	1 来年度の予算について
			2 ふるさと応援寄附金について
			3 家族農業で継続的な地域農業をどう目指すか
3	12	大川憲明	長野広域連合一般廃棄物最終処分場の計画について
4	6	中島和子	若者農業従事者の連携組織を

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、雪降りで足元の悪い中、おいでいただきましてありがとうございます。

これより、令和 6 年 3 月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第 1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

◇ 中 井 寿 一

○議長（青山弘） 発言順位 1 番、議席番号 2 番、中井寿一議員を指名します。中井寿一議員。

なお、中井議員から演壇における資料等の提示許可願が提出されましたので、議長はこれを許可いたしました。

〔2 番 中井寿一 登壇〕

○2 番（中井寿一） 議席番号 2 番、中井寿一。指名により、通告に従い質問させていただきます。

町長は日頃から、二元代表制を車の両輪とすれば、議会は大事なその片輪であるとおっしゃっております。しかし今、その議会は形だけのものになりつつあります。前回の議員の選挙は無投票でした。その結果がここに並んでいる議員です。

以前から飯綱町の議員のなり手不足は問題となっていました。先輩議員の大変な努力によ

り、無投票だけは避け続けてきました。しかし、いよいよなり手不足は実害をもたらし始めたと言えます。全国的にも、町村議会の議員のなり手不足は深刻な問題となっていますが、町長はなり手不足をどう考えていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔飯綱町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。通告を受けて、町長の判断の考え方ということですが、まず、あなたもそうですけれども私は、選挙になろうがなるまいが、公職選挙法によって選出された公人であります。したがって、それをちゃんと踏まえた上での言動を求められると、私は感じております。

したがって、今、議員のおっしゃった、今の議会は形だけの議会になりつつあるというような思いは、私には正直に言ってありません。ただ、定数 15 の議会の定数に対して、現在は 15 人でいらっしゃいますけれども、一般的になり手不足だという点については、私は議会に興味を持ってもらうような活動、働きというものを、やはり議会もやっていただきたいし、私どももいろいろな機会を通して、そういうようなことを進めていきたい。そういう地道なところを積み重ねていくことによって、議会の大きな存在を。

議員のチラシにありましたけれども、一つの議会の大きな役目は、監視というような表現をしていましたけれども、それも大事なのですが、今はそれだけではなく、私がよく申し上げているのは、両者が切磋琢磨していこうと。この飯綱町を深く愛して、この町の発展をお互いに願っていこうという熱い思いをぶつけ合うのがこの議会と町政の働きであると感じております。今後もそのつもりで進めていくつもりです。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2 番（中井寿一） 1 回目のチラシを皆さんもご覧になったと思いますが、行政（町長）に都合の良いことを 3 つ挙げました。一応都合の良いことで、望んでいるかどうかは別です。1 つ、議員の数が少ないこと。2 つ目、議員の報酬が低いこと。3 つ目、議員がうるさくないこと。このうちの 1 つ目、議員の数についてお尋ねします。

議員の定数については、以前は法律で定められていました。飯綱町の大きさ、もうじき 1 万人を切るかもしれないということで、1 万人を切ったとすると、当時の基準では 18 人を超えないことという基準がありました。しかしその後、定数については完全自由化になりまして、各町村の条例で定めることになっております。

具体的な指標はないのですが、町村議会有識者検討会や、参議院常任委員会調査室・特別調査室から定数についてこのような報告が出ています。ちょっと読み上げさせていただきます。町村議会のほうですが、これは 2019 年の 3 月に出た最終報告なのですが、「平均議員数が減少しているにもかかわらず、無投票当選者の割合は高まっており、定数削減によって、なり手不足が解消するわけではないとの傾向が読み取れる」というのは報告されています。

あと一つ、参議院常任委員会調査室・特別調査室ですが、これは同じく 2019 年 11 月に出ています。これは、「地方議会議員のなり手不足の現状と対策」という表題の報告書なのですが、「定数削減は、議員の負担感増大、住民が議員の活動を身近に感じられなくなる、当選ラインが上昇し新人の参入が難しくなる等の問題が生じる可能性がある。また議会の構成においても、ある程度の定数を確保しなければ、多様な住民の声を吸い上げることや、会議体としての運営が困難になる懸念もある」という報告書が出ております。

このように、今は 15 人です。先日から、議会のほうでも私のほうでもアンケートを取ったのですが、議員数を減らす方向の希望がある程度あることを皆さんご存じかと思います。このように、安易な削減についてはデメリットが大きいと報告されています。もちろん大きなメリットは、経費の削減と行政のスムーズな運営となります。

例えば飯綱町の場合、議員を 8 人減らせば約 2,200 万円削減できます。これは飯綱町全体の予算の 0.3% ぐらいです。これを無駄なコストと思うかもしれませんが、基本的には民主主義はコストがかかるというか、効率の悪いものなのです。民主主義ですから、本来は住民参加、何事も住民全員が集まって一つのことを決める、これが実は民主主義です。

ただ、このようなことを普段はやっていられませんので、導入されたのは議会制民主主義です。この辺は、日本人は民主主義を血を流して手に入れたわけではないので、大変誤解されて

いる方が多いかと思います。もともと日本というのは、天の声、神の声という声があるぐらい、行政については自分たちとは関係ないもの、本当にうまくやってくれるものと思っているのが、いまだにずっと根付いているかと思います。

ですから、議員の数が減るということは、いろいろな問題がある、もちろんそうなのですが、行政自身の運営が劣化していく原因になるということをちょっと考えてほしいと思います。この議会制民主主義の話については、今、町長もおっしゃったところがあるのですが、主権者教育という言葉がありまして、文科省のほうもこれを進めているところですが、これについてはちょっと後で、3番目にお話をお伺いしたいと思います。

まず飯綱町の現在の議員の定数について、今15人なのですが、それについてどう思っておられるか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔飯綱町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほどお答えを申し上げましたとおり、今、議員もいろいろな弊害、定数が多ければいいのか少ないほうがいいのか、これは議論を分けるところであって、それぞれに非常にいろいろな問題を抱えていると思っています。

したがって、町長として「私は15人が多いと思いますよ」「15人じゃ少ないと思いますよ」というお答えは、私は差し控えさせていただきたい。それをむしろ住民との話し合いの中で、どの辺を住民の皆さんが落としどころとして考えていらっしゃるのかと感じた中で判断をしていくのが一番いいのだろうと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今もアンケートを取っているのですが、昨日時点での結果をまとめた資料を用意してあります。添付資料をご覧ください。

まず資料の訂正をお願いします。21人の回答ではなくて20人です。すみません、数え間違えました。定数については、7人と10人が最も多く、その後に15人が続いています。例えば、議員が7人になったとすると、どう思われますか。何か感じるものはないですか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔飯綱町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは一般論です。7人で議会運営をとというのはどうやっていくのかと思えば、どう考えても幾つかの委員会に分かれて審議をしていただくというよりも、もう全ての議案について、全員で協議して全員でその場で判断をしていくということになります。

議長を選ぶとまた、残った人は6人。そういう人数の中で、議会運営ができないということはないとは思いますが、私はいろんな多様な意見を求めていくという意味では、議員の数というものもうちょっと慎重に考えるべきだろうと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） では、報酬についてお尋ねしたいと思います。

実は1978年、かなり前ですが、全国町村議会議長会政策審議会が申し合わせを行っております。前回、飯綱町で議員の報酬について検討したのは平成28年ぐらいだと思うのですが、これよりもずっと前の話です。その申し合わせ事項を少し読み上げます。

全国町村議会議長会政策審議会です。議員報酬の在り方について提案しました。この中のモデルでは、首長の給与をもとに年間の報酬額を首長の大体30～31%とするという申し合わせが出ています。このほかにもいろいろな算定の仕方がありまして、原価積み上げ方式や周りの市町村を見て決めるなど、幾つかあるのですが、ここでこういう一応モデル的なものが出ております。

さて、その後ですけれども、平成28年に審議会で審議された時の結果は1万円上がって、今の17万4,000円でした。当時も今も変わらないのですが、町長の給料が約68万円なので、モデルに従って計算すると約20万円となります。すなわちモデルよりも2万6,000円低い審議会の結果が出たわけです。

審議会がどのような審議をしたのかは調べていないのですが、あまりにも低過ぎると思うのです。これについて、今から思えば町長はこれをどうお思いでしょうか。少な過ぎる、もうちょっと何とかすれば良かった、いや、あのときはもうしょうがなかったなど、その辺のご感想

をお聞きしたいのです。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員。決して答弁を逃げていたわけではないのですけれども、定数が多い少ない、報酬が高い低い、これについてのコメントは、私は差し控えさせていただきたいと思っています。

報酬にしても、一体それが高いのか安いのか、申し合わせがあったとは承知していませんでしたけれども、町長の2割程度だと幾らぐらい足りないとか、もっと多かったら少し多過ぎるのではないかなど、これは長野県も南信のほう、木曽のほう、大町のほう、いろいろな議員の報酬があります。決して長野市の周辺は県下でも高いほうのランクには入っていないというデータは承知をしております。ただ、それが町長の給与に比べてどうこうというのは、申し訳ないですけれども、答弁としては差し控えさせていただきます。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 同じく2019年、5年前です。全国町村議会議長会の最終報告が出ています、ここに面白いものがあります。

町村議会議員の議員報酬等の在り方検討委員会というものがあまして、その最終報告の中に記載されているのですが、報酬月額17万6,000円、われわれの報酬よりも上です。17万6,000円未満の議会では、無投票当選となる議員の割合が、非無投票の議員の2倍以上になるとの分析結果。これはちょっと分かりづらいのですが、単純に言うと6割以上の町村が無投票になりますという統計結果です。

ですから、飯綱町の議員の報酬は17万4,000円でこれより低いので、統計的にいえば、無投票になっているのも仕方がないというところです。ただ、今まで無投票にならなかったのは、本当にひとえに先輩議員の大変な努力の結果と言えます。

しかし、町はこの議員の努力に対して何も応えていないと私は感じています。今の議員は誰一人として、お金を欲しくて報酬を上げろとは言っていない。この辺もちょっと問題かもし

れないのですが。

自分が欲しいのではなく、あまりにも低くて議員を頼むときに頼めないのです。実は私も過去2回議員に誘われたことあるのですが、当然、当時サラリーマンをやっていたので、首をくくらなくてはいけないのですけれどもと言ってお断りしました。それぐらい低い額です。ですから、少し何とかしてくれと言っています。

先日視察した木曽町では、議員の報酬は20万円でした。飯綱町でも多いのですが、以前は商工会からも議員が出ていたそうです。ただ、実際にこの20万円の報酬では、本業のほう忙しい、もう本業に力を入れたいということで商工会から議員が出なくなったそうです。

養老町でも同じようなことが起こっております。養老町は26万円です。養老町では各地区から代表で出しているそうなのですが、とてもではないけれども26万円では議員はやれない、そう言って給料を上げろと。要するに議会ではなくて、議員を出すところのほうから、こんな給料だと議員を頼めないから上げてくれという話は出ているそうです。

先ほどのアンケートの結果に戻りたいと思います。一番上と下で、ちょっと組み合わせて見てもらいたいのですが、一番上が報酬です。これは自分がもらうとするならこれだけ欲しいというものと、人に頼むのだったらこれぐらいは払わなくてはいけないというのが、この一番上の報酬です。自分が払うなら、人に頼むなら、というのは赤い棒になっています。定数については、先ほど言ったように7人、10人、15人になっています。

これを組み合わせたものが一番下のグラフです。例えば、このグラフの一番右端の点を見ますと50万円払ってもいいという方がいらっしゃいます。ただ、この人は、議員は8人でいいとおっしゃっています。そういう意味です。例えば、この30万円のところ、上に点が6つ並んでいるのですが、6人の方が30万円払ってもいいと。ただし、議員の定数については、それぞれ適正なのが7人から15人の間でばらついていると、こう見てほしいのです。

このように、たった20名なのですが、意見をくれた方たちは、報酬については比較的実情に合わせて考えてくださっていると思います。もちろん10万円でもいいという方もいらっしゃるのですが、大負けに7人で10人。これは先ほどの町長の答弁のように、なかなか7人でやるとい

うのは、いろいろな条件がそろわないと難しいかと思います。

別の面から報酬を考えますと、議員の平均年齢をご存じでしょうか。70歳です。これは最高齢の年齢ではなく、平均が70歳なのです。ほとんどの人が年金生活者です。なぜか。議員の報酬はあまりにも低いので、年金生活者か自営業か、あるいはこの両方でないと、議員はできないのです。この平均年齢では、ずっと先の未来のことを考えるのは難しいと思わないでしょうか。特に、若い世代の視線というのは全く入っていないので、なかなか議会が完璧に動くにはちょっと程遠いと思います。

若い世代が議員をやってくれればいいのですが、若い世代の働き主が議員をやるというのはまず考えられないです。雇用されている方というのは、基本的にチョンボするとか何かない限りは終身雇用なのですが、議員の場合は4年で基本的に完全に首です。次に続けるかどうかは全く不透明。もちろん頑張ればいいのですけれども全く不透明です。そういうところに足を突っ込む人はなかなか難しいと思います。

これは現在の法律のもとでも全く保護されておりません。例えば、本当であれば法律のほうで休職を制度として企業に取り入れなさいと。議員をやっている間は休職扱いで、戻ったらちゃんと雇用しなさいというようになっていけばいいのですが、まだそういう法律ではありません。

そういう状況において、今、町長は方針については差し控えるというお答えだったのですが、お答えいただけないということなので、ちょっと変えて問題を出します。

町長が例えば、今の長という立場ではなくて、議員をもし受けるとすると、幾らぐらい要求したいと思いますか。要するにこのアンケートの話です。自分がもし議員をやるのだったら、これぐらいはもらわなくてはやっていけないというのをお聞かせ願えるでしょうか。それも差し控えられるでしょうか。お願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は今、町長をやらせてもらっているのですが、給料は67万なんぼですけ

れども、そういうお金がもらえるから、そのお金が設定されているから町長をやりたいなどと思ったことは一回もございません。この町がやはり好きで、この町を何とか県下でもいいと言われる飯綱町にしていきたい。その先陣を切って頑張りたいという気持ちで立候補し、今があるのです。

そういう意味では、少し話が議員の質問とずれてしまうかもしれませんが、このぐらいの報酬の前に、こんな地域をつくりたい、こんな福井団地をもっと素晴らしい日本一の団地にしたい、このために僕は出ていきたい、そのためとして精いっぱい報酬というのはどうあるべきなのだろうということを基本に考えていってほしいというのをつくづく思います。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） それは全く、今の議員たち、先輩たちも、私もそうです。お金が目当てでやっているわけではないです。特に私について言うと、単純に議員が足りない、無投票になってはまずいから出てくれと言われて出ました。そういった意味では、私が役に立てるのであればということです。それだけかという声も聞きますが、まずは議員になって活動しないとどうにもならない。

これは例えば、いや飯綱町がどうなってもいい、関係ないと言え出ないだけの話で、ここにいないわけですけども。ただ、私は頼まれて、飯綱町のために何かやってくれということで、この2年、本当におかげさまでいろいろな勉強をさせていただいて、ここまで来ています。

さて、方針については十分お話を聞かせていただいたので次に行きます。

飯綱町あるいは全国の町村議会が現在の状況に陥ったのには一つ理由があります。これは先ほど町長おっしゃった主権者教育の不足です。総務省の言うところの主権者教育は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく者を育てることとなっています。先ほど私が説明した民主主義の説明と同じです。

この主権者教育が全く足りていない。というか、実は国の進める主権者教育には重大な欠落・欠陥があります。それは、議会制民主主義です。先ほど言ったように本当に民主主義であればみんなでやらなくてはならない。でもそれができないから議会制を採っている。だから議会、

議員というのは本当に大切なものだということが全然書かれていないのです。

実際に、この文部科学省発行の小中学校向け主権者教育指導資料を見ましたが、議会という言葉や議員という言葉はありませんでした。この指導資料は全 138 ページ、180MB にもなる超大作の文書なのですが、議会制民主主義に関する説明は全くありませんでした。民主主義について教育ができて、次のステップである議会制民主主義については、記述は皆無なのです。これでは、議員あるいは議会というものについて理解が深まるとは思いません。

結局のところ、議員は少なくてもいいでしょう。報酬も少なくてもいいでしょう。挙げ句の果ては、なくてもいいという世間のご意見もあります。

議会制民主主義の本質は、首長をできるだけ自由に働かせて、行政を一人の指導者のもとに自由に働かせて、議会で規制をかけることにあります。例えば、ごみの回収について、議会でいちいち議論すれば、これは1年 365 日あっても全く足りません。取りあえず首長に任せて早くやらせる。そしてそこに問題があったら、議会がストップをかけるなり修正をかけるなり、これが議会制民主主義なのです。

ですから議員の存在価値は、首長の暴走や間違い、言葉はちょっと強いですが、万が一のことを止める唯一の手段ということになります。町長でも4年ごとに選挙で選ばれるから大丈夫だろう、駄目なら次で落ちればいいのだという話ですけれども、そういうことをおっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、ここしばらくは町長選のほうも無投票が続いております。こういう状況では、やはり議員の重要性が大事だと思います。

町村議会議長全国大会要望書では次のようにうたっています。読み上げます。これはごく最近、令和5年11月、去年です。「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」、この中に、低額である町村議会の議員報酬を改善するため町村に対する財政措置、要するに、町村だけではどうにもならないでしょう、国のほうもちゃんと手当してくれという話が出ております。

また同じ要望書なのですが、その中で「主権者教育を一層推進し、さらなる地方議会の啓発を行うこと」、これはまさに今、町長が最初におっしゃったことだと思います。

この主権者教育について、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これはまさに町の事務として進める仕事だと思っております。一例を申し上げますと、中学生議会は、議会も一緒に参画していただいたりしてきました。コロナの前に3回くらい開催をし、私にさまざまな提案があつたりしてきます。最近では、若者会議というものを開催したり、女性のサークルの皆さんとの話し合い、そのような中でも、議会というものと町政というものの、この両者が非常に重要だというようなお話を再三させていただいております。

そのような意味では、これからもぜひ、町の発展のためには、この議会の存在というのはどのくらい大きいものであるのだということを、議会側もそうでしょうが、町当局としても大いに機会を見つけて、そのようなことをPRしていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 例えば、次回の町民講座で議会制民主主義について取り上げるのはどうでしょうか。もちろん、この町民講座は基本的に町と議会と共同でやるということになっていますが、最近の事例を見ると、割と町のほうで主導権を持ってやってくださることが多いので、できれば町民講座で議会制民主主義、本当に両輪でないと駄目なのだという講座をやっていたくのはどうでしょうか。お願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町民講座は、かなり議会の皆さんとの協議の中で、講師先生も人選をしてきていると私は感じておりますし、議員が提案をされたようなテーマで町民講座をやることについては、私は何ら抵抗はございません。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 町長のこれからの活躍を願って、これで質問を終了したいと思います。あ

りがとうございました。

○議長（青山弘） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は、10 時 45 分からとします。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 45 分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位 2 番、議席番号 5 番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

〔5 番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5 番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄です。質問の通告により順次質問をいたします。

最初に、来年度の予算についてお伺いいたします。令和 6 年度予算は、合併後の飯綱町町制 20 年に当たり、また、峯村町政における 11 年目の予算編成でありました。86 億 7,000 万円、昨年度比 4 億 4,000 万円増の予算を編成されました。

そこで、来年度予算の編成方針は何だったのか、最初にお伺いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。今の予算編成は庁舎を造るとか、学校を新しく直すとか、大きな事業というのがほぼ終了してきましたので、基本的に大きな変わった予算編成方針を今年度は出すということはあまりございません。一般論的ですが、何といたっても飯綱町の第 2 次総合計画を達成するために、予算の支出においては補助金とか、いい起債とか、そういう財源を伴うような事業を徹底して見つけてきてほしいとか、または事業においては PDCA、これを繰り返すことによって、事業のより効率的な運営を図っていくとか、歳入におき

ましても、先ほど国庫補助金を申し上げましたけれども、何とかこの後、財政的にも恐らく国も厳しい時代が来ると思っていますもので、その時代に対応できるような一定の基金の造成を目指していきたいという観点から、なるべく節約をして基金に重点的に予算を歳出していきたい。

また、当然ですけれども、補助金等の見直し、そして少し前にやったのですが、ゼロ予算、お金の予算を伴わないけれども、住民の皆さんにとって役場は非常にいいサービスをしているなど、ありがたいなど、こういうふうに思っただけのような事業への取り組み等、そのようなことを基本的な方針として、まず予算編成前に町長名で各課に出しまして、それに伴って予算編成をやってきております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 編成方針は以上でありまして、次に重点施策について伺いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議員にはこの後、各課の重点ということでもご質問をいただいていますので、私のほうでは本当に総体的な、簡単な表現で恐縮ですが、やはり何といっても防災対策は、石川県の輪島を見ましても、もう一回腹を据えて防災対策を進めていかなければならないということで、そんな関係の予算を計上し、特に公共交通は他の議員からもありましたけれども、タクシー等の利用が全くできないような状況が続いております。そんなことで、第二次の交通、足の確保ということで、かなりタクシーの確保も含めて積極的に取り組みたいという関係予算を計上いたしました。

また、地域の振興の活性化という意味では、今年は特に三水でやりました EAST のグラウンドを直したりとか、また、3階に新しいテナントを何社か募集して入れようと思っていますが、その関係の予算等を計上しています。

また、最も大事といいますか、非常に今、一番力を入れたいと思っています人口の増、若者の定住対策については、今年から新たに、転入してきていただける 35 歳以下の方で、大学へ行

くときに奨学金を借りた人たちへ、その返済の補助を出してあげたい。これは例えば、もともと長野市にお住まいの方が飯綱町に引っ越してこられて、まだ大学の奨学金の返済が残っているような人も対象に支援をしていくという制度をスタートさせました。そして、もう一つは、結婚されて新しい生活をこの飯綱の地でやりたいという人についても、100 万円を限度ですけれども、うちを直したり、引っ越しをする費用とか、そういうものを支援する新しい人口増対策をスタートいたしました。

また、住民課の環境については、これは知事も進めているゼロカーボン等の推進の一環として、再生可能エネルギーの主には太陽光を使った屋根の発電等についての支援を拡充しております。

また、保健福祉では、新型コロナのワクチン接種を全部自分で払うということになりますけれども、対象になっています 60 歳から 64 歳の基礎疾患のある方、65 歳以上の皆さんについては、1 人約 7,000 円かかるところを 5,000 円支援をしたいということで、関係の予算 1,000 万円を計上しております。

産業観光課も、いわゆる農業委員会が中心で行っています地域計画、この土地は誰が将来どうやって作っていくか、1 筆ごとの極めて重要な調査と思っておりますし、国もこの調査については非常に興味を持っております。令和 7 年 3 月までに完成するというので、鋭意今年度は詰めていきたいと思っておりますが、いろいろな意味で荒廃地対策、そして町の農業振興策、土地利用計画をどうやっていくのだと、一つの大きな目安になると思っております。

また、長野県下で南信の外れにあります根羽村というところは根羽スギで有名で、私のほうの飯綱町はりんごで有名ですが、知事がこの町と村を県として、輝く農山村というプロジェクトとして全面的に人も金も出してやっていこうということで、この 4 月からスタートをすることになりました。3 年間、人は県から農林関係ですが 1 人派遣をされ、また、予算的にも 3 年程度で今のところ予定としては 4,000～5,000 万円程度の県の補助を予定している事業が新たにスタートをいたします。

もう一点は、中山間地の総合整備事業で、これは非常に大きな事業です。三水地区では農道

の舗装からは場整備をやったところの排水路の整備から防霜ファンなど、非常にお金がかかる。牟礼地区においては、やはり田んぼの排水路の柵渠が全部駄目になってきているなど、もう一回は場整備をして、新しい農地に作り直さないとうまくいかないと。

今、この総事業費を国と県とで協議をしているところですが、5年のピッチで考えて約18億円前後、20億円の手前ぐらいまで事業費が伸びていくだろうと。これは農林関係ですけれども非常に大きな事業です。ただ、うれしいのは、町の負担は12.3%です。10億円使っても1億2,300万円、20億円でも2億何千万円です。

先ほどのふるさと納税も、この後に議員から質問がありますけれども、昨年約5億6,000万円近く、町として使えるふるさと納税をいただきました。これは1年でそれだけいただいたわけですから。このようなお金を上手に使って行って、国や県との補助金を合わせていくと、大きな農業のプロジェクトが、実質的な工事は令和7年度ぐらいから始まると思っていますが、県は非常に期待してくれて、飯綱町なら認可が下りることはほぼ間違いないという実感です。

建設水道課は水道事業です。いよいよ深井戸の水の給水を始めたいと思っていますが、水を上げるポンプ等の設置が、今どうも機械器具が世の中で足りなくて、材料の調達が間に合わないことが頻繁に起きておりまして、若干そういう意味では遅れる可能性も少し見えてきております。ただ、本年度事業として何とか実施をしていきたいと思っていますし、三水地区の皆さんの期待も大きいものと承知をしております。

最後に教育委員会ですが、歴史ふれあい館は3,000万円をかけて、三水地区のいろいろな展示物も整備して、飯綱町の歴史ふれあい館ですから、そういう意味でこれがいよいよ合併の20周年を機にスタートします。

また、三水地区のB&GのプールではLED化やトイレを直したりするのですが、これも避難所に指定しておりますので、ぜひしっかり整備をしたいと。また、プールなどは、いろいろな意味でいざというときにトイレなどの水の供給にもつながりますので、そういう意味で実施をしたいと思っています。ちなみに、B&G財団からの応分な補助が予定をされております。

最後に、小中学校の子どもたちへの給食費は2分の1を支援いたしますけれども、予算の説

明のときに全額を考えていけと、おっしゃるとおりだと思っておりますが、また財政的な面もなるべく工夫をして、その方向へ持っていければと思っております。

そのようなものが主たる予算です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、重点施策として再々述べていただきました。それで、この重点施策等に住民要望は反映されたのかどうか。この間、いろいろ寄せられたと思うのですが、その角度からお願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員所属の共産党議員団からも持ち込みを受けたものを十分反映していると私は思っております。細かなそれぞれの個々の対応はどうかというのは、また委員会等で十分ご審議をいただきたいと思っておりますが、予算の基本的な点にも触れますけれども、それぞれの人が飯綱町に生まれて育って良かったと実感していただける予算編成をしようと、こういうことも大きな方針の中で掲げておりますので、たぶんそれぞれの人が受益者になったときにお感じになられると希望しております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、町長が重点施策を含めて、述べられました。それでは、こういう方針のもとで各課の方針をお聞きしたいと思います。町長とダブる面もあるかもしれないですけども、要領良くよろしくお願いします。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） それでは、総務課の重点施策について3点ご答弁させていただきます。

まず1点目ですが、ふるさと納税事業です。地域経済の活性化や農家の所得向上、地域ブランド力の向上という面からも、ふるさと納税事業は非常に大きな効果があります。JAやカンマッセいいづなに協力をいただきながら、来年度も引き続き寄付金額12億円を目指してまいりたい

いと考えております。寄付金額 12 億円を継続できれば、安定的にふるさと応援基金から 5 億円程度の繰り入れが可能になり、町の財政が安定すると考えております。

2 点目ですが、来年度は地域防災計画の修正業務を行いながら、非常食や備蓄品の増強など、災害に強い環境づくりを進めてまいります。また、機能別消防団の導入や自警団への補助強化などで、人口減少時代における地域防災力の維持を目指してまいりたいと考えております。

3 点目です。人口減少、高齢化を背景に自治会の担い手不足が懸念されております。来年度アンケート等で自治会の現状を把握しながら、将来にわたって継続できる自治会活動の方向性について検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） それでは、企画課の重点施策について報告をさせていただきます。

公共交通関係ですけれども、i バスの運行体制のさらなる利便性向上に向けた見直し、それから、夜間等のタクシー確保に対する支援など、新たな運行体制の構築を目指してまいります。

DX の推進ですが、デジタル教育プログラムを継続拡大し、自ら課題を解決に導けるような教育を目指すとともに、防災行政無線の放送内容を文字列化し、i ナビいっぴくに配信することで、緊急時を含めて町民に必要な情報を確実に届けられるようなシステムの構築を目指します。

また、令和 5 年度に職員一人一人に実施しました DX 人材アセスメントに基づき、DX 人材育成を効果的に行うことにより、町職員全体の DX に対する意識改革を進め、住民の利便性の向上と行政サービスの向上、さらには新たな価値の創造につなげてまいりたいと考えております。

地域振興では、いっぴくコネクト EAST のグラウンドを公園として整備を進めるとともに、令和 5 年度で改修しました 3 階の入居企業の募集と併せ、テレワーク施設の整備とその運営組織の構築を目指します。

人口増関係ですが、新たな移住定住の支援策として、若者 UIJ ターン者等奨学金返還支援補助金と結婚新生活支援事業補助金を創設するものです。

若者 UIJ ターン者等奨学金返還支援補助金は、年齢 35 歳以下で当町に居住し、就労場所は町

内外問わず、年間の奨学金返還額の3分の2相当を補助するもので、補助上限額を20万円、最大10年間支援するものです。ただし、町が行う奨学資金貸付制度は対象外とします。

結婚新生活支援事業補助金は、町民・移住者を問わず、39歳以下の夫婦が町内での新婚生活のスタートに当たり必要となる住居費や引っ越し費用、住宅取得費用、リフォーム費用を対象とし、最大100万円を上限に支援するものです。夫婦の所得要件としては、500万円未満であることが必要となります。

このような施策に取り組むことで、住民の幸福度の向上、移住者増による社会人口増につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 教育委員会では5つの係がありますので、それぞれの係ごとに申し上げます。

まず、学校教育関係ですが、小学校のスクールバス利用可能区域の拡大と、利用可能期間の見直しを行い、児童の安全な登下校を支援してまいります。また、全ての児童生徒が自分らしく学ぶことができる学校づくりを推進するため、講師や学習支援員、介助員などを配置したり、スクールソーシャルワーカーを町独自に配置し、一人一人を大切にする教育を進めてまいります。

生涯学習関係では、町民会館のホール改修に引き続き、令和6年度は図書室の移転工事を中心に改修を行います。また、歴史ふれあい館の展示改修に着手してまいります。

社会体育施設では、三水 B&G 海洋センターのトイレ改修やアリーナの照明のLED化を行うなど、施設改修を重点的に行ってまいります。

学校給食関係では、老朽化した設備の改修を引き続き行うとともに、物価高騰等で子育て家庭の負担が増えていることから、保護者負担の軽減を図るため、給食費の半額支援を継続してまいります。

保育園関係では、一人一人の成長に合った保育の推進のため、加配保育士の配置や医療的ケ

アの必要な園児が安心して保育園に通えるよう、看護師の配置と障害者対応トイレの設置工事を行ってまいります。

最後に、子育て支援関係では、よりきめ細やかな対応を図るため、病後児保育室「はぐぐみ」を町民会館元気の館内に移転します。また、子育てママの仕事の場づくりや子育て世帯訪問支援員派遣事業などの支援事業を行ってまいります。以上です。

○議長（青山弘） 藤澤税務会計課長。

〔税務会計課長 藤澤茂行 登壇〕

○税務会計課長（藤澤茂行） それでは、税務会計課の関係になりますが、事業課ではありませんので特に重点事業はありませんが、毎年税制改正がありまして、来年度は個人住民税と所得税の減額税の施策が出ております。所得税は3万円の減額、住民税は1万円の減額を令和7年度の申告のときから対応するという税制改正が本決まりになる予定ですので、そちらに対応するシステム改修をまずは令和6年度中にやることが1点あります。

それと、引き続きになりますが、毎年の住宅地の評価の修正をしていくという、そちらも法令によって継続となっておりますので、遺漏のないようにまた時点修正という話になりますが、やっていくことが公定の関係になります。

あと、徴収の関係になりますが、今99.8%の徴収率ですので、それをできるだけ維持をしていくと。また、そちらは収納係というところでやっておりますが、夜に電話したり、訪問したりということで大変職員に負担はかかっておりますけれども、引き続きできるだけの徴収率を上げていくといったことが重点目標です。以上です。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 住民環境課における係の方針と重点施策についてご説明させていただきます。

住民係では、書かない窓口等 DX を活用した環境整備の充実を掲げております。重点施策は、令和6年から運用を開始する戸籍の氏名の振り仮名法制化や、戸籍の広域交付等について、適

切な住民対応に努めてまいります。

国保年金係では、各種保険制度の分かりやすい説明の対応はもちろんのこと、税務会計課収納係と連携を図り、収納対策の取組と更なる収納率の向上を目指して行きます。重点施策は、国保税の県下統一に向けた取組の推進、後期高齢者医療費等の増大に伴う保険料額の改定への対応を図ってまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施においては、保健福祉課健康推進係と連携を図り、医療費削減の取組を実施してまいります。

生活環境係では、可燃ごみ減量化の更なる推進、地球温暖化対策実行計画に基づく脱炭素化事業の積極的な推進を掲げております。重点施策は、住宅用蓄電システム設置補助の新設と住宅用太陽光発電システム設置補助の拡充を図り、今後も地球温暖化の防止に寄与し、再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります。以上です。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 保健福祉課重点施策について、係ごとに申し上げます。

福祉係では、重層的支援体制整備事業の推進として、高齢者、障害者、子ども、子育て世代、生活困窮者など、複合課題のはざまのニーズの対応として、相談体制の充実強化を図ります。

介護支援係では、今回策定します第9期介護保険事業計画の推進をする中で、高齢者をはじめとする全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の生きがいつくりや社会参加のできる環境整備に取り組み、これまで進めてきた地域包括ケアの強化や地域共生社会の実現に向けたさらなる推進を図ります。

健康推進係では、新型コロナウイルスワクチンや子宮頸がんワクチンなどの予防接種の推進、また、特定健診及び町民健診並びにがん検診などの受診率の向上を目指します。以上です。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 産業観光課になります。

町の総合計画の二大目標の一つに、日本一のりんごの町の実現に向けた取組があります。町の基幹産業であります農業の振興が第一の重点施策と考えております。

この農業の振興に当たりましては、農業者への支援をこれまでどおり実施していく中で、農業従事者の声を聞き、適切な対策を講じていきたいと考えております。

先ほど町長からの説明もありましたが、令和6年度につきましては将来に向けて重要な計画をしていく年となっております。まず、農地の地域計画の策定になります。

こちらにつきましては、10年後の飯綱町のどの農地が地域の担い手農家の誰に引き継がれていくのかを、地域の皆さんとの話し合いの中で計画していくものです。この話し合いが充実したものとなれば、町の農業の課題も見え、その対策についてもしっかりと検討していくことが進むと考えております。

また、中山間地域総合整備事業の関係になりますが、こちらは農業生産をより効率的に行うために、農地の基盤整備や農道の整備、農作物等の販売や農業体験、交流施設等を一体的に整備していくものです。こちらの計画につきましては、令和5年度、今まさに計画をしているところですが、来年度に向け、県・国と協議を重ね、国の採択に向けて取り組んでいくものとなります。

また、輝く農山村地域創造プロジェクトですが、これは県と共に実施していくものですけれども、地域住民や関係者などを巻き込みながら、地域ぐるみでこの飯綱町の農産物の代表であるりんごを活用した輝く農山村をつくっていくということで、現在進行形で県と事業を検討しているところです。

そのほかにも、霊仙寺湖の浚渫、また、芋川用水の小水力発電の事業、牟礼温泉の施設整備等、個々の事業も実施していきます。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 建設水道課です。建設水道課につきましては、ハードの部分で4点ほど申し上げます。

まず、1 つめは土木での道路の改良の関係ですが、駅前、栄町の交差点付近について、線路・橋の改修は終わったのですが、その続きを県で交差点部の改修に入ります。それに併せて、ニチアスの方面に伸びていく町の道路について、用地交渉を行う等、事業着手の予定です。

それから、2 つめは引き続きになりますが、焚荒地区に若者住宅建設を2棟予定しています。こちらについては今年度で、焚荒地区分は全て完成という形になります。

それから3 つめは水道事業です。先ほど町長からもお話がありましており、土橋地区の水源整備事業ということで、いよいよ三水地区の水道の源水取水工事に手を付ける段階になってきています。工事が順調に進めば令和6年度中に土橋の井戸水を皆さんにお配りできるように計画していますが、先ほどお話もありましており、資材の高騰や、調達の関係で次年度になる可能性もあるというところであり、できるだけ令和6年度に水を配水していきたいという内容です。

それから4 つめは下水道です。下水道につきましては、令和6年度からし尿処理の受入施設の工事に入る予定です。併せて、倉井地区、上赤塩地区の下水道を農業集落排水から公共下水道に統合する管路工事の初年度の工事を始めていきます。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、町長含めて課長から重点施策等を伺いました。ぜひ有言実行で大いに町民の皆さんの期待に応えて、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の質問事項に入りたいと思います。先ほど総務課からも触れられましたが、ふるさと応援寄附金について触れたいと思います。

最初に、現在の寄付金の状況、今後の見通し等についてお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） それでは、今年度のふるさと応援寄附金の状況ですが、昨日時点の寄付額で12億5,000万円、件数は11万4,000件を超えており、対前年度比は寄付額で約180%、件数では約170%と、非常に好調な状況です。

好調の要因としては、JA ながののサンふじマル特りんごが返礼品として大変人気で、寄付を受け付けているポータルサイトの中で楽天、あるいはふるさとチョイスでは、令和5年において全国で最も人気の高いりんごの寄付商品になりました。このように、ふるさと納税の中では、りんごと言えば長野県飯綱町というイメージが定着しつつあり、名実ともに日本一のりんごの町になりつつあると考えております。

今後の見通しとしては、全国のふるさと納税の市場規模が毎年10%以上の伸びがあることから、引き続き増収傾向になると思われますが、懸念材料としては主要返礼品のりんごを集めることが課題になっている状況です。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 現在の見通し等を今述べていただきました。非常に町にとってもありがたいことで、12億円ということですから、結局今の収入額で考えますと、町税に匹敵するような額になってきていると思います。町税が10億なのがしですが、12億円というのはそういう額になると思います。ですから、町を支える寄付金がこれからも安定的に入ってくることは非常にありがたいことです。このふるさと納税制度も、どう変わるかということもありますけれども、当面はわれわれの町としてもありがたい制度だと思います。

この寄付金を今後の町政への役立て方をどう考えるかということですが、現在は6分野ほど事業がありまして、そこに充当されていると。中には、町長にお任せという分野もあるようですが、こういった使い方に町民の皆さんや寄付者の皆さんの思いやアイデアを生かしてもらうことはどうかという点でお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。極めて大事なことでありますし、いい提案だと思っております。

大体55～56%が町長にお任せですが、あとの分野で、どの分野に充当してもいいような5分野に分けています。従って、やはり中には返礼品にご満足いただける人もいらっしゃるかと

思いますけれども、こんなふうに使ってくれたのかという意味では、今後の寄付をしていただいた人とのつながり、一種の交流人口につながるような関係も出てくると思いますので、大いにそこら辺はこれからも担当と相談をしながら、ご提案のような方向を検討してみたいと思います。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） 寄せられた声の中に、やはりこの飯綱町が本当にふるさととして美しい町であると、そういった地域づくりをぜひやってもらいたいし、訴えてもいいのではないかとということも言われます。そういう点で公園とか憩える場、要するに町外から見ても、非常に素晴らしい町だと実感のできることに、まちづくりとして使ってもらったらいいいのではないかとといった声も寄せられておりますので、ぜひこれからの中でそういった声を生かしながら取り組んでもらったり、意見を募ることも大事だと思います。

3つ目の点に触れますが、返礼品のりんごが非常に好評であります。この点につきましても、引き続き拡充しながらニーズに応えていくことが求められていると思うのですが、これらの返礼品の対応について、お伺いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今回の寄付額がこのように伸びたのは、文句なしに JA とのタイアップによる遅霜等の被害を受けたりんごの対応が非常に良かったのだらうと思っております。

皆さんがご存じかは分かりませんが、JA の報告を見ますと、一般的なふるさと納税以外のマル特りんごの平均単価がコンテナで約 2,600 円前後だったと。それがふるさと納税になりますと 6,000 円を超えるコンテナの買い上げをしたわけで、それを折半して平均化しますと、約 3,300 円にまで単価を上げることができました。

そこへ町が、ふるさと納税の主体はりんごの皆さんの返礼品が大きな役割を成したということで、1箱当たり 700 円ちょっとのご支援を申し上げるということで、農家への精算が平均で 4,000 円を超えていったわけです。これは正常果の平均とほぼ同じだということで、そういう

点ではすごいのですが、もっともっと正常果の割合を増やして、本来ならもっと素晴らしい飯綱の正常果はいい単価にならなければならないのですが、そのようなことで、農家からも非常にいい意味で感謝をいただきましたので、この確保を今後も、早速4月に新しい職員体制で、JAも3月で替わる中で、しっかり打ち合わせをさせていただいて、私はもう一歩、これだけなってくれば、荒廃地等へのりんごの作付け等も視野に入れながら、この量の確保について、これは真剣に取り組んでいかなければならないと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） このりんごは非常に好評であります。ですから、持続可能な返礼品であるりんごの供給体制を引き続き継続発展するよう、大いにその点に留意しながら、りんご農家の方も誇りを持っておられますので、そのりんご農家の人の励みになるような施策を、この寄付金で対応しながら進めてもらったらいいのではないかと思います。

もう一つ、この寄付金の今の扱い方ですが、基金に入れながら、そして各分野に割り振っているということでもありますので、この辺を全体的に流れが分かりやすいような基金内容についての説明なり、また町民の皆さんにも説明していただければ、どのような事業でどのように役立っているとか、われわれの希望はこうだということにつながると思うのです。そういう内容について、われわれを含めて表していただければと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご指摘いただきまして、今までもある程度公表してきたイメージは持っておったのですが、そのようなご意見を拝聴しますと、もっと広報なり、いろいろな意味で使用中身についてお知らせをしていきたいと思っています。

今の制度は、今年いただいたものを全て基金に積んでおいて、来年度予算にその基金から繰り出していくという使い方をしているのですが、実は去年は少し懐が厳しかったもので、当該年度で5,000万円を使わせてもらっています。したがって、去年は5億6,600万円ぐらいの寄

付金をいただいて、本当はそれが基金に上がるのですが、そこから 5,000 万円は先に使わせてもらった経過がありますけれども、そのようにやっていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） このふるさと応援基金に頼るわけではないですが、現時点では非常にいい制度であったり、われわれ町民としても本当にありがたいことですので、今後も持続的に、また継続的に寄付金をいただける体制を整えながら、町民の皆さんにも分かってもらって、まちづくりに寄与していただければと思います。

それでは次に、3 番目の質問としまして、家族農業の問題でお伺いいたします。

この飯綱町にとっては、家族農業が本当に 100%近い構成となっていると思うのですが、家族農業で継続的な地域農業をどう目指すかという点でお伺いしたいと思います。町の基幹産業である農業を進めていく上で、町にとっても環境保全型農業と地域づくりを掲げて取り組むことが重要だと思います。

一つは、現在生産資材が非常に高騰してきているといったことで、農家の方は大変な問題になっているのですが、これに対し、今後の対応として有機農業を進めたり、栽培をしながら、汚泥の発酵肥料等の推進はどうかという点でお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。まず、生産資材の高騰の関係になります。

こちらにつきましては、生産資材等の高騰に対する支援について、こちらは国や県等の支援制度を活用しながら、生産者の支援を行っていきたいと考えております。令和 5 年度も県のきのこ培地資材価格高騰緊急対策事業を活用しまして、きのこ生産者に対し、高騰しましたきのこ培地資材費用の一部を補助しております。また、国の価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、米生産者に対し、高騰しました農業資材や燃料費の一部を補助するといった生産者負担の軽減も行っています。

また、もう一つの考え方としましては、生産資材価格の高騰分を農産物の価格に適正に転嫁

していくという適正な価格形成の実現に向けても、関係機関と連携しながら、推進していきたいと考えております。

また、有機農業や汚泥発酵の取組はどうかということで、現在行っております取組について、少しお話しさせていただきたいと思います。

まず、有機農業の推進につきましては、今年度から飯綱町有機農業産地づくり推進事業を実施しております。この取組は、町の農業を持続可能で特色あるものとするために、町産の有機農産物の学校給食への取り入れ等を計画をしています。安定的な消費の場の確保と併せて、安全安心な給食を推進していくことが可能となります。また、この取組を足掛かりに、町内で有機農産物の生産者や耕作面積を増やししながら、併せて付加価値を高めていくことで、町の農業振興の発展、環境負荷の軽減につなげていくことを目的としています。

今年度の取組としましては、有機野菜の栽培実証実験や栽培技術習得を希望する生産者向けの技術講習会を開催しました。また、有機農業実施計画の策定を行っておりまして、来年度これに基づいてオーガニックビレッジ宣言を行い、この計画に基づいた取組を本格的に開始していく予定となっております。

続いて、汚泥発酵肥料等の推進につきましては、平成16年から移動式脱水乾燥車により、農村集落排水処理場で発生しました排水汚泥をコンポスト化し、無料で配布しておりました。こちらにつきましては、令和3年度に移動式脱水車の故障がありまして、修理には多額の費用がかかるということから、現在は行っていない状況になります。以上になります。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） この有機農業や栽培については、イメージ的に手間がかかるとか収量が減るという感じもあるようですが、やはり今、環境問題、そして安全安心な農作業をしていく立場では、非常に注目されておりますし、今後進んでいく栽培方法だと思います。そういう点で、大いに有機農業等を推進しながら、環境保全型農業の地域づくりを推進していくべきだと思います。

汚泥発酵も今、非常に注目されて、汚泥発酵の肥料を使うことが、終末処理場の関係から言

っても、だいぶ注目されてきていると思うのですが、今の移動式脱水乾燥車といったものを有効に使いながら、今後どのようにしていかれるか、その辺についての方針はお持ちですか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 正直言って、結論的には検討しているところですが、車を直して移動式の肥料を作る設備を維持していくのに年間 1,500 万円ぐらいの費用がかかったり、全体の供給量はそればかりではもちろん足りないので、普通の肥料等を購入していくことについて、どういう支援を考えていくか、その両立でしばらく行かないと、なかなか有機一本で行くというのも厳しいと思っています。

ぜひ将来的な方向としては、議員がおっしゃるような方向に飯綱町としては進んでいくのが一番いいだろうと考えております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） 次に 2 つ目の質問としまして、町内にある公共施設、学校、保育園、病院、それから福祉施設等に地元産の農産物を、ここが大事ですが公共調達をして、給食や食事等に使用をして、オーガニック給食、地産地消を推進することはどうかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） また補足があったら課長にお願いをしたいと思います。公共で調達をするという、そこら辺が一番、どうやって公共的な調達に結び付けていけばいいかと思えますけれども、現在におきましても、例えば米は年間 7 トンばかりあれば学校給食が間に合うのですけれども、それを有機米も一部やっていますが、全部有機米というわけではありません。これから次年度、新年度から何とか有機米で学校給食をやっていきたいということになると、農家から今 1 キログラム 400 円ばかりで売ってもらっているのですが、とてもそれでは割に合わない。もう 200 円ぐらいアップしてもらって、1 キログラム 600 円、10 キログラムで 6,000 円ぐ

らい出してもらわないという話もお伺いをしています。

したがって、そこら辺の予算措置的なこともあります、そこら辺は公共調達といいますか、そのような形でやっておりますし、野菜によっては、玉ねぎやじゃがいもなど、そういう根菜的なもの等については、個々の農家と給食センターで調整をして、有機の野菜を届けて、町はそれに対しての10アール当たり幾らとか、そういう支援をしている形で実質的には動いております。これを一層充実させるような形、また、ふるさと振興公社等も中に入っていて、そういう段取りをしていただくなど、公共的な対応も一部適用していきたいと考えております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） これは以前、同僚議員からもオーガニック給食やオーガニック地産地消についての質問をされたことがあります。今やはり国もこのオーガニック給食や地産地消、そしてこの有機栽培といったことに対して、ある程度推進をしています。ですから、そういう制度なども利用しながら、この地元の農業を維持発展させていく立場で、オーガニック、有機栽培をしながら、そして地産地消を進めて、公共調達をしながら使用していくといったことを大いに進めてもらいたいと思います。

次に、そういったものの飯綱町版であります、地域奨励作物支援事業が今、実施されております。現在、そば、大豆、麦、この辺が奨励作物として奨励されております。

この奨励作物の支援自体は、非常に有効的でありまして、遊休荒廃地を出さない、そして従来農法で作物が栽培できる。そして、自給率が上がるといった点で、大いに大事な支援事業だと思います。

この辺の支援事業を大いに品目的にも價格的にもやはり拡充しながら、地域農業を奨励していくといったことが大事だと思うのですが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

○町長（峯村勝盛） 奨励作物はよく議員からご質問をいただいて、確か麦もプラスしてきた経過もありますけれども、確かに奨励作物はいいことだと思っています。内部的には今、だいたいいろいろな利用があって、ソルガムなども長野市との中枢連携でも一緒に組んでいますし、そ

ういう荒廃地対策に合わせた新たな農産物を奨励をしていく。結局、奨励をするというのは、増やしたい、広めたいという大きな目標の中で奨励作物として認定をしていくわけですので、そのような観点から、JA 等も含めて、関係者で協議をしていきたいと思っています。

ただ、一例では、最近生産量が少ないのか、割合収益性が高いのか、JA あたりではピーマンなどを取り組んでももらえればうれしいというご提案もあります。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） 先日、中学校で開かれました給食シンポジウムでは、今の地産地消を含めて、この有機農業を子どもたちにも知ってもらいながら、学校給食の食育にも役立っているという点で、非常にいいシンポジウムだったと思うのですが、私も出席をして本当に感じたことは、今やはり穀物が非常に世界的に不足したり、供給体制が滞っているという中で、子どもに、地元産 100%の小麦で作ったパンを食べさせたいと。そういう点でいうと、非常に今の自給率が低いらしいです。

ですから、大いに自給率を上げるためにも、そして、子どもたちに安全安心で食育にも役立つ地元産の食料を提供していく。中でも、地元産の粉で作った 100%のパンをあげたり、それから今の米なども地産地消で地元で取れた米を提供していくと、子どもにとっても地域にとっても大事だとシンポジウムで言われました。私もはっとして聞いてきたのですが、そういう点で大いに地域においても奨励作物の支援をしながら、そういった観点にも応えながら、これから町の取り組み方としても進めていったらと思いますが、その辺の考えをお聞きしまして閉じたいと思います。

○議長（青山弘） 渡邊議員、質問時間が終了しました。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 十分検討して対応していきたいと思います。

○5 番（渡邊千賀雄） 以上で質問を終わります。

○議長（青山弘） 渡邊千賀雄議員、ご苦労さまでした。

以上で、午前の日程は終了しました。これより休憩とし、再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 0 分

◇ 大 川 憲 明

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位 3 番、議席番号 12 番、大川憲明議員を指名いたします。大川憲明議員。

大川議員から、発言は立って行いますが、ほかは座らせてほしいとの申し出がありましたので報告いたします。

〔12 番 大川憲明 登壇〕

○12 番（大川憲明） 今、議長が言ったように、ずっとつかまっても、立ってられるかどうか分からないもので座ってお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。

議席番号 12 番、大川憲明です。通告に従いまして、順次聞きたいと思いますが、この 1 番と 2 番は似たようなものなので一緒に聞きたいのでお願いいたします。

それでは、質問する前に、今までの流れを少し説明しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

長野広域連合一般廃棄物最終処分場の計画についてお聞きします。

要旨は 3 点ありますが、霊仙寺山と飯綱山の谷間から旧牟礼村の中心部を通り、黒川につながる八蛇川の歴史について、まず説明したいと思います。

八蛇川は昔から暴れ川と呼ばれ、川の管理には大変苦労したとお年寄りから聞いております。しかし、旧牟礼地区の水田用水としては多くの地区で利用されておりました。夏川、野村上、高坂、黒川と。高岡地区と旧牟礼地区の大体の水田は、この水路を使って農業を営んできた場所です。

このような川ではありますが、江戸時代に、この川の水を善光寺地域の水田の用水に利用しようという話が持ち上がりましたが、話し合いの結果、今までどおりということで解決したと

のことです。これもお年寄りに聞いた話です。

その後ですが、明治時代に入り、再び善光寺の地域から農業用の用水として、今の上村のあの辺から持っていきたいという話があったということです。それは明治時代なもので、裁判所ができた後らしいので、そこで裁判を行って、裁判で飯綱地区へよこしたと。

その理由というのは、3つの用水が東黒川のところにあるんですけれども、この用水は、黒川の中を通ってみれば古いままのところがあるので分かるけれども、家の前でお釜を洗ったり、茶わんを洗ったり、その水を利用してお風呂の水をくみ入れたり、本当に生活用水だったもので、その当時は、みんなそのような状態になっていたそうです。

だから裁判をやったときも、片や農業用水、片方は生活用水だと。そうするとこの川の水を全部長野へ持っていったらまずいということで、こっちに流してもらったということ、東黒川にいたお年寄りや歴史の勉強をしていた先生などにお聞きし、そのような書類もいまだに、私はどこにあるかよく分からないけれども、コピーが残っているという話をお聞きしています。

そういう川ですけれども、今回、最終処分場の計画に出ているところは、地籍は地蔵久保かもしれないけれども、その場所は、八蛇川へ注ぎ込む細い川が何本かあります。埋め立てをする場所には、確か2本か3本、ちゃんとしたある程度の水量の流れる川があります。

これからやる予定のものは、土を取って埋め立てられるようにするという話になっておりますけれども、今、農業をやっている人はみんな分かっていると思いますけれども、この頃の天気は、今年もそうですけれども、雪が多いのか少ないのか分からない、雨だって降るのか降らないのか分からない、そのような分からない時代というか時期になっている。そういうところで、3本もある八蛇川に流れ込んでいる水路の工事をやると、どうなるか分からないという心配もあるのです。

それで、今まで説明会がありましたけれども、われわれ議会の中でも、確か6月の全員協議会の中で話は出ました。しかし、私自身もまずかったのですが、そんなに切羽詰まっているとは思っていなかったもので、気楽にしておりました。

そういうことで、議員の皆さまにもしっかり覚えておいてもらいたいのですけれども、これ

はまだ地区が決まったわけではありません。まだ2候補残っていて、最初は6つ候補地がありましたけれども、今は絞られて2つの候補地になっております。その中の一つが地藏久保のところですが、もう一つは中条の場所があります。

私が感じるところによると、中条と飯綱は面積がまず違うのです。今度造ろうとしているのは須坂よりも大きい。16か14ヘクタールあります。そういうことを考えたら、地元での説明会のときも感じたのは、もうこれ以上話し合わないで、このまま飯綱町の地藏久保地区へ持ってきてしまうのではないかと、そんな心配が正直ありました。

この会議のときも、東黒川の場合は4時から始めて5時半に終わる予定でした。でも、県の広域連合の職員の皆さんは3時に来て、4時から始めて終わったのは7時です。そのぐらい地元の人も必死で、何とかしなければいけないという話をやってくれます。

その中には、若い人たち、30代の人たちもいたし、40代の人たちもいました。うちの東黒川の区は120戸ぐらいです。そのうち50人を超える人が東黒川の公民館に集まってくれたのです。そして、途中で帰った人は誰もいませんでした。真剣にやっていこうと考えております。そういうことを念頭に置いて、まず質問したいと思います。

この処分場の選定、それから推薦についてお聞きします。

まず選定は、誰ということはないけれども、今までやったものを見ても個人の名前は言わない。個人の名誉もあるし、いろいろなことがあるから。けれども、やらなければいけないのは事実だから、選定したのは町でやったのか、それとも環境審議委員会なのか。そういうことだけでもお聞きしておきたいのです。それだけまず一番先に聞いておきたいのですが、お願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 詳しくは担当課長から申し上げますけれども、今、議員がお尋ねの誰が決めたかということになると、基本的には、これは環境審議会にお諮りをして方向を出しましたけれども、これは町が決めた。その場所にしようということで長野広域へ進達をしたもので

す。

ただ、今、須坂市の仁礼地区でお世話になっておりますけれども、今までごみの関係、し尿の関係は信濃町の北部衛生、そして埋め立てごみ、斎場等については中野市、そして今度新しく一般ごみは長野市へお世話になっているということで、今のところ、そういう施設については飯綱町には1つありません。

そういう意味では、約束事として決まっている最終処分場については、信濃町の次は旧上水内から候補地をお願いをしたいという一つのルールにのっとって進めてきておりましたので、信濃町、飯綱町、小川村、そして旧信州新町、旧中条村、旧鬼無里村、旧戸隠村という関係で長野市では3カ所の候補地を挙げてもらって、検討してきた経過でございます。

また詳しく申し上げますけれども、今の地蔵久保地域については、三水地区の皆さんはあまりご存じないですが、旧ゴルフ場開発で話題になった場所です。今、古町に1つゴルフ場ができておりますけれども、時を同じくして、あの地域と地蔵久保地域でゴルフ場開発の話が出て、地蔵久保地域は計画を諦めていただいたというような地域です。

そんな経過もありまして、私といいますか町として、町内に5カ所程度の候補地等を考える中で、環境審議会に、一応地蔵久保地域を推薦していきたいのだというようなお話を申し上げて、長野広域へ進達をしていったということでございます。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 最初に、先ほど町長からお話があった内容については、先ほど大川議員からもありましたが、昨年6月の議会の全員協議会、また11月の広報紙「いいづな通信」で、長野広域連合次期一般廃棄物最終処分場の整備について経過としてお話ししてありますので、詳細については割愛させていただきます。

まず初めに、現地を町が選定した理由はであります。町長からも環境審議会ということでありますが、実際には令和2年度になります。担当課である住民環境課において、長野広域連合から示された候補地を抽出するための物理的条件や法律的条件をもとに該当地を選定する

中で、適地だと判断して、令和2年12月に開催された飯綱町環境審議会の意見を聞いた上で決定したところでございます。以上です。

○議長（青山弘） 大川議員。

○12 番（大川憲明） ただいまの説明である程度は分かりましたけれども、本年度の12月に行った環境審議会で、建設候補地の評価がどうなっているかというのを報告するという話があったと思います。その結果はどうになりましたか。それは、われわれは議会ではまだ聞いていないと思うのですが、お願いします。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 環境審議会の関係については、2つ目の推薦した経緯の中でご説明させていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（青山弘） 大川議員。

マスクは自由ですけれども、少し聞きにくいので外していただいたほうが。

○12 番（大川憲明） 分かりました。

3番目として、最終処分場は、確か予定では令和32年で埋め立てが完了するのではないですか。そうすると、その間はどういう仕事をやっていくのですか。埋め立てるだけですか。そこから辺を、できれば詳しく分かりやすく説明してもらおうと、ある面では心配がなくなるのです。というのは、埋め立てた下にある水路の中の水、それからこれから造るであろうと思われる貯水槽、それから下水道へつなぐと言われている水源、水量、そういうものをみんな調べてやっていくのかどうか。その辺を詳しくお願いします。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 今の大川議員の令和32年のお話については、次期一般廃棄物最終処分場は、現在はエコパーク須坂ということで、令和3年から令和17年末まで埋め立て処理をする。その後の次期一般廃棄物最終処分場については、今、候補地として飯綱町地蔵久保と長

野市の中条入日が決まっている。そこまでに決定する中で、令和 18 年から令和 32 年まで 15 年間の埋め立てをするという考え方でありますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（青山弘） 大川議員。

○12 番（大川憲明） 期間はそれでいいのですけれども、その間に、完成する間と、それと出来上がってからでは遅くなるのではないかと思われるのは水の量です。先ほども言ったように、八蛇川に流れ込んでいる水は 3 つの水源があります。それが、その年によって水量も違うのです。今年みたいに雪が少ないときは流れてくる水も少ないと思います。大雪になれば水も多くなる。そのために、その間に仮にかなりの量が入っていると分かるように、研究というか調べておいて、そうなったら造ったところのそばの水路の辺に、一つ深井戸といったらおかしいけれども井戸があって、そういうときの補いを、水田の水とかあれだから、それを間に合うようにしてもらいたいなと私は考えているので、それを聞きたかったのです。そういうことをやらないのですかということです。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私も技術的な詳しいことはあれですが、まず町長としてお約束をしたいのは、候補地が決定するのは令和 7 年の理事会です。だから来年、長野市長以下、首長が 9 人集まります。その中で、今回はどこにするということを最終決定をいたします。

決定したら、須坂の例を見ますと、生活環境といいますか、よくアセスと言いますけれども、これは水の調査から、ここを一切の伐採をして、何ヘクタールの集水面積がこういうふうに変った場合の水量はどうなるか、また処理水の処分は一体どういうふうにするのかというような大変な調査をし、地元話し、また調査をして地元話し。須坂でも何回も行ったり来たりをして、その結果として、ようやくああいう形のものができていきました。

したがって、もし飯綱町で決定をしたということになれば、これは町として責任を持って、ただいまのような水の心配、水質汚濁の心配、何の心配、あれの心配、これを全てクリアして、それで地元の了解を得ない限りは着手はできないと思っています。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。大川議員の質疑の関係については、その質疑の3のところでも触れるような形にはなっておりました。今、町長からお話がありましたが、最終処分場の計画地が決まるのは、令和7年度の広域の理事者会で決定することになります。その場所が決まりますと、建設のための基本設計を行いまして、その前に生活環境影響調査という環境予測調査を行うことになっております。

この調査は、こういった施設を建設する際に周辺にどういった影響があるのか、ないのか。あるとすれば、その影響を最小限に抑えるためにはどういった設計をすればよいのか、そういったことをあらかじめ知るための調査となっております。大気だとか、騒音、悪臭等、さまざまな項目があって、これから数年かけて調査し、いろいろと地下水の影響だとか、そういうことも予測というか調査をしていくとなっております。以上です。

○議長（青山弘） 大川議員。

○12番（大川憲明） ただいまの説明で大体分かりましたけれども、この今の状態で、先ほどもちらっと言ったけれども、地藏久保の面積14ヘクタール、中条の日高のところは6.5ヘクタール、埋め立てする大きさがまるで違うのです。そうすると心配になるのは、あと2年間何かやっても、結局は飯綱町へ来るのではないかと。そういう心配が、東黒川のこの間の説明の中にも、区民の皆さんも結構そう思っています。

特に若い人が質問したのは、自分たちはこれからずっと東黒川で生活していくと。そこへ汚れた水などが入ってくると、せつかくうちの前にあって、ちょっとしたものはそこで洗えるような水路なのに、これも使えなくなってしまうのではないかと、そういう心配をしていたように聞いていて思えました。だから今お聞きしたのです。

一番心配なのは、ごみを焼却したときに出る焼却灰は、放射性物質も焼却されると濃縮されるのではないかと。それが入っているところに雨が降ると、出てくる放射性物質が混ざった水が結構多くなるのではないかと。例えば10年とか15年で川へ流すという、簡単に言えばそう

いう話になっていたような気がするんです。その説明のときに。それをいつまでも下水のほうに流しておけるのですか、おけないのですか。

というのは、東黒川の水田だけではなくて、本当に自分のうちの前を通っている水路のところへそれが流れてきているとなれば、庭へもまきたくなってしまうと思うのです。この間、質問をしていた若い人たちの話を聞けば、そういうような心配をしておりました。

それと、私はあまり農業をやっていないけれども、話を聞くと、どういうわけか、あその東黒川にある水田の米は特Aなのだそうです。私も知らなかったのですが。今年の米の品評会で北信は特Aが増えたとなっていました。中信では安曇野のコシヒカリや何かが特Aに入っていると。今、飯綱町の大多数の部分、特に三水の地区は芋川米だとかいろいろ言われておりますけれども、東黒川も西黒川も米は特A扱いになっております。私もよく分からないのに言うのは変なものですが、仁之倉線から上の米は特Aになっているのか知りませんが、そういう状態なもので、野村上より下にある水田に、放射能を含んだ怖い水を流してもらいたくないなと思って心配になっておるのです。

それゆえ、今言った水を、これから検査になるまで流さないと言ってもらえればいいけれども。要するに、5年10年ではなくて、ある一定の時間をかけないと、いくら分かって言っても例えば下に穴が開いたとか。

実は、ここでさっき伊藤議員と話をしたけれども、私が議長で、伊藤議員が福祉文教の委員長をやっているときに、この須坂のところへ視察に行ったのです。工事をやっている時に。そこで私が見ていたときに、運悪くダンプがバックして行って、何重にも張ってあるところへ穴を開けてしまったのです。それは後で直すからいいと言っていましたけれども、そういうことをちゃんとやっても、人間のやることだから失敗することもある。

だから、今言うように、5年10年ではなくて、例えば20年ぐらいはそこでやるというようなふうに変えられないでしょうか。確かこれは10年間と書いてあります。10年間ぐらい検査して、それから流すというような説明がこの本のところにはあると思ったんですが、違いませんか。30年ぐらいやってくれるのですか。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。大川議員から心配されているという話ですが、要するに浸出水というか、実際の処理の関係については、現段階では報告書に示されているのは下水道に接続して放流することを想定しているといった内容でございます。

大川議員が心配されている内容については、例えば飯綱町が選定されたとしたときの話ですが、令和 18 年から稼働が入って、15 年間、そういった処理水については下水道の接続を前提としてやっていくということになります。その後、終わってからどうなるのかというようなことも懸念されているのではないかとということで、ご回答させていただきます。

15 年やった後、令和 32 年度以降も、ある一定期間、10 年になるのか 15 年になるのか分かりませんが、同じ監視をしていく予定ではおります。その後、いつまでもずっとというわけにいかないのも、河川放流の基準に適合した中で、水を河川に流せるとすれば、そういった方法も考えられるかということで広域との話ではなっているかと思えます。

ただ、この間の東黒川区の報告会のところで懸念されていたのは、黒川米の風評被害のことについてももちろん議論はありましたが、実際に埋め立て処理をすることになると、浸出水はその分下水道に接続となります。雨量とかいろいろとありますが、八蛇川に流れていく水についても減少するのではないかと、そういった声も多かったような気がします。

少し難しいところではありますが、そのようなことなのかなと思っております。

○議長（青山弘） 大川議員。

○12 番（大川憲明） 今、課長のおっしゃったとおり、黒川の人はそこも心配しておりました。

というのは、その若い人たちは、変な話、私みたいなものはあと 20 年も 30 年も百姓をやって、その頃に生きているかどうかは分からないけれども、その人たちにとっては、自分の子どもたちが同じ東黒川で米を作ったりいろいろなことをしたいと。そのときに、そんな水を流していたのでは、その親たちは子どもたちに言われますよね。こんなことを許可したからいけないのだと言われるといけないから、心配しているのが事実です。

だから、心配にならないように、町長、どうですか。それぐらいやりますよと。長野広域でやってもらうようにしますよと。しっかりやるまで、黒川の町民がこれだけやったから大丈夫だよと納得するまでやってもらうようにしてもらわないと。そうしないと、なかなか返事をしないのではないかと危惧しております。

そういうことで、ぜひそれはやってもらいたいと思うのですが、心配だからそれを町長お願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 繰り返しになりますけれども、廃棄物については、今回は一般廃棄物です。

一般廃棄物は、市町村が処理を考えなければならない。産業廃棄物は県が考える。原子力になった場合には国が考えるようになっています。文部科学省です。

それで、思い出していただきたいのは、10年以上前になりますか。一時、飯綱町の山中にやや放射性物質と思われるものが持ち込まれていると。これは、文科省とどのぐらいやり合ったものか。文科省は最終的に、国がやろうとしていることを、いちいち自治体に報告する必要もないと厳しいことを言われましたけれども、文科省の職員が何回も足を運んだり、いろいろなことをして、ようやく他県に運び出されていくというような経過がありました。

したがって、放射能の心配というのは、実質的に一般廃棄物ではあり得ないと思います。もし、放射性物質が一般廃棄物の中に入っていたとなれば、違う世界の問題として対応しなければならない問題だと思っています。

また、一般廃棄物最終処分場、東黒川の皆さんの心配も嫌と言うほど分かります。これは無理強いして、何が何でもやるというような事業ではありません。先ほども申しましたとおり、皆さんの同意をいただく中で着工したいと。

したがって、着手、竣工するまでに、場所が決まってから10年ほどの時間があるわけです。その間に、やっぱり十分に話し合いをして、そうか、そこまでやるなら心配ないかと。処理水は、成合川、八蛇川には一切入ってこないと。そんなふうに確信を持っていただいて同意をし

ていただく。もう一步進めば、掘ったところはいいい公園として使うと。森林公園でやっていったらどうかというところまで同意ができるような話になれば、一番ベターだと思っています。いずれにしても、議員の心配については、町としてもしっかり責任を持って対応いたします。

○議長（青山弘） 大川議員。

○12 番（大川憲明） 今、町長から力強い返答がありました。これは質問ではないですが、この間から東黒川の動き、区長の動きなどを見ていると、先日、区の3月の配り物の中に、区長の名前で、この問題をもう一度やるので皆さんしっかり読んでおいてくださいというような言い方をしております。それを聞いてみたら、町では、前回の反省のものをつくり上げるのは今月いっぱいやって、区のほうへ出してくれると。

そういうふうにこれからもどんどん、質問がなくなればやめるのではなくて、町は、もし外ればいいですけども、まだ決定しないのだとなったときには、東黒川にも、もちろん袖之山も地蔵久保もそうですけれども、そこへは逐次説明の対応を行ってもらいたいと。そのようなことを要望して、私の質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（青山弘） 大川憲明議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は1時45分からとします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

◇ 中 島 和 子

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号6番、中島和子議員を指名いたします。中島和子議員。

〔6番 中島和子 登壇〕

○6番（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。通告に従いまして、質問させていただきます。

2月1日の信濃毎日新聞地域版には、見開きのそれぞれのページに、飯綱町のりんごに関する記事が掲載されていました。町内産メイポールを使ったクラフトビールが大手メーカーにより開発されたこと。また、かねてりんご園のオーナーとして農家民泊で交流をしていた芝浦工業大学附属中学高等学校の生徒さんがりんご酢を商品化し、ラベルのデザインを手がけ、振興公社で製造販売されていること。この2つの記事を多くの方が目にされたと思います。

ちなみに、ビールは限定販売ということであり既に完売になっていましたが、りんご酢は購入することができました。

最近このように、りんごの町をイメージさせる紙面やテレビ放映等が大変多く見かけられます。りんごを象徴した日本一のりんごの町が定着してきたように感じております。ふるさと納税が12億5,000万円以上と重要な財源になっているとのお話もあり、飯綱町のりんごに以前にも増してスポットが当てられたことなど、これまでの町の取組の成果であると思います。

さて、おいしいりんごを生産するには、花摘みから摘果、葉摘み、玉まわし等の細かい手作業の連続です。そして、数回にわたる消毒や樹園地の整備や春先の剪定作業も加わり、それらの作業とともに、やっと収穫となります。しかし、順調な年ばかりではなく、その年の気象状況により収穫量も大きく左右されてしまうという、予想のつかない気候との戦いがあります。

おいしいりんごを口にするためには、収穫まで大変地道な作業と労力が続きます。こうして時間をかけ生産したりんごがあつてこそ、りんごの飯綱町です。

さて、農業に視点を置いた地方創生の考え方では、農業の衰退は地方の衰退であり、やがては故郷の原風景も喪失させ、日本全土の衰退にもつながってしまう。地方創生を目指す上では農業の重要性を再認識すべきであり、高齢化と担い手不足の中、将来の持続的な農業振興を図るためには、就農者確保が喫緊の課題であり、農業後継者や新規就農者への担い手支援が重要になります。併せて、ここ数年の温暖化による気候変動は作物への影響も深刻化されています。

町の基幹産業である農業について、町長の見解をお願いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 答弁をいたす前に、久しぶりに事業について褒めていただいて、誠に感謝申し上げます。厳しいご指摘を受けることはしょっちゅうなのですが、なかなか評価をいただけることは少なく、今日は記念すべき日になったような気がいたします。

議員のおっしゃるとおり、わが町にとって、農業の担い手不足そして温暖化は非常な強敵です。そのために、昨年から農水省の本省から佐藤さんに何とか来ていただいて、もう1年、2年ばかりで担い手の育成を何とかしよう、新たな法人を何とかつくっていかう、今はその取組をしている最中です。

また、この後細かく触れますけれども、農地の引き受け手、いわゆる地域計画を立てることによって、農地の10年後の、どういう形で誰がどうしているかということを定めた上で農業振興に取り組んでいく。今、本当にそれを、同じように深刻に考えて取り組んでいる最中です。温暖化についても、開会のあいさつで若干短めでしたが触れさせていただきましたけれども、雪の少ない・多いも水不足に関係はしますが、朝夕の温度差の違いが少なくなっているというのは、果樹の栽培、また米についても味の非常にいい農産物という点では、非常に大きな痛手になるのではないかと思います。

さりとて、そういう温暖化に向けた作物に切り替えていくというのも、いささか今の段階としては、そうは値段的にもどうだろうと深く悩んでいるところです。簡単に一朝一夕に解決の道は出てはこないと思っていますが、今進めている地道な努力によって、必ず解決ができるものだと思って鋭意取り組んでいきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 初日の町長ごあいさつでは、次年度予算には農業継承支援として、担い手事業や稼ぎ手事業が計上されるとのお話もありました。農業の未来を守るため、持続可能な農業の促進のため、町では果実や米など作物に対してさまざまな補助金が用意されていて、ホームページでは飯綱町農業者等支援補助一覧表を見ることができます。

まず、これらの事業の申請状況をお聞きいたします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） それでは申請状況についてご説明をさせていただきます。ホームページにも載せていただいているのですが、農業関係でおおむね 30 程度の補助金なり交付金の事業を用意させていただいております。

この中で今、実績で直近のものとしますと令和 4 年のものがあります。この 30 程度ある中で 9 割ほどの事業に申請をいただいております、交付をしているところです。年によっては活用の状況も変わってくると思いますけれども、この令和 4 年度では 4 事業は申請がなかったという状況です。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6 番（中島和子） 今、9 割ほどの申請とお聞きしましたが、その申請状況や利用状況が低い事業について、町はどのように評価されていらっしゃるのでしょうか。住民に対し、補助内容など分かりやすい説明がされているか、新規就農者に対しても、欲しい情報にマッチしたものが見つけやすい窓口対応となっているかなど、情報の発信が不十分で就農者が利用しづらい補助となっていないかお聞きいたします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 何年も補助申請がないような事業につきましては、やはり使いづらかったり、その補助の目的が利用者の方にそぐわないという面もあるかと思いますので、そういった部分については農業者の声を聞きながら、随時ブラッシュアップといいますか、変えていきたいと思っています。

また、新規就農者や既存の農業者への情報発信につきましては、就農説明会や広報、ホームページを活用しており、また JA とも一緒にやっている農業技術者連絡協議会、再生協議会などでも、毎年新しい事業については説明もさせていただいております。農協とも共同で行っている事業もありますので、密に連携をしながら情報発信をしていきたいと思っています。

まずは何かありましたら、役場なり農協の職員にご連絡いただければと思います。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） それでは引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは若者農業従事者に対する町の対応について質問してまいります。私が所属する飯綱女性会議は、町で活動する女性団体が親睦を深めながら連携を密にし、活動続ける各種団体の連絡会です。事業の一つ、妄想会議では、多世代交流を大きな目的として、生活領域における支え合いの基盤の弱まり、そしてライフスタイルの多様化が進む中、自分たちの暮らしを見つめてみようと、若者や移住された方々をお呼びして意見交換会を開催しております。

今年度は1月30日、飯綱町の在り方をテーマに、農業に励む若者や文化方面で活躍する6名のパネラーの皆さんに発表をお願いして、町内の動きを知るための交流会が開催されました。素晴らしい発表と活発な意見交換があり、貴重なひとときを過ごすことができました。発表の中から、新規就農者としてりんご栽培を始めてから10年になる専業農家の若い女性は、前段にもお話ししましたように、地道な作業の中、昨年凍霜害での収入の落ち込みは大きく、先のことを考えると不安になるが、それでもご夫婦で励まし合いながら来シーズンも頑張ろうと決めたなどと、リアルに語っていただきました。

そして、昨年誕生した赤ちゃんや上の2人のお子さんたちのためにも、子どもに継がせたい農業を目指す強い決意を持ち語られたママさんの発表と姿勢は、私たちの心に大きな感動を与えてくださいました。

また、資格を持ちながら、それとは別の職業も経験した中で、大きなりんご農家を継ぐことを選択され、りんご栽培に黙々と取り組む若い女性は、近年の変動する気象状況の中で果樹への影響等を調査して、その情報を発信し、新しいりんご作りに向き合いたいと夢を膨らませていらっしゃいました。

もうお一方、県外から移住された若い男性は、ぶどう栽培に興味を持ち、ワイン作りを一生の仕事としたいとクラウドファンディングを利用して、町内で1,500本のぶどうを育てていらっしゃいます。そして将来はワイナリーの設立を計画されています。しかしここで

も天候不良の影響は大きく、結実不良や糖度が上がらないなど、やはり課題を抱えているようです。

このように、彼らが真剣に農業に取り組んでいる姿勢を直接感じることができ、就農者の皆さんをしっかりと応援しながら見守っていくことが町の役割であると思いました。若者農業従事者に対して、町が期待することをお聞きいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 貴重なご質問をありがとうございます。まさしく若者を、年齢的な範囲もございますけれども、何とか主幹産業である農業を維持発展させていくには、何といたっても若者といわれる皆さん方に、ここで一大奮起をお願いしていかなければ、人手不足、担い手不足、後継者不足は、もうそこに見えてきております。

そのために園地のほ場整備等をやるなりしてスマート農業を広めるなど、何とか価格の維持、収入の確保を図っていくことで、十分生活ができる農業所得を確保していく。農業は、台風、遅霜、それぞれの大きな被害をいつも抱えている産業ですから、収入の保証というようなものを収入金の保険を掛けることによって、何とか9割は確保していった生活の安定を目指す等いろいろな取組をしているつもりです。

しかし、こうやってなお厳しいということを見ますと、やはり原点は、それだけの収入、りんごを1町歩作っていれば、1ヘクタール作っていれば、1,000万円以上の収入が上がって十分やっていける、こういうものの目安と現実性が伴ってこないと、なかなか就農というところにまで結び付いていかないと、そのようなことをつくづく思っております。

町として、今回のふるさと納税は、一つのりんご、米についての一定の価格的な補償的なものがある程度できるのではないかとということも発端に思いました。ここへ来てまた、JAとの連携を深めて、安定した収入で何とか農業を維持していく、発展させていく、そのようなことを町として取り組むので、若い人たちに話に乗ってほしいとそうように呼び掛けていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 変動する気象状況を研究しながら、新たな栽培方法を模索しようとしている発表者の一人は、先日の2024 いいづなリンゴフォーラムにおきましても、良品生産技術開発に取り組まれていらっしゃる青森県産業技術センターりんご研究所栽培部長の後藤聡さんと対談をされ、現地で研修してきたことを報告されていたと思います。

温暖化による収穫期の早期化や高温障害による日焼け等でりんご栽培が危機的な状況を迎えていること、そして青森県では、ももの良品生産が可能となり、りんごの早生種をもものに切り替え、一部地域では生産化も進んでいるという情報もありました。そして担い手不足問題では、次世代にバトンを渡す先進的な取り組みとして、弘前市の園地継承円滑化システムの情報も対談の中にありました。

園地継承円滑化システムをホームページから閲覧しますと、後継者がいない樹園地について、農地と樹体を一体で新たな担い手に継承していくためのシステムが構築されていました。樹園地情報としては地図、所在地、面積、売買か賃借か、作付品目、継承希望時期などが一覧になっていて、地図や所在地のところをクリックしますと、弘前市全体の航空写真による場所の確認や園地の詳しい情報、栽培本数まで見られます。

就農希望されている方にとって、どこにいてもいつでも情報が入りやすく得やすくなっていると思いました。また、身内以外の人に園地を継承する第三者継承という形にも注目が集まっているとの内容もありました。譲渡を希望する農家さんに研修に入り、技術を学びながら譲渡してもらい、その後は農家さんも雇用することで労働力の確保にもなり、引き続き技術を習得できるという仕組みです。

わが町の令和5年3月時点での町の高齢化率は40.37%であり、手がけてきた果樹園など、ほ場の継承希望をお持ちの高齢者が増えてきております。町の課題である担い手不足解消へ新規就農者を迎えるための取組としても大変参考になると思われます。

園地継承円滑化システムの導入等のお考えはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。私も今おっしゃられていたシステムにつきまして、インターネットで検索して見せていただきました。大変参考になり、今後の参考にしたいと感じています。現状の農地の流動化といいますか、町の取組について話をさせていただければと思います。

農地の貸借売買等に関しましては、飯綱町農業委員会としては毎月月末に農地相談会というものを実施しております。農業者、農地所有者の相談に、農業委員、農地中間管理機構、農協職員とともにマッチングの相談を受けております。

現状は、農地の所有者も農地を荒らしたくないということで、借りてもらえる人を探しながら相談に来られている状況がありますが、借り手がいない賃貸借希望の農地につきましては、農業委員会が情報を共有し、ネットでの公表はしておりませんが、借り受け希望がある農家さんにつきましてはそういった情報を紹介しているといったようなことは現状でもしています。

新たな動きといいますか、先ほど来何度も出てきている部分なのですが、令和6年度末までに農地の地域計画を作成することとなっています。この計画につきましては、計画の中で10年後、地域の農地を誰が守っていくのかということをしつかり明確に地域の皆さんと話し合いをしながら決めていきます。その中では、地域の担い手にまず集積したり集約したりするということが求められています。

そうした背景もありますので、インターネットですぐ情報を公開するというのは今後に向けてはどうかというところはあるのですが、先ほど話しました農地のデータの項目、情報内容についてはすごくいい内容です。こうしたものを見ればこの農地の詳細な情報が確認でき、ここでいえば生産していた農家さんが研修やお手伝いをしてくれるのだというところまで書かれている。こうしたものはしっかり私たちのほうでも参考とさせていただきながら、自分たちでどのようにできるのか、係の中で検討しながら進めていければと思っています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 女性会議での意見交換会の話に戻りますが、ほかにも有機栽培に取り組む団体や工芸、音楽と幅広い若者の発表が続き、皆さんの決意や今後への夢をお聞きして、大変頼もしく感じました。発表されたりんご農家の女性の2人は、りんご農家が技術に誇りを持ち希望を持てる場所にしたい、それには横のつながりを持ち、みんなの連携が大切だと思いを述べられました。

その皆さんの声は大切にしなければいけないと感じました。農業に従事している皆さんは、先に述べましたように、補助事業を活用されてはおりますが、それぞれの分野での状況は異なり、実際にどのような補助が必要なのかなど課題はたくさんあるようです。生産段階までのさまざまな課題の共有等が必要だと思いました。

農林水産省における研究結果ですが、農業者グループの特徴は、「信頼関係」「愛着関係」「互酬性の規範」これは相手に何か贈られたら何かの形で返すルールを言うようですが、メンバーが対等で、心理的な結び付きに基づいた農業者グループは横のつながりであると分析されています。そこで、町の就農者ネットワークの確保など、横連携のためにソフト面のサポートが必要だと考えますが、その点へのお考えをお聞きいたします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 横の連携ですけれども、社会全体の傾向としてコロナの影響がかなりありまして、人のつながりが希薄になっているというのはすごく感じているところです。議員の発言のとおり、横の連携というのは大変重要であり、支援の方法については研究していきたいと思っています。

その中で、今、町として取り組んでいる一例を紹介させていただければと思います。町では、りんご、米、野菜等の生産・加工・販売まで総合的な農業経営、新たなビジネスモデル構築に向けて学ぶプログラムとしまして、アグリチャレンジ塾を実施しています。その取組の一つとして、新規就農者や町の若手農業者等を対象に研修会やセミナーも開いております。

各回のテーマにつきましては、参加者が学びたいことや試したいことを話し合いの中で決め

ながら実施をしております。今年度につきましては、農作物のインターネット販売、青森県のりんごの動向、都市部でのマルシェ出店などを実施しています。まずはこうした既存の機会にご参加いただくことで、横の連携が取れる機会を積極的に活用いただければと思います。

また、町としましても、こうした塾があるということを若者の皆さまに情報としてキャッチしてもらえるような努力も必要と考えておりますので、そういう部分についてはまた改善していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 農林水産省直近の統計によりますと、65歳以上の基幹的農業従事者は70%、49歳以下は11%、しかも新規就農者の離職率は高く35.4%と、全国的に農業従事者不足が深刻化しています。

そのような中でもかすかな希望もあります。農業地域の持つコミュニティ力は、都会では養われないことに気づき、地方生活に興味を持つ人が増え、若者の田園回帰志向の動きが現れてきたことです。町内でも若者の転入者が増え、実際に農業を始めた方もいらっしゃいます。そのような動きの中、町でも就農者の確保が期待できると考えます。

全国的な農業連絡会には、若者農業者が中心の4Hクラブ、農業青年クラブや全国農業クラブ連絡協議会の活動もあり、以前は盛んに活動されていたように思いますが、現在町内での活発な活動や情報は聞こえてきません。また、農業農村支援センターが窓口になる北信地域対象の北信農業女子という集まりがあり、メリットとしては他市町村の方々との出会いが多かったようですが、町で所属している方は少ないようです。

やはり地域において、コミュニティ力を養うためのつながりは大切です。地元においても果実の品目や所属は関係なく、栽培技術や日頃の生活面まで気軽に話せる情報交換の場があったらいいと思うという声もありました。飯綱町において、農業を目指している若い就農者の皆さんが、そこに直面する課題を共有しながら就活することが必要であり、話し合いの中から将来の取組など、解決策も生まれてくるのではないかと思います。

基幹産業である農業を守り持続させる町として、今農業を目指す若者たちが安心して働き続

けられる体制創出のために、若者の農業連携研究会のような協議会をご提案したいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 将来的な考え方ですので私のほうからお答えをさせていただきます。趣旨は非常によく理解し、意味はよく分かりました。ただし、農業というものに向かって若い人たちが集まる、それも非常に大切だとは思いますが、これから地域として生きていく、農家であっても地域の一人であり、地域における貴重な人材であるということを考えますと、世代も超えたその中には、農業の話もあれば、遊びに行くゴルフの話もあれば、いろいろな話のできる、そういうサークルというようなものを構築していったほうが広く集まりやすいかと思います。どうしても一つの農業の目的ということで皆さんを集めていると、一定の限定がされ、その人たちが大体固定化され、毎年定例的に総会を開いてというような会になっていってしまうのはかえって寂しいと思うところもあります。

結論めいたことは申してはいないのですが、課長のほうからあった経営塾などは、若い人たちが入っていろいろな観点で農業等を捉えて、または販売等にもチャレンジしたりというような多様な取り組みをしております。そのようなところへ顔を出していただくことを積み重ねる中で、飯綱の女子の会のような、ああいうサークル的なものがそこから生まれてくるようなことも自然的な発生としてはいいかと思っています。

ただ、そういう若い人たちが集まっていろいろ話をするようなそういうグループというものの必要性は、ご指摘のとおりだと思います。決してノーではなくて、これからいろいろなチャレンジというか工夫を凝らして、そのような機会が取れるように検討していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 地域で何か事業を始めるには、行政主導でなく住民主体で始めることが望ましいわけですが、農業に対する喫緊の課題であるなり手不足問題は、加速し続けております。官民一体で取り組むことが必要であると考えます。今回の会の中で、もしそういった仕組みが

できれば、進んで活動していきたいという頼もしい声もいただいています。

協議会を発足させるためには、まずこの町で実際に農業に取り組まれている皆さんの課題を聴取してマネジメントする人材が必要になると考えます。農業ソーシャルワーカーとして専門知識を持った関係機関や、地域おこし協力隊員などによるマネジメント、そして就農後のフォローアップも必要になってきます。まずは就農者の声を聞き取ることから始めて、課題等の共有化の促進を図り、後継者同士の連携を深めることが、経営能力の向上にもつながってまいります。

飯綱町で農業を頑張っている皆さんに寄り添っていただくことから始めてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 農業にかかわらず他の産業の皆さんともそうですけれども、十分寄り添って一緒にやっという思いで動いていることはぜひご理解をいただきたいと思います。決してあなたたち好きなようにやってください、僕たちは知りませんよということでは絶対ありません。

自主的にそういう組織をつくって、皆さん2人でも3人からでも始めて、このようなことをやっていきたいのだと言うのなら、町にそれなりの支援をしていくような事業もありますし、またそういうところに出かけてきて私たちの声を聞いてほしいと言え、いくらでも出かけていきます。そういう中で一つずつ大きくなっていくようなスタイルのほうが取り組みやすいのではないかということをお先ほど申し上げたのです。寄り添ってやっていくということについては一生懸命やっているつもりですので、ご理解いただきたい。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 最後になりますが、年初めの商工会主催の新年交流会に参加いたしました。

町内の商工会の皆さんとは何かと交流も多く、以前から顔見知りの方が多くいわけですが、今年は親の代から事業を引き継がれた息子さんたちが多く、青年部が交流会を盛り上げていました。

将来の飯綱町商工会は安泰かなと思わせる頼もしい商工会がつくられていると感じました。若者が生き生きと活動している姿を見ますと、私達も元気をもらいます。

そして、若者農業従事者の皆さんも気持ちを合わせて、飯綱町の持続可能な農業のために頑張ってもらいたいと願っております。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（青山弘） 中島和子議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、3月7日の本会議は、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時19分

令和6年3月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和6年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	土 屋 龍 彦
企 画 課 長	平 井 喜一朗	税務会計課長	藤 沢 茂 行
住民環境課長	宮 島 幸 男	保健福祉課長	永 野 光 昭

産業観光課長	清 水 純 一	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸
総務課課長補佐	近 藤 久 登		

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（３月７日分）

順	議席	氏 名	発 言 事 項
5	4	瀧野良枝	飯綱町国土強靱化地域計画に基づく防災・減災への実効性のある取組を
6	13	伊藤まゆみ	1 災害時の備えは十分か
			2 子育て支援の充実へ向け保育士の確保を
			3 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の子ども達への助成を

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

これより、令和 6 年 3 月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第 1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な分かりやすい質問、答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

◇ 瀧 野 良 枝

○議長（青山弘） 発言順位 5 番、議席番号 4 番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔4 番 瀧野良枝 登壇〕

○4 番（瀧野良枝） 議席番号 4 番、瀧野良枝です。通告のとおり、順次質問してまいります。

質問に先立ちまして、能登半島地震において被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。いまだに 9,600 人以上の住民の皆さんが避難生活を送られているとのことで、被災地の速やかな復興をお祈り申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

飯綱町国土強靱化地域計画に基づく防災・減災への実効性のある取組についてお伺いします。国では、大規模自然災害の際に、人命を守り経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復

する強さとしなやかさを備えた国土経済社会システムを平時から構築するため、2013 年 12 月に国土強靱化基本法を施行しました。当町においては、2022 年 3 月に飯綱町国土強靱化地域計画という 5 カ年計画を策定しております。

飯綱町地域防災計画が地震や風水害などのリスクを特定し、そのリスクに対する応急対策や復旧・復興対策を行うための計画であることに対し、国土強靱化地域計画はあらゆる自然災害を見据え最悪の事態に陥ることを避けるために、事前に取り組むべき具体的な取組を定めたものであり、町づくりの視点も合わせたハード・ソフト両面の包括的な計画であります。

具体的には、主なリスクを特定・分析し、リスクシナリオと影響を分析し評価した上で、目指す目標に対しての脆弱性を特定します。次に、その脆弱性を克服するための課題とリスクへの対応策を検討し、課題解決のための施策を見直し、重点化や優先順位を付けて計画的に実施すること。また、その結果を評価、そして全体の取組の見直し、改善を行うという PDCA サイクルを回していくというものです。

今回は、国土強靱化地域計画に照らし合わせ、より実効性の高い施策となるよう詳細に質問をしてみたいです。

まず初めに、町長にお伺いいたします。昨日の答弁でも、令和 6 年度予算は防災対策も重点化しているとのことでしたが、これまでの当町の防災対策についての評価、また課題がありましたらお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。

お答えを申し上げたいと存じます。まず、防災そのものについては、議員がご指摘のとおり、水害であり、土砂崩れであり、台風等の風の被害であり、そして地震による被害と、幾つかの災害が考えられます。

その点において、土砂崩れ、砂防については砂防ダムの建設を今、新たに若宮地区でじきに実行になりますが、そういうダム等の整備によって発生を未然に防ぐという対策を取ってきて

おります。河川については、八蛇川、滝沢川、斑尾川、鳥居川の一級河川がありますが、特に鳥居川については県の事業として、令和6年度もクリーン飯綱の近くに流れている鳥居川の河床整備などを進めて、災害の発生を事前に抑えるということを総合的に進めてきております。私は役場人生が50年になる段階ですが、飯綱町を思った場合、三水地区も牟礼地区も含めて、水害というような床上浸水・河川の氾濫というのは、あまり経験がありません。その点、議員がご指摘の防災対策として一番心配しているのは地震です。

平成19年7月に震度6強の地震を飯綱町も経験いたしました。あのときの混乱を今でも覚えておりますが、それ以来、地震への対策を整えてきて、地域防災計画等にのっとり着実に進めてきていると、私は判断をしております。特に今年度については、石川県能登半島地震の実態を見ますと、ライフラインの維持ということがいかに大切か。その中でも、トイレの整備ということが極めて大事だという認識を受けましたので、今年度についてはマンホールトイレやラップ式トイレ等のトイレの整備に重点的に予算を配分しました。

併せて、情報の管理、防災無線、また、私どもそれぞれが無線機を持って各地域を飛び回りますが、そういう無線が届かない地域がないように無線機を整備して、消防団との連絡も密に取りながら、情報の管理をしっかりしていくということを今年度の大きな目安にします。今後の課題となれば、どのくらい整備しても十分だとはなかなか言えないと思っています。まず、避難所そして住民の皆さんに、いかに早くいろいろな情報を伝達し、住民の皆さんからいかに早く情報を受け、それを行動に移していくということを大きな課題として、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） また現在、信濃毎日新聞では、防災についての取組がシリーズ化されております。その中でも、今回の質問にありますような住宅の耐震化、井戸水の利用、先ほども出ました避難所のトイレ問題、また女性参画の災害対策については、過去の東日本大震災や熊本地震での取組、また、その教訓を受け対策が必要であるとかねてから指摘されていた部分であったかと思います。そこで、それぞれの重要性を再確認いたしまして、質問をしまいたします。

初めに、住宅・建築物の耐震化の取組についてお伺いします。令和３年度時点での町内の住宅の耐震化率は81.1%と想定されており、令和７年度には92.1%を目指すとされています。そのために飯綱町耐震改修促進計画「飯綱町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」による耐震診断、耐震改修への支援を継続することとされておりますが、その取組状況と評価についてお伺いいたします。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。飯綱町の住宅耐震化のアクションプログラムにつきましては、飯綱町の防災計画の災害予防計画「地震に強いまちづくり」と整合を図りながら、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、県・町の耐震改修促進計画を踏まえて計画したものです。期間については、令和４年から令和７年という実施期間で設定させていただいています。

これについて、議員からお話があったとおり、この４年間で81.1%から92.1%という内容になっているところです。取組状況ですが、住民への周知・啓発としてホームページ、広報等で診断や改修に対する情報提供、発信等をしております。また、町の木造住宅耐震化の事業において、耐震診断を実施した住宅所有者等に対し、診断結果の説明、耐震化の意識啓発等のリーフレット等の作成、補助事業等の実施をしています。

評価については、計画では耐震の診断が年間５件、トータル４年で20件。改修については年間１件ということで、トータル４年で４件という予定でしたが、実際のところ、各改修の実績自体は今のところゼロ件です。診断については年１件ということで、今のところ２件という内容です。途中経過ではありますが、81.1%からすると４件の改修目標という中で言いますと、今のところゼロ件ですが、平成27年と平成30年に改修された所がありますので、こちらを数字に挙げられるとすると、１件当たり2.5%程度になるということですので、今のところ85%程度というように考えています。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今、実績についてお伺いしましたが、この事業の課題としては、耐震診断によって改修が必要だということが判明しても、実際には住民が例えばご高齢である、後継者がいらっしゃらない、またコストの面などの理由によって改修が進まないという事実があるということです。また、この国土強靱化地域計画の中で記載されている実施予定事業としまして、昭和56年5月31日以前に工事着手した在来工法の個人戸建て住宅を対象に無料の耐震診断、また耐震改修については最大100万円の改修費の補助が設定されておりますが、こちらの事業実施に向けた進捗状況についてお伺いします。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。今、お話があった内容についてですが、診断を行った建物については、議員がおっしゃるとおり、なかなかその後につながっていないのが実情です。こちらについては課題として改修が必要になった場合に、補助金については100万円という内容ですが、実際、耐震の改修をしますと、その何倍という費用が必要になることから、耐震結果が必要と出た方が、なかなか工事に踏み切れないという実態があります。

実際、令和4年から計画を立てて、今のところ、改修まで結び付いた件数はありません。ただし、町も改修につながらない場合については、次期建て替え、リフォーム等の際に検討をしていただいたり、改修要の診断を受けた皆さんの意識改革を含め、過去に診断結果が出ている多くの皆さんに対象物件の改修の実施を勧めていくよう対応したいと考えています。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 住宅の耐震化については、ご本人、ご家族の安全を守るという意味もありますし、また例えば、幅の狭い道路に面している場合、家屋の倒壊によって避難道路が寸断されることにつながるということで、復旧・復興に支障となり得る空き家対策等の対応と共に検討を進めていただきたいと思います。

次に、指定緊急避難所等における災害時対応力の強化への取組とその評価についてお伺いします。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） それでは、指定避難所の現在の状況についてお答えしたいと思います。

まず、町内の指定避難所ですが、13カ所を指定しています。町有施設につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を今年度中に終了する予定ですので、この計画を踏まえて指定避難所の耐震化等を進めてまいりたいと考えているところです。

例えば、今年度の状況ですが、指定避難所である町民会館では、ホールの天井の耐震化を図っているところです。備品関係では、指定避難所である福井団地のコミュニティセンターと倉井のコミュニティセンターに避難者の環境整備のために移動式のエアコンを導入しています。来年度の予算におきましても、移動式エアコン1基の導入、倉井コミュニティ消防センターの非常用階段設置等の予算を計上しておりまして、避難者の安心安全の確保を図ってまいりたいと考えているところです。ただ、耐震化等につきましては費用もかかりますので、有利な財源を確保しながら、計画的に指定避難施設の安全対策を図ってまいりたいと考えているところです。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 指定緊急避難所の中で、特に、いいづなコネクト EAST・WEST など指定管理施設においては、避難所運営における対応は本来の指定管理業務とは異なりますが、状況によっては建物を預かっている施設の管理者としての的確な対応が求められる場合もあるかと思えます。対応方針等を明確に定められているのかお伺いします。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、議員がおっしゃったように、いいづなコネクト EAST・WEST など町が直接管理をしていない指定避難所は、13の指定避難所のうち指定管理者が管理している施設は2カ所、自治会が管理している施設は4カ所という状況です。町が直接管理していない指定避難所について、やはり、管理者と避難所開設時の細かな取り決めとい

うのが非常に重要なことになってまいります。ただ、今そういった細かな協定というのは結ばれていない状況ですので、今後、費用面も含めて詳細な協定を管理者と締結してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に災害応援協定の締結について、協定先の選定並びに連携分野の基準について伺いたいします。

連携先についてですが、地域内と地域外の事業者について、地域内の事業者は地元の特殊な事情を熟知している点、また、ほかの地域と協定が重複することが少ないというメリットがある一方で、大規模災害時には同時に被災してしまう可能性があるといったデメリット。また地域外の事業者との連携においては、同時被災の可能性はない一方で、他自治体との協定の重複や活動開始までに時間がかかるといったデメリットも考慮して、連携先、内容について進められているかと思いますが、この点についての考えをお伺いいたします。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） 災害応援協定の関係で答弁させていただきます。現在、町は災害協定を48団体と51の協定を締結しています。48団体のうち町内の団体が34団体で、全体の70%を占めている状況です。地域性のメリット・デメリットにつきましては、瀧野議員がおっしゃったとおりのことだと思っております。

町は、これまで地域性というよりは、業務の内容を第一に協定を締結していたという経緯があります。ただ、地域性のメリット・デメリットのことも踏まえまして、今後、町内、町外の事業者とバランス良く協定を締結してまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今、おっしゃっていただいた連携の分野に関してですが、私の手元の資料で平成27年からの実績を確認しまして、一般的に災害協定として必要とされている5分野がありまして、そのうち専門技術・知識の提供に関しては、実際に締結されていたもので通信のイ

ンフラ、電力のインフラ、福祉関係、建設業等との連携。また物品の提供に関しては災害対応物品、食料品、日用品販売事業者。また場所・空間の提供に関しては宿泊業、サービス事業者、行政区など。また情報の提供の部分では臨時災害放送局の事業者などとの連携がありましたが、もう一つの分野でありますマンパワーの提供については、特に該当事業者は平成 27 年からは見つけられませんでした。

全体を通して、町にとって必要な分野での協定締結ができているかについて、改めてその評価をお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 協定を細かく当たってきますと、いろいろな協定の必要性があると思います。今、少なくとも当面、大きな災害を受けた場合に、これだけの協定を結んでいれば、何とか住民の皆さんに避難をしていただいたり、当面の命をつないでいただいたりすることについては、ほぼ大丈夫だと思っています。

先般、2 月のことですが、町村としては初めて弁護士会と災害時における相談業務、「実は借金の返済を迫られているが、地震に遭い、来月に 5 万払えと言われても、とても払えない」という相談で役場に来られても、役場は避難所へ飛んで行ったり、何に行ったりで、そのような相談を受けていられる時間がないというときに、会場さえ設定してくれたら、弁護士会が乗り込んできて相談に乗るという協定も結んだばかりです。そういうことを充実させていきたいと思っていますが、現状においては、今の協定が稼働すれば、ほぼ十分だと思っています。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4 番（瀧野良枝） 先ほどの答弁にありましたように、48 団体という多くの事業者、また民間の方と協定を結んでいただいて、ご協力いただいている中で、せっかくなので、この連携事業の実効性をしっかり確保するための取組について、続いてお伺いします。

東日本大震災においては、災害時応援協定がスムーズに機能しなかったケースも見られ、協定の実効性を高めることが必要であると検証されておりました。具体的な問題点としては、事業

者との意見の交換や情報共有ができていなかった。また訓練による実効性の検証ができていなかった。事業者の協定内容に対する遂行能力の実態を把握できていなかった。また協定内容について、時に合わせた見直しをしていなかった点などがあったとのこと。

自治体の中には、援助を受けるという受援計画を策定するところもあるそうで、都道府県では4割、市町では1割強であるとのこと。この受援計画の策定をされているかを含めまして、実効性を確保する取組について、具体的にお伺いします。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。この災害時応援協定の実効性の確保ということで、今、議員からいろいろな課題のお話がありましたが、初歩的な点で災害に遭ったときに2つ大きな課題があるということです。

1つ目が、災害応援協定を締結している先の担当者の連絡先がよく分かっていなかったということ。もう一つが、災害時応援協定を締結している事業者や提携業務の内容を庁内の職員に共有されておらず、うまく実行できなかったというものです。

町としては、昨年8月のふれあい広場のときに、協定先である県のLPガス協会の方に参加していただいて、一緒に訓練をしました。そのように、まずは防災訓練などの訓練に、協定締結先の事業者にも参加していただきながら、協定締結先の担当者と顔の見えるような関係を築いていきたいということが1点。

もう1点は、この災害応援協定の見える化を徹底して、支援の要請手順や支援内容、協定先の連絡担当者の情報などを、まずは庁内で情報の共有化を図っていきたいと考えております。

あと、議員のおっしゃった受援計画の策定については、まだ策定はしてありませんが、今後、研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 民間との協定連携ということに関しては、直近では台風19号の際に、ボランティアを含めた民間組織の発災後の初動といいますか、民間ならではの早さや機動力という

ものの優位性を住民の皆さんは実感されたところではないかと思います。引き続き実効性を高めていただければと思います。

また締結先ですが、地元の事業者においては、普段から地域の暮らしや経済を支えるという強い使命感のもとに、そういった協力をしていただいているということが、大きなウェイトを占めているかと思います。このような官民の連携した取組を住民の皆さんにお知らせすることによって、その企業にとっても、こういった社会貢献をしているというイメージアップといったことでも有効であり、そういった企業が連携しているということを知ることによって住民の皆さんの安心材料になるなど、お互いにウィンウィンの関係づくりができ、そうしているうちに持続が可能ということにつながるのではないかと思います。その点についての考えはいかがでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まさしくおっしゃるとおりで、かなり住民の皆さんにとって安心の材料になると思います。

ただ、基本的には大きな災害が来たときに、まずは72時間、3日は何としても自力で頑張っていたきたい。もちろん、私どもも懸命に動くのですが、基本的には頑張っていたきたい。それを超えて、まだ避難、支援をしていかなければならない状況について、どのように、どこに、どういう支援をしていけばいいかということを、いかに情報として把握をし、それに基づいて行動に移していくという段取りが必要だと思っています。一気に発災した場合、同時にいろいろな物資が届くというようなことはあまり想定してはいません。柔軟な対応といいますか、そのような対応をしていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に防災拠点における情報発信機能の維持・強化について伺います。

指定避難所等への公衆無線 LAN 環境整備等の取組について伺います。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） 指定避難所への無線 LAN 環境整備の取組の状況についてお答えいたします。

まず、この無線 LAN ですが、その機能を動かしていくためにはどうしても電源が必要になってきますので、情報発信の機能を維持するために電源の確保というのも非常に重要なものと考えております。

例えば、指定避難所である町民会館、三水 B&G 海洋センター等においては、非常用電源装置を設置しておりまして、災害時における電源を確保しているところです。また、その他の施設におきましても災害時においては、必要に応じてポータブル発電機や電気自動車を配備して、電源供給を行うなど情報機能が途絶えないよう努めていきたいと考えております。

それでは、無線 LAN の状況ですが、指定避難所 13 施設のうち、災害時公衆無線 LAN が使用可能な施設は 8 カ所です。避難者が避難所において情報発信や情報収集をするために、公衆無線 LAN を使用できる環境を整えることは非常に重要だと考えております。ただし、例えば全ての避難所に公衆無線 LAN を使用できる環境を整えるということは、維持コストまで考えると難しいため、そういった施設には可搬式の Wi-Fi システムの導入なども今後、研究をしてみたいと考えているところです。以上です。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4 番（瀧野良枝） Wi-Fi の関係におきましては、例えば、その時に水などを供給できる災害用の自動販売機で、災害時にはそこが Wi-Fi の基地局として使えるというものがあります。そうすると、その自動販売機を設置する事業者のコストというか、その範囲内で、こちらではお金がかからずできるということで設置されている自治体もあるようです。

次に自治会組織や住民への情報伝達の多重化、多様化の取組については、来年度予算では先ほども出てきましたが、防災無線の文字列化を行うということですが、それ以外に拡充する計画がありましたらお伺いします。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。自治会組織や住民への情報伝達の方法ですが、まず1点目が防災行政無線、町ホームページ、旧ツイッターであるX（エックス）、メール配信サービス、あともう一つがiナビいいづな。今はこれらを使いながら防災情報を流している状況です。今、議員からもお話があったとおり、防災行政無線の文字列放送ができるシステムを導入して、iナビいいづなにそういった情報が流れるような形になります。

現在では、そのほかに何か新しく拡充するというものはないのですが、今、町で積極的に進めているのは、防災行政無線の個別受信機の未設置世帯がありますので、その設置勧奨をしているということが、まず1つです。三水有線がこの3月で閉鎖されるということで、今月だけで100件近い設置の申し込みが来ている状況ですので、防災行政無線の個別受信機を全世帯に設置できるよう努力していきたいのが1点です。

あと、もう1点が、iナビいいづなアプリのインストールの状況ですが、現在987の方にアプリをインストールしていただいている状況です。今年度末までのアプリインストールの目標、KPIですが、750人ということで目標を30%上回る状況で、順調にインストールをしていただいています。このiナビいいづなは、まさに防災情報を知っていただく非常に貴重なツールになりますので、まずはiナビいいづなをできるだけ多くの方にインストールしてもらうため、スマホ教室などもやりながら高齢者の方にもiナビいいづなを入れてもらっています。そういった幅広い方にiナビいいづなを入れてもらえるような努力をしていきたいと考えているところです。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今、出ましたデジタルディバイドの対策であるスマホ教室も、iナビいいづなを登録してもらうこともそうですし、プラスして防災のときにはどう使うのか、さらに危険箇所の通報システムなどもあるので、ただ使うのではなく、さらに防災教育にも役立てていただければいいかと思っております。

次に水道の供給が停止した際に、近隣の被災者へ飲用以外の生活用水を提供していただく、

災害時協力井戸の登録についての考えをお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 水道が入る前は、どのお宅にも井戸があったと記憶しております。中には非常に水質のいい水が出るという井戸もありました。旧牟礼村の時代に、井戸の調査を募集といいますが、自分のうちの井戸がどのくらいの水質なのか検査してほしいということで、1回、調査をしたこともあります。

少なくとも飲料水として使わなくても、洗濯やトイレ等の生活用水の利用ということで、井戸水は貴重な存在だと思います。来年度、地域防災計画の見直しをする年になっていますので、それに併せて井戸の扱いを検討していきたいと思います。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 熊本地震の際には、自治体の給水活動をバックアップしたという実態があった一方で、近くで井戸が解放されていても、その存在を確認できずに活用できていなかったケースもあったとのこと。井戸の位置情報の周知が必要であると考えます。

次にトイレ機能の確保についてお伺いします。先ほども出てきておりましたが、来年度予算でマンホールトイレ関係の計画があるということで、ほかにもトイレの整備を充実していくということですが、それに加えて、小型で水を使用せず、衛生面や今、心配される感染症のリスクなどを考慮したラップ式のトイレの導入について考えをお伺いします。

○議長（青山弘） 土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇〕

○総務課長（土屋龍彦） お答えいたします。ラップ式トイレですが、熱圧着により排泄物等を1回ごとに個包装して処理できる簡易トイレで、防臭、感染症対策に優れていること、あと小型なので簡単に持ち運びができるという利便性があるということです。現在、石川県内の各避難所においても500台ほどのラップ式トイレが設置されているということで、特に下水道が使えず使用できないトイレスペースの中にラップ式トイレを設置して、安全性やプライバシーな

どを確保しながらラップ式トイレを使用しているということです。

町でもラップ式トイレにつきましては、来年度の当初予算で5基分の導入を計上しているところですが、町としては、町長からも話がありました仮設トイレの中では、水洗トイレに近い環境になるのがマンホールトイレですので、マンホールトイレの設計や準備を進めながら、災害時のトイレ問題にしっかりと対応してまいりたいと考えているところです。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） トイレ整備に関しては、避難所においてトイレの利用を控えるために水分を取らず、エコノミー症候群になるケースがあり、特に女性や妊婦、乳幼児に発症のリスクがあるということです。使いやすいトイレ、また移動が簡単ということで、安全性も確保されたトイレの整備ということが既に予算化されているということで、進めていただければ安心かと思えます。

次に、事業者による適切な災害備蓄については、先般の連携協定も含めてご検討いただければと思いますので、次の質問に進んでまいります。

次に、地域防災の担い手として女性の防災リーダーを育成し、平常時の備えなど防災活動への協力や女性視点を取り入れた避難所運営などで活躍していただくことへの考えについて伺います。

明日、3月8日は国際女性デーですが、男女共同参画局の事例集の中では「地域防災で女性が力を発揮することは防災活動の担い手が増える」「多様な視点が活動に反映される」「防災を自分事として、一人ひとりが災害に備え行動ができるようになる」また「性別で役割分担せず、男女共に防災に取り組むことで、地域組織の負担が減る」「地域組織の運営が柔軟になる」また「それぞれの生活に合わせて防災活動が続けられる」「男女お互いの防災活動の理解が深まり、地域の共助力が高まる」「必要な情報が幅広い世代に伝わる」「将来の防災人材の育成につながる」など多数の利点が示されております。

ですが実際には、内閣府の調査によりますと、2022年の地方防災会議の委員に占める女性割合は、都道府県で19.2%、市区町村で10.3%とまだ低調であるとのこと。第5次男女共同

参画基本計画においては、2025年にどちらも30%を目指しているとのこと。過去の災害においても、女性の活躍について十分な評価がされておらず、意思決定の場における女性の割合が低いという点から、その能力を十分に発揮できる環境が整っていたとは言えないと述べられております。

また、ある自治体の地区では、町内の組織をそのまま自主防災組織にしたため、高齢者が多くなってしまい、災害時に実働ができなかったという例や、役員が1年交代になっているため、防災活動の継続性が弱まってしまうという課題もあるとのことでした。

組織運営の新しい取組としても、女性の防災リーダーを育成することについての考えをお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、女性がいろいろな面で参画をしていただくという時代であることは間違いありません。災害時においても女性の活躍が求められています。

実は輪島に派遣した職員が先週帰って来まして、実態の報告を受けました。朝市をやっていた所へ歩いて5分の一番被災が大きい所で彼はやってきたのですが、そろそろ女性のボランティアを派遣してほしいという要望が出ていたという報告を受けました。やはり避難所の現場においても、女性ならではの支援活動が必要とされているのだということを痛感いたしました。そういった意味では、事前に女性の防災知識の向上または育成をしていくことは、極めて大事なことだと。併せて、今後、防災計画の中に盛り込んで、どういう形で女性の皆さんを育成し、なおかつ、いざという時に、どういう形で避難所等に参画していただくかということを研究する時代だと、強い認識を持って臨みたいと思います。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） また内閣府のガイドブックには、実際に女性に防災活動に参画していただくためのポイントについても述べられております。例えば、地区内で福祉分野や環境分野などで既に活動している女性団体は、もともとの活動の場も人脈もあり、活動を続けるノウハウも

お持ちで、心強いパートナーになり得るとのことでした。また「女性1人当たりの負担を減らし、複数人で役割分担をすること」「会議は短時間で」「家族も一緒に参加できるイベント」や「会議の方法もICTを活用して、時間や場所の制約なく活動できること」また「気軽に相談できるような横のつながりを持つためのLINEグループやメーリングリストの活用」などが示されております。

先ほど、輪島のほうへ応援に行かれたという話もありましたが、役場内においても女性参画の観点が大切であるかと思います。子育てや介護等の家庭責任がある女性職員が、災害対応業務と家庭との両立で、大きな困難を抱えたケースは過去の災害でも報告がされております。自身の自宅も被災した中、子どもや家族を残して業務に出かけなければならない、自分がつらい状況を口に出せないといった状況も想定されています。これは女性に限らず、子育てや介護等を行う職員に共通した課題であるかと思います。

東日本大震災の際は、発災後、非常参集された職員の子どもの預かる体制を取られた自治体もあったとのこと。災害対応従事者も被災者になった場合、支援側のケアも大切であると考えますが、この点について考えをお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 役場職員の対応についてのご意見を頂戴いたしました。1月1日の輪島の地震ですが、発災があり職員の招集をすぐにいたしました。2日は係長以上を全部招集ということで、職員にとっては正月がなかったような今年の始まりでした。1月の年頭の訓示で私が職員にお願いしたことは、いくらつらくても地方公務員という職を得た以上、こういうときにはいろいろな苦労があっても、住民の皆さんの生命と財産を守ることが私たちの大きな職務であるということを、もう一回再認識してほしいと申し上げました。

信濃町は能登町と姉妹都市をやっているんですが、あそこへ行った町長の報告などを見ますと、最初の1週間は頑張っても、2週間頑張っても、1カ月になってくると、さすがに疲れ切って何とかしてもらいたいと、人間とはやはりそうやっていくのだというようなことを

おっしゃっております。

やはり、おっしゃるとおり、ただやれというわけにはいきません。どういう形で職員に精神の維持も含めて、健康の維持をしながら日頃の業務の上に災害救助の仕事に当たってもらうかは、私どもトップとしてはしっかり考えた対応をしていくことが極めて大事だと、今、痛感しております。そのような意味でも、いかに災害被害を受けた職員にあっても、何とか災害救助の仕事に当たれるような環境づくりをこれから研究していきたい、そして構築していきたいと考えております。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 先般も予算の関係で、メンタルヘルスに関して質問いたしましたが、例えば災害時など、住民の皆さんに近い位置で対応する場合というのは、対応者のメンタルというのが相手方にすごく伝わってしまう、体を触るようなケアに対しては心の在り方がとても伝わってしまうので、そういった面もしっかりと対応していただければありがたいと思います。

時間がないのですが、次に事情によって、例えば乳児や障害児を抱えた家族など、周囲への気遣いから避難所に居づらくなり、自宅待機をしているという住民の対応について、食料や物資の支援もないまま自宅に戻る状況もあり、不利益を生じていることもあります。こういった点についての考え、対策をお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは国の法律の中にも、自宅で避難している方に対しても支援をしていくよう努めなさいというくだりがあります。それに合わせて私どもも、自宅で避難していても、避難所で避難していても同等の支援をしていきたいと思っています。ただ、どなたが避難所にいて、どなたが自宅で頑張っているかという情報の把握は、しっかりとしていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に、仮設住宅の建設に向けてのプレハブ事業者等との連携という項目が

書いてあったのですが、トレーラーハウス型の仮設トイレを被災地に送った町内の事業者の記事が以前掲載されておりました。トレーラーハウスの貸し出し等について、その事業者との協議の経過がありましたら伺いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 事業者の方は飯綱町にお住まいの方ですので、私も深く存じてはおります。

以前から、日頃はキャンプ場のキャビンのようなスタイルで使っていて、いざという時に避難者の仮設住宅のように使えばいいのではないかというご提案は受けております。

ただし、1棟が大体、あの当時で800万円なので、今は1,000万円くらいするのではないかと想定はしております。

仮設住宅は知事が対応していただけるというものですので、ご提案のトレーラーハウスのようなものについては、今のところ町として具体的に取り組んでいく方向にはありません。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） この一般質問を行うに当たって、防災と危機管理の研修というものを大阪で受講したのが4年前のことになります。その際に、山口大学の瀧本浩一准教授がおっしゃっていた言葉が、今でも印象に残っております。「地域防災に関して備えること、例えば早めの避難行動などが空振りになってしまうことを恐れて行動しないのではなく、大災害に備えた素振りをしておくことがとても大事だ」と、自分だけは大丈夫だという正常性のバイアスを払拭すべく、そのような点も住民の皆さんにお示ししていければと考えております。

最後に、この3月定例会は予算に関する質問であれば、通告なしに質問ができるということになっておりますので、1点質問いたします。

部活動の地域移行について、以前も質問しておりましたが、この年度末を迎え、新中学1年生が運動部での活動を考えた際、仲間もいる町内で活動したいと考えながらも、地域移行のめどが立っていないということで、長野市等のクラブチームを選択したというお子さんが複数名いらっしゃることは、教育委員会でも把握されているところかと思います。

担当職員の方におかれましては、各競技の関係者と協議を進めていただいてご努力いただき、また実際に指導者や保護者の自主的な動きによって、何とか道筋が立ちそうだというところもあります。

そこで、2点伺います。町内でのクラブチーム設立のための支援策、また指導者の報酬等の予算措置等、次年度での見込みをお聞かせいただければと思います。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。来年度の予算につきましては、事業として項目は起こしていませんが、社会体育費等に分散する形で、委員会等の報酬、また若干ですが指導者等の報酬等も計上させていただいております。できれば、県の補助金等も活用していきたいということで、事業としては起こしていませんが予算化はさせていただいております。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 子どもたちが、それぞれの家庭の環境などに左右されることなく、好きなスポーツ活動を通して地域の皆さんと触れ合い、また生涯スポーツとなり得るような活動ができますように期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（青山弘） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は11時10分からとします。

休憩 午前 10時57分

再開 午前 11時10分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位6番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次お聞きをしてまいります。

まず1点目、災害時の備えは十分かということで項目を挙げさせていただきましたが、瀧野議員が今、大変細かく質問されておりますので、視点を変えて重点的に何問かお聞きをしてまいります。

先ほど、瀧野議員の後半部分で水に対しての質問がございました。能登半島地震におきまして、近くに原発があるところで、あれほどの大きな地震は多分想定されなかった地ではないかと思われるわけですが、近年、国内外において大きな災害が続いております。

当町においては、先ほど町長も申しておられましたが、幸い大きな災害には見舞われておりませんけれども、備えは十分にしておかなくてはならないということでもあります。そういう意味で、防災計画についても再点検をされていくということではありますが、この上下水道、命の水というものに対しての復旧には、大変長い時間がかかることであると承知をしております。

先ほど、生活用水も含めた井戸についての確認がございました。飲料水にも使える井戸をお持ちのご家庭も多々あるということを町長も先ほど申されておりましたが、近年にはその確認はされていないようであります。やはり飲料水に使えるかどうかは年1回検査をしていただいて、確認を取っていくということが重要であり、多分それをやられているご家庭も多いと思います。

そういう意味においても、検査は1回につき結構な金額がかかることにおいては、協力をいただける方を募って、全額していただければいいのですが半額とか、町で負担をしながら確保していく。それを地図化して、皆さんにも分かっていただくような方策を取っていくということについて、どのようにお考えであるのか、見解をお聞きいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど瀧野議員にもお答えを申し上げましたが、防災計画の見直しに合わせて検討はしていきたいと思っています。

基本的に、飲料水としての利用までは考えなくて、洗濯、トイレ等の生活用水としての井戸水利用を重点的に考えていければと思っております。従って、検査については飲料水ではないという意味ではもっと利用しやすくなるのではないかと考えていますが、検査には毎年 13～14 万円かかります。これを半分支援するからどうでしょうということは、繰り返しになりますけれども、今の段階として飲料水は、心配のないコンビニ等で購入する水と、自前で用意できる浄水と、これで何とかクリアをして、生活用水としての利用を考えていきたいと基本的には思っています。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 先ほど瀧野議員からも指摘がありましたが、やはり井戸の位置については地図化をして、皆さんに分かりやすく配布していただく等の配慮が必要であると考えますので、計画の見直し時には検討の台に載せていただきたいと思います。

また、3 月 3 日付の新聞「赤旗」の日曜版をご覧になった方も多いと思いますが、9 ページに、災害時のあるといいもののリスト、23 項目がずっと列挙されております。皆さん、非常食でありますとか飲料水、持ち出しの関係のものは、あちこちから情報を得てそれぞれストックされているとは思いますが、やはり定期的に点検をしていかないと、食料品などは期限切れ等もありますし、漏れも出てきます。

ここで、私も意外に思ったのは、やはり停電になった場合は ATM が使えないので、最低限のお金というものがどうしても必要になってくるというような指摘もありました。そういう意味では、やはり住民の皆さんにチェックリスト等を配布して、定期的にチェックをしていただくということも防災に関しては大変大事なことでありますので、防災計画の見直し時には、そんな点も考慮に入れていただけたらと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それは全くご指摘のとおりでございます。やはりそういうことを繰り返す

ことによって、住民の皆さん自身も防災というものについてお気付きになったり、日頃から心がけていくということにもつながります。それはぜひ呼びかけていくようにしていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 次に、この間ずっと私も申し上げてきたところになるわけですが、要援護者台帳の整備が進んでいるようであります。障害を持つ方々や難病の方などの個別計画の策定がなかなか進まないということをお聞きしておりますが、どこまで進んでいるのかをまずお聞かせください。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 個別計画につきましては、今年度、新しい地図システムを導入し、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、そこに先ほどの災害時避難行動要援護者台帳を反映させて、地図上で要援護者を確認すると同時に、台帳の情報を見ることができるようになります。個別計画につきましては、土砂災害警戒区域などの災害区域の情報や、障害や介護の程度など、優先順位を決めて作成してまいります。

現在、システムにいろいろな情報を登録し、一部を残し大体完了している状況でございます。まず、今年度は独居者で介護がなければ避難できない方を作成し、現在、まだ少ないですが2世帯の個別計画を策定できました。今後、引き続きシステムがなから完成しましたので、随時、作成していきたいと思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 2世帯分の計画が策定できたということではありますが、災害は待つてくれませんので、とにかく急がないといけないと。いざというときに救える命が救えなかったというようなことのないように、町段階でこの計画をきちんと持っているところもまだまだ少ないわけですが、ぜひとも力を入れていただいて、一人の命も取り残すことのないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

また、これは年々状況が変わっていきますので、そういう意味での見直し等も大変重要にはなってくるわけですが、人と能力が必要になってくる問題でもありますので、担当としては大変大きな仕事にはなると思いますが、その辺のことについてお聞かせいただけますか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 個別計画の策定に当たりましては、やはり各関係者の横の協力がなければつくっていけないところでございます。

先ほど作成した中でも、民生委員、また介護度を持っておりますのでケアマネ、また地元の役さん等と一緒に作って作成いたしました。

先ほど危険区域の中の戸数は申し上げなかったのですが、要援護者台帳の登録世帯数が 252 戸中、危険区域には 70 戸ございます。その中で、民生委員にどのお宅が本当に優先順位が高いのか、そういうものをお聞きしながら、今後も引き続き、関係各位の皆さまと相談しながら作成していきたいと思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 防災ですとか洪水の指定区域外においても、災害というものは場所を選んで起こるわけではありませぬので、優先順位は確かに必要ではありますが、必要な方の全てをきちんと整備できるように努力を重ねていただきたいとご期待いたします。

次に、子育て支援の充実に向けた保育士の確保という点についてお聞かせをいただきたいと思います。

共働きの世帯が増え、事業所からも、有能な働き手の産後育休後の早期の復帰が求められ、未満児保育を希望する保護者が増えているのが今の町の実態であります。しかし、保育士の確保が大変厳しい状況が続いてもおります。

また、この間、未満児保育一人一人に、台帳のような形できちんとした日々の生活状況を記入しなければならないというような作業も増えた中で、やはり正規の職員をいかに確保するのかということが大変重要になってきていると考えています。

お隣の信濃町においても、保育士が確保できないということで保育所が1つ休園になっているという状況があるわけですが、飯綱町においても、この保育士の確保は大変厳しいとお聞きしております。

採用に向けた広域での説明会といいますか会が催された中で、この飯綱町も参加をされたとお聞きをしておりますが、飯綱町のブースに来ていただいた方がいなかったとお聞きしています。その要因についてはどのように分析をされておられるか、まずお聞きをいたします。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。議員がおっしゃるように、飯綱町においても保育士の確保は大変重要な課題で、また困難な課題の一つでもあります。

説明会とか、そういったところにこちらも積極的に出かけたり、または募集要項を大学に送ったり、何年か前には副町長と私で諏訪辺りまで回ってお願いして歩いたりしたこともあります。

大学の就職関係の担当の先生たちにお伺いしますと、傾向としては、最近の学生は、まず民間の保育園や幼稚園を希望される方が多いそうです。その次に、公立保育園を希望する学生も都市部の市町村を希望すると。そうなりますと、やはり飯綱町、信濃町のような山間部の市町村はますます保育士不足になっているというのが実態でございます。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） これだけ力を入れて子育て支援にも取り組んでおられる町であるので、やはりそこを目指して移住をしてきてくださる若い方々も大変増えていると。そういう中において、いざ、保育園にお願いをしたいというときに、保育士が足りない。今、待機児はいませんけれども。やはり質のよい保育を提供していくということになれば、きちんとした保育士の確保は、もう避けて通れない重要な課題であると考えます。

また、今、資格を持たれていてもほかの職に就くという保育士の方も多い。看護師、保育士、介護士の皆さんは、やはり3Kとも言われる中の職の一つに入ってくるのではないかと思います。

ますし、なかなか若い人たちに、この山村に住む、ここで子どもたちを育てていく良さを理解していただくのは大変難しい、厳しいことなのかもしれませんが、やはりそのところは努力をして、分かっていたかなければならない。もしくは、この町で育った子どもたちに、そういう資格を持って帰ってきていただけるような道筋をつくっていくということも、とても重要になってくるのではないかと思います。ここで地域の方々の愛や思いに育まれて育った子どもたちは、やはりここに住む素晴らしさというものを十二分に分かっていると思います。

今、看護師についての奨学金があって、飯綱病院に入職されて、一定期間がたてば返却不要です。大学などについてもそうですけれども、保育士に特化したそのようなものは考えられないでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 他町村に住所があって、そこで大学等に進まれて保育士の資格を取って、その方が飯綱町の保育園に勤務をいただくという場合に、一定の奨励金というか、支援として一部お金を支払うというような制度は考えられますけれども、今のところは。昨年も実際どこかで申し上げましたか、新卒でいい保育士がお2人ほど試験で合格をされて、心待ちにしておりましたら、途中でお2人とも辞退されてしまった。その後、保育士を経験されているような社会人枠的な皆さんに年代層を伸ばして募集を申し上げたところ、3名の方に応募をいただいて、この4月から勤務をいただくことになりまして、何とか今年度も引き続き待機児童はないというような形で進めると思っております。

引き続き地道な募集活動を繰り広げ、ぜひ人材の確保に当たっていきたいと思っています。

もう一点は、素晴らしい子育てをやっている北欧などを見ますと、ゼロ歳児からお子さんを預かるというの、いろいろな考えがあるだろうと思いますけれども、北欧辺りは生活保障をきちんとやっていたけれども3歳までは自分のご家庭で育てると。そういうようなことも併せて、飯綱町の本当にいい子育てというものを、やはり教育委員会や担当課とも相談をしていきたいと思います。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） やはり男女共同参画という社会が進んで、女性のキャリアもどんどん高くなってきているという中で、社会においても女性の能力が必要とされてきているような時代になってきております。

そういう意味でも、飯綱町は積極的にきちんと支援をしていただいていることに関しては高く評価をいたしますし、当然のことながら、それぞれがそれぞれの生活の中で、さまざまな働き方、子育ての仕方を選択できるような国になっていくことが最重要であると思いますし、そうなるべきであるとは思いますが、なかなか国が進める異次元の子育て支援というものが現実の生活の中にきちんと座ってこないという現状があります。自治体において頑張っていただくしかないということが今、あるわけです。

大変厳しい状況の中で子育てをしながら、飯綱町だからもう一人産みたい、障害を持っていても本当にその子らしく育っていける、そういう保育や教育が受けられる町であるということの評価して移住をしてきてくださる方々もおられるという中においては、町がこれからも頑張って保育士を確保していただいて、先ほど町長も地道に採用活動に努めていくとおっしゃっておられますが、なかなかそれで大きな打開策が見えてこないという中で、では、どんな手を打つかということも深く考えていかないと、間に合わなくなってくると思うわけです。

私も4人子どもを育てました。その頃は、時間外保育もないし、未満児保育もないという中で、兄に保育園を休ませて下の子の面倒を見てもらうというような状況も田植えの時期にはありました。今は、そういう心配もなくて、保育士が専門的な知識の中で多くの子どもたちと関わり合いながら成長していける環境があるということは、大変大きなこの地の魅力であると思いますし、さまざまな生活形態を持っていく上で重要な施策であると思います。

やはり今、看護師もそうですが、民間のアパート、あとは若者定住住宅等も利用されながらお勤めをいただいているというような状況でもありますが、いちいち特化した形の住居の確保というものはされてこなかったと理解はしています。今あるものを上手に利用していただいて、特に看護師の場合は夜勤がありますので大変ですけれども、保育士も通勤というものは少し遠

くなるとなかなか大変になってくるということで、やはり居住というものに対しての何らかの支援というものが必要になってくるのではないかと考えますが、その点についてどのように考えておられますか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 居住ということになると、保育士も役場の職員、地方公務員になりますので、私どもの制度としては、借家、アパートを借りた場合には、3万円が限度だと記憶していますけれども、住居の手当がございます。5万円ぐらいのアパートを借りても、本人負担は2万円ちょっとぐらいでいくのではないかと思います。それは一般の職員もそうです。願わくは、長野から来ていただいている保育士も、ぜひ飯綱町に住居を構えていただければなと思いますけれども、そういう制度を利用してもらえば、私はかなりいい制度だと思います。

もう一点、今、住居の関係についてのご質問ですけれども、国では保育士に一定の手当を考えたほうがいいというような提案的なものもあります。しかし、特別な手当というようなものはできるだけ公務員には支給しないように、手当はやめろという指導があったのが今まででございます。

しかし、ここへ来て、例えば月3万円なり5万円なりの手当を支給したらというようなことで、これも保育士だけでいいかしらと。看護師は医療の給料表で動いておりますけれども、社会福祉士や、その他いろいろな技術のある方については現状どおりでというようなバランスを見なければならないということと、そういう手当を考えていいのかどうか、こちら辺もいざとなると非常に難しい問題がございます。

しかしながら、何とかここに勤めていただきたい、勤める魅力のあるような町の勤務条件、環境を整えていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） ほかの職員とのバランスというお話がありましたけれども、やはり今、保育士、介護士、看護師も含め、もともと給料が低く抑えられている部分があるわけです。や

はりそのところを、首長会等においては、きちんと確保ができるようにということは国に求めていっていただく。今までもいただいていますけれども、今後も引き続きそのところは強く求めていっていただくことが重要であると考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてお聞きをしてみたいです。5類への移行により、来年度から新型コロナウイルス感染症ワクチン接種は個人で行うようになります。接種には7,000円ほどかかり、町においては、基礎疾患を持つ60歳から64歳までの方と、65歳以上は5,000円の助成が予算化をされました。

今、子どもたちに対して、インフルエンザの予防接種は町費で助成をしていただいているという状況があります。学校生活や保育園の中で、やはり感染をしていくという状況が多々あります。大人が職場から持ってくる、外から持ってくるということも大きいわけですが、どうしても家庭内では子どもたちにも感染をしていくということがあります。

その点について、ぜひとも町で助成を行ってほしいと思いますが、どのような検討をされたのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。子どもの新型コロナウイルスワクチンにつきましては、先ほどのご質問のとおり任意接種となり、対象外の方につきましては、希望のある方は時期を問わず自費で接種ができることとなっております。

しかし、まだ使用するワクチンの種類や、ウイルスの流行状況や、さまざまなワクチンの開発状況を考慮しながら、引き続き検討することとなっております。

また、乳幼児、小児の接種につきましても、まず初回接種が済んでいる方がやるのか、また初回接種ができるのか、そういうことも不明な点が多い状況でございます。国の動向を注視し、今、検討しているところです。

今年度の接種につきましては、国の方針に基づき、現時点では子どもの接種を町費で負担する予定はございません。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） やはり新型コロナウイルスの関係は、まだまだ流行して日も浅いという
ようなことで、さまざま分からないことが多いという状況があります。

やっとここへ来て特効薬が日本でも作られるようになって、ある程度は出回ってきています
が、まだまだ潤沢にあるというふうにはなっていない状況があります。

また、インフルエンザと同様で、接種をしたからといってかからないものではないので、症
状を軽く抑えることができるというようなものになってくるわけですが、一番心配なの
は、やはりかかった後の後遺症となってきます。軽く済んだからといって後遺症がないという
わけではないと。

先日も、大変重い後遺症が残って車いすで卒業式をされているようなニュースもありました。
その方がワクチンを接種したかしないかは何もおっしゃっていなかったので分かりませんけれ
ども、やはり親にとってみれば、そういう状況はなるべく避けたいというのが親の思いであり
ますし、子どもたちの後遺症については、国のほうでもなかなか症例の把握が少なく、つか
み切れていないというところが多いのではないかというお話でもありました。国に、そういう
ような症例を早くまとめて、開示をしていただくことを求めていると思います。国に、そういう
ワクチン接種についての不安、新型コロナウイルスについての不安、保護者の方々は幾つもの
不安を抱えた中で今生活をされていると思いますので、なるべく多くの正しい情報を開示して
いただくことが重要になってくると思います。

なかなか今の状況では、自治体の中でそのような情報を取って発信していくことが重要にな
ってくるのではないかと思います。このことについてはどのように考えておられますでしょ
うか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、定期接種ということで、子どもたちは自由な選択をしろということに
なっています。もちろん昨年の秋から接種が始まっていますが、実態の報告を見ますと、飯綱

町は半年から4歳で1人、5歳から11歳は5人です。みんな補助してやればいいのですが、そういう人たちは多分補助があってもなくてもワクチンの接種を強く希望されて接種をしたと思っております。

もう少し需要が多くて、もっともっと、ほとんどの子どもたちが希望しているというような状況が出てくれば、これはまた担当ともどんな対応をしていくか考えますけれども、現時点では、一つ様子を見させてもらって、少なくとも60歳以上の一定の条件と、65歳以上の皆さんについては奨励をして5,000円の支援をするという方向でいきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 正しい情報の開示の提供についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今回、いろいろと陳情にもございます。正しい情報というのは、私どもの世界の中では、県から情報として通知していただくこと、県は国から情報として伝えてきていることを私たちに伝えてきていると思いますけれども、そういう範囲で住民の皆さんにお知らせをしていくというのが基本的なスタンスです。独自の見解を皆さんに申し上げるという用意はしてございません。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） やはり国においては、もっとたくさんきちんと把握をしながら正しい情報を出していただけていくことを求めていただきたいと思います。あまりにも情報量が少なく、ネット上に不安をあおるようなものがたくさん出てくるという中において、不必要な心配をすることも多々あるという状況があります。そういうところは、やはり排除していく努力というのは自治体として行っていただきたいと思いますのでお聞きをいたしました。そこはやはり頭に入れておいていただきたいと思います。

通告はここまでですけれども、予算議会の場合は、予算に関することは通告がなくてもお聞きできるということでありますので、1点、お聞かせいただきたいと思います。土木費の道路改修についてであります。

2年前の一般質問において、外側線の引き直し等を含めた道路の穴埋めなどについて早急に対応してほしいと。これは特に霧が深い上村地区の住民の方からお話をいただきました。町長もご経験をされて、近年特にまた深い霧が増えてきていると。

雨の日でありますとか、今の時期もそうですが、市楽辺りから見ると霧が湧いてくるのが見える。それがどんどん湧いて下りてきて、仁之倉線から上が霧の中に包まれていくと。霊仙寺湖もありますので、当然のことながら、そこから上はまた深い霧が立ち込めてくるという状況が生まれています。温暖化ということもありまして、やはり気温差といいますか、霧が発生しやすい状況が生まれてきているのではないかと思います。

私は、9月決算審査の折にも質問をさせていただきましたが、計画を立てて対応していくとの答えでありました。その対応として、どうなったのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。前の議会でお話いただいた町道改修の件ですが、一応、令和5年については平出袖之山線、それからアップルミュージアムからサンクゼールに向かう路線、そういうところを改修などの計画で進めてきております。

令和6年度につきましては、今回の予算でも請負工事の金額を少し多めに盛らせていただきまして、東黒川、東高原、袖之山といったところの改修について計画的に入れていく予定になっております。

今、議員からお話があった上村線については、随時ミラーや穴埋めガードレール等の細かいところは手を入れるのですが、今後大きな事業で手を入れていきたいと考えており、今のところは少しずつ手を入れているという状況です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 実は先日、銀行の ATM で一緒になりまして、あの問題は怎么样了のかなというお話をいただいた中で、計画的に進めているという話はさせていただいたのですが、地元の方々にとってみれば、一日千秋の思いで待っている。とにかくその方も、サークルなどもやっているけれども霧が出れば出かけられないと。とても怖くて車の運転ができないと。豊かな生活を送っていくという面においても影響が出ているという状況があるわけです。

あの地域は観光客も大変多く入りますので、日頃、常時使っている人たちでさえそういう状況であるならば、いちげんで入ってこられる方々については、とても怖い思いをされていると思うのです。

先日、定例会の初日、佐久の高速道路で、濃霧のために多重事故が起きて、多くの負傷者が出たという報道がありました。これも大変深い霧の中でという形で、とにかく早めに手を付けていただきたい。上村線については地元の方だけが通る道ではないというところが大変重要であると思います。観光にも力を入れているという中においては、あそこの地は町にとっても重要な意味を持つ場所でもあります。

私が質問をして2年たっているという状況で、あの時大変前向きな答弁がされたと私は思いましたので、そのようにお伝えをして、その方も、地元の方も含めて、大変喜んで、生活のしやすい状況が生まれるだろうと期待をしていたけれども、ちっとも前に進まないというふうな形です。確かに路線的にも長い路線でありますので、金額的にも大きくなるというのは理解できますけれども、今、いつになったらというような時期的なことが明確にされなかったと思いますので、見通しがあるならば、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

もう一つは、やはりその計画の内容を地域の方にもきちんと示していただきたいと思います。単なる穴というだけではなくて、はっきり言って外側線を見て運転をしていくという方においては命に関わってくると。あそこは谷もありますし、山林の中でもあるし、もし何かあって見つけてもらえるかといったら、すぐというわけにはいかないかもしれないという状況もありますので、そのところについて少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 待ってもらって本当に恐縮に思いますけれども、今、課長から話のあった抜本的な道路改良は、もっと時間がかかって、向こうへ行った時の話になると思いますので、危険防止、特にガスが出たり霧が出たりしているときの安全走行という点については、冬に雪が降ってしまうと、下のセンターラインや側線などが全然見えなくなってしまうということもありますし、今、危ないと思われるような地域については、反射するようなミラーのようなものを設置してあるところをよく見ますけれども、ガードレールのところに幾つか立てるとか。危険防止、安全対策という意味の費用も建設のほうに盛っておりますので、そこら辺は担当課と相談をさせていただいて、何とか最低でも危険防止につながるような手だてを6年度には講じていきたいと思います。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今年雪が少なく、例年よりは路面の傷みは少ないようには感じますが、ここへ来て大変大きくなっているところも散見されます。県道においてもあるわけですが、町道においても、やはり交通量の多いところは、そういうところもあります。先日も補修をしていただいているのを見ましたけれども、日々、努力は重ねていただいているということに関しては評価をいたします。けれども、安全走行ということにおいては、毎年何件も、それによる車両の補償に対するものが出されてくるというような状況を見るにつけて、やはり町民の皆さんのご協力も得ながら、早急に補修を重ねていただいて、安全な生活が送れる状況をつくっていただきたいと思います。

上村線については、6年度に手を付けていただけるということでよろしいですね。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 予算の範囲内ということもありますけれども、先ほど課長から申しましたとおり、今年度は補修の関係の費用を要求どおり計上いたしておりますので、何とかそこら辺

は工面をして、手を付けていきたいと思います。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） これは、全町的な問題でもありますので、それぞれ優先順位を付けながらやっていると理解はしておりますが、観光地でもあるので、ぜひとも早急に行っていたきたいということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（青山弘） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） お諮りします。明日 8 日から 21 日までの 14 日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、8 日から 21 日までの本会議を休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、3 月 22 日の本会議は、午後 1 時から開きます。

ここで、本会議 2 日目、令和 6 年度一般会計予算に関する質疑に対する答弁を清水産業観光課長が行います。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 予算質疑の際にご質問いただきました件につきまして、ご回答させていただきます。

瀧野議員から、優待券の利用率についてのご質問がありました。令和 4 年度では 56.6%ということで、令和 5 年度ですけれども、2 月までの実績の数値は 37.4%となっております。例年 3 月、駆け込みの需要がありまして、昨年 3 月の利用状況からの推測にはなりますけれども、50%を超える数値は見込まれるかと思っております。

また、この事業の最高の利用率としましては、平成 27 年に 61.6%という記録が残っており

ます。優待券につきましては多くの方に利用いただきたいものでありますので、係内でも利用促進に向けた対策を今後も検討していきたいと思っております。

続きまして、利きりんごジュース大会の件になります。こちらは、町内の農家とつながりを持った会社が、町に魅力を感じて独自に町のことを調べた中で、りんごの町飯綱町の特徴あるイベントとして企画提案をいただいたものです。予算をお認めいただいた段階でまた詳細を詰め、ぜひよいイベントとして実施していきたいと考えております。

渡邊議員からの、住宅リフォームの予算が前年度と比べて減になっている点についての質問です。補助金の交付の実績をもとに積算したというものでありまして、趣旨として、規模を縮小するといった意味のものではありません。

来年度の申請状況にもよりますけれども、予算の確保については必要に応じまして理事者とも協議をしながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時57分

令和 6 年 3 月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和6年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和6年3月22日（金曜日） 午後1時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第2号 議員派遣結果報告

日程第 2 発言の取消し申出について

日程第 3 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 4 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 5 議案第19号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 6 議案第20号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第21号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計
補正予算（第2号）

日程第 8 議案第22号 令和5年度飯綱町病院事業会計補正予算（第3号）

日程第 9 発議第1号 飯綱町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

日程第10 議案第35号 工事変更請負契約の締結について

日程第11 議案第36号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 発議第2号 政治資金規正の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見
書案

日程第13 発議第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案

日程第14 議員派遣の件

日程第15 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	三ツ井 忠 義	２番	中 井 寿 一
３番	小 林 文 廣	４番	瀧 野 良 枝
５番	渡 邊 千賀雄	６番	中 島 和 子
７番	樋 口 功	８番	風 間 行 男
９番	目須田 修	１０番	石 川 信 雄
１１番	清 水 満	１２番	大 川 憲 明
１３番	伊 藤 まゆみ	１４番	原 田 幸 長
１５番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総 務 課 長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税務会計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事務局 長

土 倉 正 和

事務局 書記

関

竜 典

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） みなさん、ご苦労様です。これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（青山弘） 日程第1「諸般の報告」を行います。

報告第2号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので御覧を頂きたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎発言の取消し申出について

○議長（青山弘） 日程第2「発言の取消し申出について」を議題といたします。

中井寿一議員から、3月6日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配布しました、発言取消申出書に記載した部分を取消したいとの申し出がありました。

中井議員から発言の取消しの説明を求めます。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 別紙下線部分の言葉が適切でなかったと考え、発言の取消しをお願いします。

○議長（青山弘） お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。したがって、中井議員からの発言の取消しの申出を許

可することに決定いたしました。中井議員席にお戻りください。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第3 常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長よりお手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。中島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中島和子 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。総務産業常任委員会審査報告書、令和6年3月22日、飯綱町議会議長 青山弘様、総務産業常任委員会委員長 中島和子。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、件名、審査結果の順番に申し上げます。

議案第6号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第7号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第8号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第9号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第11号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、可決。

議案第12号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第27号 令和6年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算、可決。

議案第 28 号 令和 6 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算、可決。

議案第 31 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計予算、可決。

議案第 32 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算、可決。

陳情第 5 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下赤字のみ報告です。

議案第 6 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、支給率改正による予算の上乗せ分は。

回答①、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員合計で 1,500 万円程度となる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 7 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、期末手当支給対象者数は。

回答、支給要件は 6 か月以上任用かつ週 15.5 時間以上勤務となっており、任用者数からの試算では 170 名中 100 名程となる見込みである。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 8 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、今回の改正は 1 月の石川県能登半島地震の災害対応派遣のために行われ、長野市の千曲川氾濫の際は職員派遣がなかったということか。

回答①、長野市の際は派遣を行っているが、手当の支給をしていない。能登半島地震の被害が甚大であり、現地では泊まり込みで過酷な作業が続くと聞いている。今回、国から特殊勤務手当（人事院規則 19 条）に該当すると通知があったこともあり、条例改正に至った。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 9 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条

例。

質疑、機能別消防団員とは具体的にどういった活動をする団員か。

回答、活動は実災害時の出動と防災訓練への参加を基本とし、出初式や夜警へは参加しないことができることとしたい。なお、消防団員として5年以上の経験者で、町内在住者又は町内勤務者とし、分団の定数内で各分団5名以内と考えている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、年額1万円とのことだが、予算的にはどの程度増えるか。

回答、最大で40万円程の見込み。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第11号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第12号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例。

質疑③、改修費用を回収できる金額を設定するべきでは。

回答③、何年後に工事費用を回収できるか計算上では出せるが、施設を利活用してもらい、地域活性化に繋げることを第一の目的としている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第27号 令和6年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第28号 令和6年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第31号 令和6年度飯綱町水道事業会計予算。

質疑②、有収率を上げるための事業費が計上されているとのことだが、現在、石綿管は全体で何メートル残っているのか。また、できるだけ早期に撤去することは検討しているか。

回答②、全体で1キロメートルもないと把握している。牟礼地区は管を布設替えするよりも、新たに管路を整備した方が安価に抑えられるため、廃止を予定している。三水地区についても、安価に施工できる方法を検討している。いずれにしても老朽管布設替えとして検討している。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第32号 令和6年度飯綱町下水道事業会計予算。

質疑②、下水道汚泥の処理の仕方はどうなっているのか。

回答②、公共下水道から出る汚泥は産業廃棄物に当たり、明星セメント、クリーンユーキ須坂工場、コエルで運搬、処理を行なっている。農集排については、コンポスト車が故障してから、クリーン飯綱にて脱水を行ない、一般廃棄物としてクリーンユーキ佐久工場で処理している。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

陳情第5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情

質疑②、地方で若者が減少する一因として賃金格差がある。何年もかけて一律にするのでは、賃金格差により、長野県や地方の人口はその間ずっと減少する。中小企業や個人事業主への支援は当然だと考えるが、一律賃金のやり方はあると思う。

回答②、生活を守るためにも一律1,500円実施は有り難い。長野の求人では、948円で募集をしても応募者はない。時給1,000円以上にしないと人は集まってこない。かつては高いと言われた1,000円が今はスタンダードであり、目指せ1,700円も掲げている。経営者の苦勞も聞いている中、徐々に1,500円に到達するようにしていきたい。

質疑⑧、勤め人は給料が上がった方が良いと思うが、将来の日本の安全で豊かな暮らしに何が必要かを考えるべきだと思う。自分の欲求を満たすだけで給料を上げるのはどうか。農業は自然環境に貢献していることも考えると農業を守ることを真剣に考えてなければならない。国だけに任すのではなく、消費者からも声を上げるべきである。

回答⑧、食の安全と言う観点からも農業を守ることを強く思っている。取組の強化もしてい

く。

反対討論、趣旨は分かるが、食が重要であることを踏まえると、時期尚早と考える。環境を整えば賛成するが、現状では反対である。

賛成討論、今回の陳情の内容は農業従事者の立場が良く反映されている。農業者個人や中小企業でなく政府に求めるもので、政府に対しての農業政策や賃金政策の申入れなので賛成である。

賛成討論、本来、所得差が出るのは政府の問題で国が考えるべき。小規模の企業は労働組合に入っていない。労働組合の組織をしっかりと作って、賃上げの要求に臨んで欲しい。

賛成討論、価格転嫁も支援策も入っているので賛成である。

採決の結果、賛成多数で採択とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め質疑を終了します。中島委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。瀧野福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 瀧野良枝 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（瀧野良枝） 福祉文教常任委員会審査報告書、令和6年3月22日、飯綱町議会議長 青山弘様、福祉文教常任委員会委員長 瀧野良枝。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、件名、審査結果の順にお伝えします。

議案第13号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例、可決。

議案第14号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例、可決。

議案第15号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第16号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 24 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算、可決。

議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算、可決。

議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算、可決。

議案第 29 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算、可決。

議案第 30 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算、可決。

陳情第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、継続審査。

陳情第 6 号 世界人口削減及び人類デジタル家畜奴隷管理を目論む WEF（世界経済フォーラム）や国連 WHO 等の言いなりになり、権威を最大限に悪用し国民を感染症騒動という特殊詐欺で洗脳しマスクや無効検査等で新型コロナ劇場を演出し毒物混入率のある注射接種に追い込み、死傷者や障がい者や流産や不妊等を発生させ国内累計死亡認定 453 人含む超過死亡 42 万人以上の戦後最大最悪の大量虐殺とそれらの隠蔽に加担し続けた大臣、議員、首長、担当職員、マスコミ、医療従事者、教育者を極刑に処すべく全国民による刑事告発を呼び掛ける陳情、不採択。

陳情第 7 号 有害無益ワクチン大量生産及び、強制接種や徴兵制に直結する緊急事態条項の付帯や基本的人権を削除する日本国憲法改変、WHO パンデミック条約改変、IHR（国際保健規則）改変の動きを徹底撲滅すべく、改憲を唱える大臣や議員を憲法違反で逮捕、国連 WHO 脱退、WCH（World Council for Health）の台頭へ向けた全国民による行動を呼び掛ける陳情、不採択。

陳情第 8 号 実際は新型で 2 類相当以上の恐ろしいウイルスが蔓延しておらず特段変わった事が起きていないにもかかわらず、新型コロナ騒動という世界的規模の特殊詐欺に多くの人々がいとも簡単に騙され接種による甚大な被害を出した苦い経験を末代まで語り継ぎ 2 度と騙される事のない為に、特殊詐欺、洗脳、マインドコントロールに対抗する研修会の開催を全国民に呼び掛ける陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下赤字のみ報告いたします。

議案第 13 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑①、基準保険料で 1 か月あたり 200 円増となる算出根拠は。

回答①、保険料基準月額 は 5,050 円、年額 60,600 円と推計した。各推計は、介護保険事業年報と月報の実績をベースに行っており、費目ごとに増減はあるが、全体とすると 1 割程度伸びている。なお、算出に当たっては、介護保険準備基金 1 億 2,800 万円の取崩しを見込んでいる。国の制度改正においても、介護保険制度の持続可能性の観点で標準が示されており、後期高齢者層の増加が見込まれ、介護認定を受ける方も伸びる予測の基、保険者内での所得配分機能を強化することとされている。この改正を踏まえ、所得段階数を 13 段階とし、低所得者の乗率を引き下げ、高所得者層の乗率を引き上げる方針とした。

質疑③、9,000 万程度にまで給付費が減少した要因を分析しているか。

回答③、詳細な分析はできていないが、新型コロナの影響を受けていると考える。外出の禁止や自粛などで、身体活動などが抑制されてきた影響で、介護受給されてからの期間が短いのではないかと考えている。介護が始まり、施設介護などを利用する場合、介護期間が長くなると状態悪化で給付費も増高していくが、介護認定率は 15%位で推移しており、例年どおり。施設介護での期間がコロナ前より短くなったのが要因の一つではないかと考えている。介護予防も行っているが、フレイル状態が重いのではないかと考えている。また、制度改正による報酬改定も加味しているが、過大に計画額を増やしてしまうと必要保険料も増えてしまうため、現状に近い数値で見込んでいる。2 年位前まで、給付費は右肩上がりだったが、現在は落ち着いており、事業計画では今期の決算に近い程度での推移と見込んでいる。数値を過少に見込み、実際の給付が多い場合、次期計画で大幅に保険料を増額する可能性があることも考慮して、今回の額を設定した。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 14 号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑②、コロナ過以前の公立病院の統廃合の問題は、コロナ過の患者の受入等により、公立病院の存在意義が浮かび上がったことで、財政的に大変な公立病院を援助する方向へと変った。そして、経営強化プランを策定するという流れと思うが、病床削減は病院の財政面を鑑みてのことか。

回答②、お見込みのとおり。持続可能な地域医療をどうやって進めていくか、今後も引き続き調整していきたい。

質疑③、来年度の診療報酬等のトリプル改定で、病院への影響はどうか。

回答③、入院料など、診療部分の引き上げにより、収益増加の見込み。賃上げ（処遇改善加算）については、条例改正など課題があるため検討していく予定。6月改定まで引き続き影響を調査していきたい。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 24 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算。

住民環境課。

質疑、令和 4 年度より医療費が減ったとのことだが、被保険者数の減少や医療費の減少により、予算総額が減ったのか。また、今後の医療費増減の見通しは。

回答、医療費は注視している。町の国保全体で医療費が減っても、1人当たりの医療費は上がっている。平成 30 年度の 1 人当たり医療費が 37 万 7 千円、令和 4 年度は 38 万 3 千円となっている。単純に人が減るから医療費も減ることにはなっていない。保健福祉課で行っている保健事業との連携で、早めの特定健診、早期治療に力を入れていきたい。

保健福祉課。

質疑①、コロナ禍後の特定検診の受診率が下がってきているなかで、どのように受診率を上げていくのか。

回答①、広報紙での PR や訪問時に受診の勧奨をしていく予定。

質問③、若い方の糖尿病が増えてきている中で、早期発見・早期治療が重篤にならないために重要視されている。いかに若い方に町民検診を受けてもらうかが重要になっている。町民意識を変えることでしか解決できないことだと思うが、見解は。

回答③、若い方の中には、時間を割いて検診を受けることが難しい方も多い。また、検診で病気が見つかり、その後の治療にお金がかかることを懸念して受けない方もいる。地道に広報活動を進めていく。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 29 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①、町外の訪問看護の利用者人数は。

回答①、現在、信濃町が 5 名、長野市がなし。

質疑②、現在の訪問看護の終末期・難病の方の利用状況は。

回答②、他院より終末期の方の依頼あり。利用人数は増加している。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 30 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算

質疑②、病院改修計画について、どの程度の計画か、工事費はどれくらいを予定しているか。

回答②、業者委託により、建物や設備の現状調査を行い、計画を策定する。工事費については、計画策定後になる。ただし、緊急的なものは修繕費で対応する。オペ室の修繕は緊急性が高いため、4 条予算で 1,500 万円余りを計上している。

質疑⑤、看護師確保の状況と見通しは。

回答⑤、特に夜勤ができる看護師の確保に努めている。現フルタイム職員の常勤採用、看護

学校への働きかけ、紹介会社の活用など、引き続き職員確保に努めていく。

質疑⑥、医師について、若い医師を確保していくことが課題だと考えるがどうか。

回答⑥、お見込みのとおり。自治体病院協議会や国保連、紹介会社と連携して対応していく。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

陳情第1号 継続審査申出。

陳情第6号

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第7号

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第8号

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。瀧野委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（青山弘） 日程第4、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第6号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第6号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第7号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第7号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第8号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第8号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第9号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 11 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 12 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 13 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 14 号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 18 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 23 号 令和 6 年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。小林議員。

〔3 番 小林文廣 討論・登壇〕

○3 番（小林文廣） 3 番、小林文廣。反対討論。

自治会活動助成金制度、区長組長に報酬を支給している。慣習により、町全体の世帯は自治会区に加入しております。退会は自由と最高裁判所判決が確定しています。

区長の任務 1、広報および広聴に関する事務 2、町からの伝達等に関する事務 3、町が指定する調査および報告に関する事務 4、その他町長が必要と認める事務、4 項目が区長組長の任務です。いづれも通信、議会だより等の広報誌、全世帯に配布する義務があります。責務を果たしていない。町全体 122 世帯に広報誌未配布です。国勢調査の未配布世帯は未実施です。その内の広報誌 22 未配布世帯に東高原区は、ごみ集積所掲示板にごみ集積所の使用禁止を貼り紙、掲示して、平成 2 年頃からごみ集積所使用を禁止している。町行政は容認している。公共福祉に反しています。区長組長は裁判手続きによりごみ集積所使用禁止です。違法行為です。区長組長、町長は裁判手続きを怠っています。区長組長にごみ集積所使用禁止の権限はない。町長にもその権限はないです。

次、飯綱町移住定住促進中古住宅等購入費補助金制度。補助要件 5、定住地域の自治会組織である区または組に加入している者であることの条件がついている。平成 16 年 4 月 26 日、自

治会退会は自由と最高裁判所判決が確定している。違法です。この補助金制度補助要件削除を求める。監査委員は監査してない。監査を怠っている。監査委員会は、全く機能を果たしてない。行政不服審査法の飯綱町審査会は審査員を任命していない。任命を怠っている。機能を果たしてない。慣行、慣習、慣例を改めるのが行政の使命です。反対です。

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔5 番 渡邊千賀雄 討論・登壇〕

○5 番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄です。私は、議案第 23 号 令和 6 年度飯綱町一般会計予算に賛成の討論を行います。

令和 6 年度一般会計予算は 86 億 7,000 万円、前年度に比べて 4 億 4,000 万円の、5.3%の増となっております。合併後 20 年、峯村町政 11 年目の予算であります。

第 2 次総合計画の達成に向けて、人口減少課題、地域の農業振興、健康福祉増進事業に積極的に取り組み、住民要望の実現を取り入れた予算と言えらと思います。主な施策としては、地域医療の拠点として飯綱病院の運営、子育て福祉医療の充実、公共交通 i バスの運行、防犯灯の設置管理、中山間地域直接支払い等事業、奨励作物支援事業、農業用ビニールハウス設置補助等の農業支援策。住宅リフォーム補助、就職あっせん相談窓口業務、補聴器エアコンの導入の補助、奨学金や教育環境条件整備、学校給食費半額補助、図書館施設の移設など新規事業を含めて評価し、今後の継続取り組みと拡充を願うところであります。

なお、ふるさと寄付金や過疎債を有効に使い、住みたくなる、住んでいてよかったと実感できる町、活力ある町づくりを町民は求め、期待していると思います。これからも非核平和宣言の町として、国へは憲法 9 条を守り、核兵器廃絶を願い、戦争の準備ではなく平和の準備を、そして災害への備えこそ求めていくことが重要だと思います。

以上、意見を付して賛成討論とします。

○議長（青山弘） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号 令和 6 年度飯綱町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 24 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 2 時 5 分からとします。

休 憩 午後 1 時 5 3 分

再 開 午後 2 時 0 5 分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 27 号 令和 6 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号 令和 6 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 28 号 令和 6 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号 令和 6 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 29 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 30 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 31 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。小林議員。

〔3 番 小林文廣 討論・登壇〕

○3 番（小林文廣） 3 番、小林文廣。反対討論。

新規加入負担金制度。施主の工事申込書、見積書の工事費総額の 4 % を加入負担金名目で行政は徴収している。寄附金募金とは後援費、賛助費、基金、分担その他名称何たるを問わず、多数人に金銭物品または財産上の権利の出捐を促す行為をいう。新規加入負担金、名称は寄附行為です。新規加入負担金 1,600 万円、予算計上違法です。昭和 38 年、水道事業発足以来、毎年慣例慣習で予算計上している。

監査委員会は、監査を怠っている。監査委員会は機能を果たしていない。行政不服審査法の飯綱町審査会は審査員任命していない。任命を怠っている。機能を果たしていない。慣行、慣例、慣習を改めるのが行政の使命です。反対です。

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 32 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 陳情第 5 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」

の採択を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔7番 樋口功 登壇・討論〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。この陳情に不採択の意見を申し上げます。

この種の陳情はこれまで幾度となく提出されています。現在、令和5年10月に決めました、令和5年度全国の最低賃金の加重平均は、1,004円で、これを超えている都府県は東京など7の地域です。ちなみに長野県は948円です。

陳情の中に「生活の地域格差はない。」とされ、最低賃金の全国一律の水準を求めています。土地、家屋やそれらの賃貸料などの物価は現実として、大きな地域格差が存在しています。そのため、全国展開している企業では給料に物価等を考慮した調整金、例えば調整手当を別途支給していることは皆さんもご存知のことと思います。そのような状況にあって、全国一律の賃金は現実的ではないと考えます。

支払いを受ける者にとって、その賃金が高ければ高いほど良いのでしょう。これには反対するものではありません。が、支払う側からみればその能力がない限りは大変な状況になります。

国はこれまでも様々な中小企業支援策を実施してきましたが、現実にはそれほど急速に支払い側の収入が増加していません。新型コロナウイルスで多くの企業の経営は疲弊しました。このような中で現在1,000円ほどの賃金を一気に1,500円に、というのには特効薬としての支援策がない限り無理があると思います。

総務委員会での質疑の内容を見ますと、「最低生計費資産調査で人間らしく暮らせるのは、時給1,500円以上必要である。」としています。また、「1,500円の要求は今すぐではない。12年かけて賃金を上げるよう要求する。」とあり、そうすると、この陳情内容には矛盾が生じることになります。また、支払う能力のない中小企業や農業者に対しては「これから国にその対策を求めていく。」としています。つまり、現在、中小企業や農業者にその支払い能力がないことを認めていると言わざるを得ません。まずは、支払う側の環境を整えることが先ではないでしょ

うか。

したがって、この種の陳情は、陳情を採択する要件としての「緊急及びその実現性」に問題があると思います。よって不採択と考えます。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔5 番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○5 番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄でございます。陳情第 5 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に賛成の討論を行います。

2023 年の地域別最低賃金改定では、地域別であるがゆえに、例えば長野県と東京都では同じ仕事をして自給で 164 円もの差がある。この地域間格差は、16 年間で 2 倍に広がっています。ですから、人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることができずに、日本経済を歪め、冷え込ませる原因にもなっております。世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は OECD 諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律性をとっております。

そこで国政府に求めていることは、一つとして最低賃金法の改正、二つ目に最低賃金の引き上げ、3 番目に最低賃金の引き上げが困難な中小企業や農林水産業への支援策を抜本的に拡充強化することを国政府に求めている内容であります。

また、この陳情は、町民にとってはどうかと考えてみますと、ほとんどが勤め人がいる家族農業、そして兼業農家であり、半農半 X 状況であります。賃金を引き上げることは、家族経営にとっても好ましいことだと思います。しかし、人を雇う場合はなかなか厳しい問題であります。そこで、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるような支援策を政府に求める内容であります。

また、この要望項目は毎年出てくるこの陳情書に町議会として農林水産業を加えることを要望してきたことも入っています。そういったことも踏まえて賛成であります。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。清水議員。

〔11 番 清水満 登壇・討論〕

○11 番（清水満） 議席番号 11 番、清水満です。陳情第 5 号に対しまして反対の立場で討論を

させていただきたいと思います。

飯綱町は農業の町であります、年々農業人口は減少していることはご存知の通りでございます。これは何を意味しているかは、農業では安定し、豊かな生活ができないからではないでしょうか。だから生まれ育った故郷を捨て、家業であった農業を捨て、その職種へ、また都会へ出ていくのではないのでしょうか。結果として、農業は後継者もなく、農地の借り手もなく、よって農地の荒廃が拡大し、自然災害の発生の元にもなっております。

その結果、日本の食糧率は、昭和 40 年代は 78% でありましたが、現在は 38% で先進国では一番低い。このまま国の農業施策が続くと、食料自給率は下がり、日本の農業は大変なことになるのではないのでしょうか。そこで農業の経営実態を少し話をさせていただきたいと思います。

県が示す作物別経営指標では、品目別にたくさんあるわけでございますけれども、飯綱町で一番生産量が多いりんごを説明させていただきたいと思います。りんごの品種ふじ、10a 当たり生産量が 4,000 キロ。単価は 290 円、粗収益は 116 万円、経費 91 万 3,784 円、農業所得 24 万 6,217 円、農業所得率は 21.2%。労働時間 260 時間で 1 時間当たりの農業所得は 947 円と県の経営指標でございます。

長野県の最低標準労賃は 948 円であります。前段申しげました県の作物別経営指標では 947 円、その差は 1 円であります、最低標準労賃より安いわけでございます。これが今回の 1,500 円になると農家は雇用できるのでしょうか。この状況では、農業は続けられないのではないのでしょうか。さらに、農家で農産物の価格は市場で決定をいたします。市場は需要と供給のバランスにより、高いときもありますが、高ければ他の国から輸入、また消費者は高い品目の買い控え、そのため、長期安定した価格での販売は非常に難しい現状でございます。

これは、日本だけではございません。農業大国アメリカを始めとするフランスその他多くの外国では、農業で生活を農業で生活を立てることは大変でございますので、各国は農家に対して、多額の補助金を出し、価格保証をしております。

私は、最低賃金のアップには反対をするものではありませんけれども、前段申し上げました農業の現状を考えると、賛成できません。時給 1,500 円を払える農家は、どれほどおるでしょ

うか。町の主要品目である農業を減らしたくありません。

日本一のりんごの町作りに応援したいです。日本の多くの企業の中には、1,500 円支払える企業もあるが、今の農業経営実態では、支払いは大変ではないでしょうか。ぜひ、長野労連の皆さんも農業に対し、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、最後でございますけれども、議員の皆さんにも一読していただきたい、議員必携の職責というものがあります。ページは 12 ページでございますので、私も 1 年か 2 年には必ず一度読むわけでございますけれども、全文はここで読みきれませんので、前段部分を少し読まさせていただきますと思います。

議員は、人格見識ともに優れた代表者であります。したがって、議員の一言一句は、とりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であるべきであり、議員が行う質問や、質疑、討論は同時に住民の質疑であり、と書いてあります。また、表決において投じる 1 票は、住民の立場に立って真剣な 1 票でなければならない。また、憲法第 15 条で、公務員、議員は特別公務員でございますけれども、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定めてあります。議員は、住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきものだと書いてあります。

以上、意見を付して反対の討論とさせていただきます。

○議長（青山弘） 次に本案の賛成者の発言を許します。中井議員。

〔2 番 中井寿一 登壇・討論〕

○2 番（中井寿一） 2 番、中井寿一です。賛成の立場から討論を行います。

この陳情書は、全国一律です。長野県あるいは飯綱町だけ 1,500 円に上げると言っているわけではありません。みんな平等に上げると言っています。

それともう一つ大事なことは、価格転嫁も同じく要求しています。プラス支援策もそこで要求しています。したがってこれは、最低賃金を上げる日本国民全体の生活水準を上げるための良い方策だと思います。

以上の点で、賛成を表明します。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。瀧野議員。

〔4 番 瀧野良枝 登壇・討論〕

○4 番（瀧野良枝） 4 番、瀧野良枝です。陳情第 5 号の採択に反対の立場で討論いたします。

労働者にとって賃金が上がることを否定することはもちろんありませんが、最低賃金が上がることによって、事業者が負担する人件費、直接的な賃金また社会保険料、雇用保険料等の負担も増加します。農業はもちろん、非正規労働者の多い職種においては、大きな負担増となることは周知の事実です。

過去の最低賃金引き上げの際の実証データによると、最低賃金が大幅に増額された場合、企業は雇用を縮小することが明らかになっており、その影響を受けるのはやはり非正規雇用者になるかと思います。また、賃金水準が低い地方においては、本陳情の要望通りの水準の 1,500 円以上まで引き上げると最低賃金の大幅な上昇となり、その雇用縮小の可能性がさらに高くなります。また、事業者にとっても企業経営が圧迫されると、設備投資の抑制も考えられ、人件費増加分をカバーできる生産性向上の策が講じられなければ、業務の縮小や倒産など負のスパイラルに陥る可能性もあります。

中小企業への支援策が十分に機能しているとは言えない状況下では、本陳情の採択には反対いたします。

○議長（青山弘） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔可否同数〕

○議長（青山弘） 採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定に従って、議長が本案に対して採決します。

陳情第5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情については、議長は不採択と裁決します。

○議長（青山弘） 陳情第6号 世界人口削減及び人類デジタル家畜奴隷管理を目論むWEF（世界経済フォーラム）や国連WHO等の言いなりになり、権威を最大限に悪用し国民を感染症騒動という特殊詐欺で洗脳しマスクや無効検査等で新型コロナ劇場を演出し毒物混入率のある注射接種に追い込み、死傷者や障がい者や流産や不妊等を発生させ国内累計死亡認定453人含む超過死亡42万人以上の戦後最大最悪の大量虐殺とそれらの隠蔽に加担し続けた大臣、議員、首長、担当職員、マスコミ、医療従事者、教育者を極刑に処すべく全国民による刑事告発を呼び掛ける陳情の採択を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第6号 世界人口削減及び人類デジタル家畜奴隷管理を目論むWEF（世界経済フォーラム）や国連WHO等の言いなりになり、権威を最大限に悪用し国民を感染症騒動という特殊詐欺で洗脳しマスクや無効検査等で新型コロナ劇場を演出し毒物混入率のある注射接種に追い込み、死傷者や障がい者や流産や不妊等を発生させ国内累計死亡認定453人含む超過死亡42万人以上の戦後最大最悪の大量虐殺とそれらの隠蔽に加担し続けた大臣、議員、首長、担当職員、マスコミ、医療従事者、教育者を極刑に処すべく全国民による刑事告発を呼び掛ける陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

○議長（青山弘） 起立少数です。

したがって、陳情第6号は不採択とすることに決定しました。

○議長（青山弘） 陳情第7号 有害無益ワクチン大量生産及び、強制接種や徴兵制に直結する緊急事態条項の付帯や基本的人権を削除する日本国憲法改変、WHOパンデミック条約改変、IHR（国際保険規則）改変の動きを徹底撲滅すべく、改憲を唱える大臣や議員を憲法違反で逮捕、国連WHO脱退、WCH（World Council for Health）の台頭へ向けた全国民による行動を呼び掛ける陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第7号 有害無益ワクチン大量生産及び、強制接種や徴兵制に直結する緊急事態条項の付帯や基本的人権を削除する日本国憲法改変、WHOパンデミック条約改変、IHR（国際保健規則）改変の動きを徹底撲滅すべく、改憲を唱える大臣や議員を憲法違反で逮捕、国連WHO脱退、WCH（World Council for Health）の台頭へ向けた全国民による行動を呼び掛ける陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（青山弘） 起立少数です。

したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

○議長（青山弘） 陳情第8号 実際は新型で2類相当以上の恐ろしいウイルスが蔓延しておらず特段変わった事が起きていないにもかかわらず、新型コロナ騒動という世界的規模の特殊詐欺に多くの人々がいとも簡単に騙され接種による甚大な被害を出した苦い経験を末代まで語り継ぎ2度と騙される事のない為に、特殊詐欺、洗脳、マインドコントロールに対抗する研修会の開催を全国民に呼び掛ける陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず本案に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔9番 目須田修 登壇・討論〕

○9番（目須田修） 賛成の立場で意見を申し上げます。

陳情6号、7号も関連しておりますが、あまりにも過激すぎて受け入れないと悩んでおりました。ただ、はるか昔、太陽が回っているという天動説から地球が回っているんだという地動説が認められるのに、いかほどのことだったろうかと考えました。

この騒動について、実は知人からコロナ予防接種で副反応を体験したと聞いておりました。もう一つ、ワクチン接種が少なかったアフリカの国々が一番コロナ患者が少なかったとのデータもあります。

今回の住民からの陳情を議員の誰 1 人受け入れてもらえなかったとなることは、内容以外に、問題提起なのかもしれないと感じ、また遠い将来、あの人の言ったことは正しかったのに、とならないためにも私 1 人だけでも賛成しておきたいと思いました。

以上、賛成の立場で討論とします。

○議長（青山弘） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第 8 号 実際は新型で 2 類相当以上の恐ろしいウイルスが蔓延しておらず特段変わった事が起きていないにもかかわらず、新型コロナ騒動という世界的規模の特殊詐欺に多くの人々がいとも簡単に騙され接種による甚大な被害を出した苦い経験を末代まで語り継ぎ 2 度と騙される事のない為に、特殊詐欺、洗脳、マインドコントロールに対抗する研修会の開催を全国民に呼び掛ける陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（青山弘） 起立少数です。

したがって、陳情第 8 号は不採択とすることに決定しました。

◎議案第 19 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 19 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 20 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 7、議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理
事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計
補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 8、議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）
を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 3 時 5 分からとします。

休憩 2 時 5 2 分

再開 3 時 0 5 分

◎発議第 1 号の討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9、発議第 1 号 飯綱町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。

議員全員による全員協議会にて協議しておりますので質疑を省略し、討論及び採決を行ないたいと思います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第 1 号 飯綱町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 35 号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 35 号）

○教育次長（高橋秀一） 議案第 35 号 工事変更請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。追加で配布となっています議案書並びに議案の提案説明書をご覧ください。

まず追加議案書等の通し番号 3 ページをお願いいたします。議案第 35 号 工事変更請負契約の締結について。次のとおり工事変更請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。1、工事名 令和 5 年度 飯綱町民会館天井改修工事。2、工事場所 飯綱町大字牟礼 1989 番地。3、契約金額 変更前 金 7,590 万円うち消費税 690 万円、変更後 金 7,738 万 5 千円うち消費税 703 万 5 千円。4、契約の相手方 住所、飯綱町大字普光寺 821 番地。氏名、株式会社 北部建設。代表者、代表取締役 松橋洋一。令和 6 年 3 月 22 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

次に通し番号 9 ページ、議案の提案説明書をお願いします。1 の工事名、2 の工事場所は、ただいま申し上げたとおりでございます。3 の主な変更内容でございますが、補強いたします鉄骨と既存の吸排気ダクトに干渉箇所を確認したため、干渉箇所のダクト移設撤去費用と移設

に伴いダクト及び周辺部材の新規製作費用が生じたことにより増額変更するものがございます。

なお、変更箇所は、当初設計時に位置、寸法の実測を行っておりますが、天井裏での作業であったため十分な足場が確保できず、設計時には把握できない箇所であった事を確認し設計変更を行っております。契約金額、相手方、関係法令は先ほど申し上げた通りでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 11、議案第 36 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 36 号）

○企画課長（平井喜一郎） 議案第 36 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について提案理由をご説明させていただきます。追加議案書等ファイルの通し番号 9 ページ下段をご覧ください。提案理由説明書により説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定に基づき、飯綱町多目的交流施設及び飯綱町サッカー場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

本施設の対外的な名称はいいづなコネクト EAST、いいづなコネクト WEST、いいづなパルセyro フィールドでございます。指定管理者は、株式会社カンマッセいいづな。代表者は土倉武幸氏でございます。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 12、発議第 2 号 政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書案を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議席番号 5 番、渡邊千賀雄議員。

〔5 番 渡邊千賀雄 登壇・説明〕（発議第 2 号）

○5 番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄です。今、政治資金規正法違反が疑われる政治と金、裏金問題が連日報道され、政治資金に対する国民から厳しい批判や疑念のもたれる状況となっています。そこで、飯綱町議会として次の意見書を提出していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

発議第 2 号、令和 6 年 3 月 22 日、飯綱町議会議長 青山弘様、提出者 飯綱町議会議員 渡邊千賀雄、賛成者 飯綱町議会議員 中井寿一、瀧野良枝、中島和子、樋口功、目須田修、石川信雄、清水満、伊藤まゆみ、原田幸長、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書。

政治団体の政治資金の収支報告に関して、政治資金規正法は、20 万円を超える政治資金パーティーの会費の支払者の氏名等を記載した政治資金収支報告書の提出を政治団体の会計責任者に義務づけている。今般の派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治資金収支報告書

の記載に関し、会計責任者及び共謀が認められた国会議員が政治資金規正法違反で有罪となっている。この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められている。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を高めるため、全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日、長野県飯綱町議会議長 青山弘、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣あて。

よろしくご審議のほど、決定されますようお願いいたします。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第 2 号 政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書案については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 13、発議第 3 号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 2 番、中井寿一議員。

〔2 番 中井寿一 登壇・説明〕（発議第 3 号）

○2 番（中井寿一） 議席番号 2 番、中井寿一。発議第 3 号、令和 6 年 3 月 22 日、飯綱町議会議長 青山弘様、提出者 飯綱町議会議員 中井寿一、賛成者 飯綱町議会議員 小林文廣、渡邊千賀雄、大川憲明、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案、上記の議案を上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

昨年から続いている物価の高騰は、国民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要になっている。

2023 年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給 1,113 円、長野県では 948 円、最も低い県では 893 円に過ぎない。毎日 8 時間働いても月 12～16 万円（税込み）であり、最低賃金法第 9 条第 3 項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、長野県と東京都では同じ仕事でも時給で 165 円もの格差がある。この地域間格差は、16 年で約 2 倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の３要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮して決められている。このように地域別最低賃金制度は、引上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記。

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金 1,500 円以上を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業、農林水産業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 22 日、長野県飯綱町議会議長 青山弘、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審査会会長あて。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。中井議員、ご苦労さまでした。

これから本案について討論を行います。

まず原案に反対者の意見を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成反対同数〕

○議長（青山弘） 採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

発議第 3 号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書案については、議長は否決と採決します。

◎議員派遣の件

○議長（青山弘） 日程第 14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（青山弘） 日程第 15、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会、議員定数・報酬等調査研究特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和 6 年 3 月飯綱町議会定例会の閉会に当たりまして御礼のご挨拶申し上げ

げます。

3月1日に開会いたしました、3月定例議会におきまして本日提出いたしました追加議案を含め、全ての案件につきまして原案通りのご決定を賜り厚く御礼を申し上げます。

3月は別れの季節でもあり、小学校、中学校でも4年ぶりに多くのご来賓をお迎えしての卒業式が挙行されました。私は何度も出席をしておりますが、いつも大きな感動を覚えます。

6年生にはいよいよ中学生だ、しっかり勉強してくださいと言いたいし、中学3年生には別れ別れになるけれど、飯中の卒業生として自信と誇りを持って高校生活を送れよと、心から応援したい気持ちになります。そして何より、この子供たちを誰1人残さず光り輝く未来に向かっていけるよう精一杯支援をしていくことが町政の大きな仕事である、そんなことを強く感じて式に参列しております。

同席をしていただいております議員各位におかれましても、卒業していく子供たちに対して、それぞれのお立場で感じるものがあつたことと推察しております。議会のあり方、定数や報酬の研究など、様々な取り組みをされておられますが、子供たちの育っていく姿や、成長していく様子を目の当たりにされる中に、議会としての役割や存在していく大きな意義のようなものを強く感じられたのではないかと推察しております。行政と切磋琢磨する中で素晴らしい子供たちをもっともっと応援して飯綱町を大きく発展させる礎を築いていく、そんな議会活動も議会に魅力を感じる一つであるような気がいたしました。

さて、来月はいよいよ作付けの季節になります。まだまだ寒い日もございます。議員各位におかれましては、お体をご自愛いただき元気にお過ごしいただきますよう心から願っております。以上申し上げます、閉会のご挨拶と致します。どうもありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（青山弘） 本日の会議はこれで閉じ、令和6年3月飯綱町議会定例会を閉会します。長期間ご苦勞様でした。

閉会 午後 3時33分

予算決算常任委員会審査報告書

令和6年3月22日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

予算決算常任委員会委員長 石川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第18号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第9号）	可 決
議案第23号	令和6年度飯綱町一般会計予算	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第18号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第9号）

質 疑：歳入の18款寄付金にふるさと応援寄付金が5,000万円計上されている。歳出の2款総務費にふるさと応援基金積立金が1億4,000万円計上されている。金額の違いについての説明を。

回 答：ふるさと応援寄付金について、直近の寄付額が12億5,000万円を超えていることから、現予算額12億円に5,000万円増額している。ふるさと応援基金積立金については、1億4,000万円の増額を見込み、総額で4億9,556万5,000円を見込んでいる。経費の関係について、ふるさと納税事業費で、運営事業費調整として約9,000万円の減額としている。これは、ふるさと応援の返礼品、郵便料、手数料、業務委託料等が見込める段階となったため、減額としている。よって、ふるさと応援基金の積立てが1億4,000万円の増、ふるさと納税事業の経費である運営事業費調整が9,000万円の減で、差額の5,000万円増額。最終的にふるさと応援寄付金の歳入の5,000万円の増と一致することになる。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第23号 令和6年度飯綱町一般会計予算

3月5日の本会議において、議長より上記議案について審査の付託を受けた。

予算決算常任委員会では、2小委員会で分割審査し、3月19日開催の委員会において、各小委員長より詳細な報告を受けた。

総務産業小委員会の中島委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

福祉文教小委員会の伊藤委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和6年3月22日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

総務産業常任委員会委員長 中 島 和 子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第6号	飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第7号	飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第8号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第9号	飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第11号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可 決
議案第12号	飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第27号	令和6年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第28号	令和6年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第31号	令和6年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第32号	令和6年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
陳情第5号	「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 6 号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：支給率改正による予算の上乗せ分は。

回答①：フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員合計で 1,500 万円程度となる。

質疑②：過去に親戚の家が火事だったことを知らなかったという事例があった。火災の際の防災無線の放送については、個人情報の関係もあると思うが火元の情報を特定して放送できないか。

回答②：火災出動については、長野市消防局からの情報により消防団員向けに放送している。この情報は、通報を元に行っているため、必ずしもそこが火元ではない可能性があることから、誤った情報を伝えないためにも、個人を特定して放送することは難しい。

質疑③：市町村によっては特定しているところもあるのではないかな。

回答③：近隣市町村等も放送はしているようだが、個人までは特定していないと聞いている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 7 号 飯綱町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：期末手当支給対象者数は

回 答：支給要件は 6 か月以上任用かつ週 15.5 時間以上勤務となっており、任用者数からの試算では 170 名中 100 名程となる見込みである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 8 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：今回の改正は 1 月の石川県能登半島地震の災害対応派遣のために行われ、長野市の千曲川氾濫の際は職員派遣がなかったということか。

回答①：長野市の際は派遣を行っているが、手当の支給をしていない。能登半島地震の被害が甚大であり、現地では泊まり込みで過酷な作業が続くと聞いている。今回、国から特殊勤務手当（人事院規則 19 条）に該当すると通知があったこともあり、条例改正に至った。

質疑②：今後も北信地区で災害発生の際にはこの手当を支給するか。あるいはボランティアとするか。

回答②：手当を支出する方向で考えている。

質疑③：現地へ出向く際の装備は職員の自己負担になるのか。

回答③：寝袋、携帯用トイレ等、公費で購入し派遣時に職員に持たせている。

質疑④：（ア）（イ）の違いは、派遣先の判断、指示によるのか。危険な地域に職員を派遣させることになるが、誰を行かせるかの判断はどのように決めているのか。

回答④：チームながの（県）として被災地へ職員を派遣している。派遣先及び業務内容についての情報は県から連絡があり、対応できる職員を選抜し、理事者と本人の了解を得て派遣している。1月に羽咋市（罹災証明にかかわる家屋調査）、2月に輪島市（避難所運営業務）、3月に羽咋市（災害ごみ受付業務）各1名を派遣しており、4月に羽咋市（被害家屋調査）1名も予定している。このうち輪島市への派遣は（イ）に該当する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第9号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：機能別消防団員とは具体的にどういった活動をする団員か。

回 答：活動は実災害時の出動と防災訓練への参加を基本とし、出初式や夜警へは参加しないことができることとしたい。なお、消防団員として5年以上の経験者で、町内在住者又は町内勤務者とし、分団の定数内で各分団5名以内と考えている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：年額1万円とのことだが、予算的にはどの程度増えるか。

回 答：最大で40万円程度の見込み。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第11号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第12号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

質疑①：今回の改正理由は。

回答①：既存の部屋より広い部屋も貸し出すこととなるため、102,000 円の部屋を追加している。

質疑②：㎡単価は。

回答②：840 円ほどで、近隣のオフィス単価を基準に設定。

質疑③：改修費用を回収できる金額を設定するべきでは。

回答③：何年後に工事費用を回収できるか計算上では出せるが、施設を利活用してもらい、地域活性化に繋げることを第一の目的としている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 27 号 令和 6 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 28 号 令和 6 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質 疑：なし。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 31 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：新規加入負担金について、負担金というのは寄付行為に当たるため、新規加入金に名称を変更するべきではないか。

回答①：内容を確認し、今後検討していく。

質疑②：有収率を上げるための事業費が計上されているとのことだが、現在、石綿管は全体で何メートル残っているのか。また、できるだけ早期に撤去することは検討しているか。

回答②：全体で 1 キロメートルもないと把握している。牟礼地区は管を布設替えするよりも、新たに管路を整備した方が安価に抑えられるため、廃止を予定している。三水地区についても、安価に施工できる方法を検討している。いずれにしても老朽管布設替えとして検討している。

質疑③：日向浄水場より下流で捨水をしていると思うが、その水が始めは U 字溝に流れており、途中から山に流れているため、整備が必要ではないか。また、U 字溝に落ち葉などが詰まると道路面を流れるので、除去してから流せないのか。

回答③：水質があまり良くない時に排出している水と思われる。山に流れた水は最終的に公図上の水路に集まるようになっているが、水路までの途中で山の法面などを削るようであれば

何らかの処置をしなければならないと考える。なお、落ち葉などの除去については、状況を確認して対応したい。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 32 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計予算

質疑①：別荘地に下水道の加入推進はしないのか。

回答①：別荘地は下水道エリアではないため、特段推進はしていない。別荘地は浄化槽区域である。町では個別設置型で管理を行っている一部の地区はあるが、それ以外は個人が浄化槽を設置、管理を行ない、維持費等の負担も個人がしている。町が全ての浄化槽を管理することにより、環境に配慮した取組にはなると思うが、町の負担する費用が莫大になることから、町管理は考えていない。

質疑②：下水道汚泥の処理の仕方はどうなっているのか。

回答②：公共下水道から出る汚泥は産業廃棄物に当たり、明星セメント、クリーンユーキ須坂工場、コエルで運搬、処理を行なっている。農集排については、コンポスト車が故障してから、クリーン飯綱にて脱水を行ない、一般廃棄物としてクリーンユーキ佐久工場で処理している。

質疑③：汚泥処理の費用はどの項目から支出しているのか。

回答③：処理場費の委託料から支出している。

質疑④：農集排の処理場で出た汚泥は以前一般の方が自由に畑等の肥料として利用できたが、現在はどのようになっているのか。

回答④：コンポスト車が故障してからは、汚泥のたい肥化はしていない。処理業者によっては、費用はかかるが安価に汚泥肥料を購入できる。また、運搬費用はかかるが、大量であれば圃場へ搬入してもらうこともできる。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○陳情第 5 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

説明者：長野労連 事務局長 成田 氏

質疑①：細かい段階の陳情ではなく、一律 1,500 円にならないか。

回答①：中小企業の負担が大きいのので 12 年かけて 1,500 円程度にと考えているが、それでは物価上昇に追いつかない状況。労働者の暮らしを守るために最小限で上げている。

質疑②：地方で若者が減少する一因として賃金格差がある。何年もかけて一律にするのでは、賃金格差により、長野県や地方の人口はその間ずっと減少する。中小企業や個人事業主へ

の支援は当然だと考えるが、一律賃金のやり方はあると思う。

回答②：生活を守るためにも一律 1,500 円実施は有り難い。長野の求人では、948 円で募集をしても応募者はない。時給 1,000 円以上にしないと人は集まってこない。かつては高いと言われた 1,000 円が今はスタンダードであり、目指せ 1,700 円も掲げている。経営者の苦労も聞いている中、徐々に 1,500 円に到達するようにしていきたい。

質疑③：春闘の時期で大企業の賃金の方向が出てきている。その中で 30 年ぶりに賃金引上げが言われている。前回要望した農林業関係の支援策案の要望が意見書に入っている。是非声を大きくして欲しい。

回答③：農業支援の意見をいただき、昨年からは農業支援を入れた。価格の補償か就業者支援なのかまだ勉強不足ではあるが、農業の皆様にも雇用者の賃金を上げた際に負担とならない政策を国に求めていく。

質疑④：飯綱町は農業の町である。議員の立場からも、その農業生活を守って行かなければならないのが大きな課題のひとつ。日本の食料自給率は 37% で先進国では一番低い。荒廃地も増えている中、農業では食べていけないので都会に出て行ってしまう。農業で食べていければこんな良い仕事はない。国は食料自給率を 50% に上げたいと言うが上がらないとなると、もう少し農業を考えた方が良い。日本は戦争をしなくとも食料を止めれば 1 年持たないと言われる国である。労働者として考えていくべきで、自分たちの給料だけ考えてはいけない。飯綱町の農業を守っていくには急激なアップは課題がある。

回答④：食の安全と農業を守るという観点からも農業は必要だと考えている。自給率を上げる取組は考えていく。

質疑⑤：労働組合は農業に関する知識が薄いと思う。今の物価では時給 1,500 円では雇えず、縮小か頓挫してしまう。今後、食糧難が来た時に生産する人がいなくなる。賃上げだけ先行して行ったら日本の農業は成り立たなくなる。賃上げに反映できるような政策を打ち出していただかないと、非常に危険なことになる。

回答⑤：労働者の待遇だけでなく、農業を守る取組も考えていく

質疑⑥：農業を守ることは国がやるべきことで、労働組合のやることではない。国が農業を守るために補助金の交付をしたり、買取り価格をあげれば、雇用者にも時給 1,500 円出せる。大手企業は国外に進出して、国からも補助があり、金を掛け過ぎている。農業が後回しになっている。賃金を上げるのも大事だが農業を守る運動もして欲しい。

回答⑥：提案していきたい。国の大企業への優先施策が大きな要因である。大企業の内部留保に課税してそれを最低賃金の引上げの原資にとの議論もある。

質疑⑦：適切な価格転嫁を保証するような方策を検討して欲しい。

回答⑦：取引価格の適正支援など集約して国に考えてもらう。

質疑⑧：勤め人は給料が上がった方が良いが、将来の日本の安全で豊かな暮らしに何が必要かを考えるべきだと思う。自分の欲求を満たすだけで給料を上げるのはどうか。農業は自然環境に貢献していることも考えると農業を守ることを真剣に考えてなければならない。国だけに任すのではなく、消費者からも声を上げるべきである。

回答⑧：食の安全と言う観点からも農業を守ることを強く思っている。取組の強化をしていく。

反対討論：趣旨は分かるが、食が重要であることを踏まえると、時期尚早と考える。環境を整えば賛成するが、現状では反対である。

賛成討論：今回の陳情の内容は農業従事者の立場が良く反映されている。農業者個人や中小企業でなく政府に求めるもので、政府に対しての農業政策や賃金政策の申入れなので賛成である。

賛成討論：本来、所得差が出るのは政府の問題で国が考えるべき。小規模の企業は労働組合に入っていない。労働組合の組織をしっかりと作って、賃上げの要求に臨んで欲しい。

賛成討論：価格転嫁も支援策も入っているので賛成である。

採決の結果：賛成多数で可決とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和 6 年 3 月 22 日

飯綱町議会議長 青 山 弘 様

福祉文教常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 13 号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 14 号	飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 15 号	飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 16 号	飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 17 号	飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 24 号	令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可 決
議案第 25 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
議案第 26 号	令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可 決
議案第 29 号	令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可 決
議案第 30 号	令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算	可 決
陳情第 1 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	継続審査
陳情第 6 号	世界人口削減及び人類デジタル家畜奴隷管理を目論む WEF（世界経済フォーラム）や国連 WHO 等の言いなりになり、権威を最大限に悪用し国民を感染症騒動という特殊詐欺で洗脳しマスクや無効検査等で新型コロナ劇場を演	不採択

	出し毒物混入率のある注射接種に追い込み、死傷者や障がい者や流産や不妊等を発生させ国内累計死亡認定 453 人含む超過死亡 42 万人以上の戦後最大最悪の大量虐殺とそれらの隠蔽に加担し続けた大臣、議員、首長、担当職員、マスコミ、医療従事者、教育者を極刑に処すべく全国民による刑事告発を呼び掛ける陳情	
陳情第 7 号	有害無益ワクチン大量生産及び、強制接種や徴兵制に直結する緊急事態条項の付帯や基本的人権を削除する日本国憲法改変、WHO パンデミック条約改変、IHR（国際保険規則）改変の動きを徹底撲滅すべく、改憲を唱える大臣や議員を憲法違反で逮捕、国連 WHO 脱退、WCH（World Council for Health）の台頭へ向けた全国民による行動を呼び掛ける陳情	不採択
陳情第 8 号	実際は新型で 2 類相当以上の恐ろしいウイルスが蔓延しておらず特段変わった事が起きていないにもかかわらず、新型コロナ騒動という世界的規模の特殊詐欺に多くの人々がいとも簡単に騙され接種による甚大な被害を出した苦い経験を末代まで語り継ぎ 2 度と騙される事のない為に、特殊詐欺、洗脳、マインドコントロールに対抗する研修会の開催を全国民に呼び掛ける陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 13 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質疑①：基準保険料で 1 か月あたり 200 円増となる算出根拠は。

回答①：保険料基準月額 は 5,050 円、年額 60,600 円と推計した。各推計は、介護保険事業年報と月報の実績をベースに行っており、費目ごとに増減はあるが、全体とすると 1 割程度伸びている。なお、算出に当たっては、介護保険準備基金 1 億 2,800 万円の取崩しを見込んでいる。国の制度改正においても、介護保険制度の持続可能性の観点で標準が示されており、後期高齢者層の増加が見込まれ、介護認定を受ける方も伸びる予測の基、保険者内での所得配分機能を強化することとされている。この改正を踏まえ、所得段階数を 13 段階とし、低所得者の乗率を引き下げ、高所得者層の乗率を引き上げる方針とした。

質疑②：予算総額が昨年より減少している。施設の利用者数の減少や在宅の人数の増加など、分析は。

回答②：令和 5 年度の当初予算の作成時では給付費の請求額が月に 1 億円を超える状況であったが、現時点では給付費が 9,200 万円位と減ってきている。そのため、年間約 1 億 2,000

万円差が出ており、今定例会に上程した補正予算でも減額している。

質疑③：9,000 万程度にまで給付費が減少した要因を分析しているか。

回答③：詳細な分析はできていないが、新型コロナの影響を受けていると考える。外出の禁止や自粛などで、身体活動などが抑制されてきた影響で、介護受給されてからの期間が短いのではないかと考えている。介護が始まり、施設介護などを利用する場合、介護期間が長くなると状態悪化で給付費も増高していくが、介護認定率は 15%位で推移しており、例年どおり。施設介護での期間がコロナ前より短くなったのが要因の一つではないかと考えている。介護予防も行っているが、フレイル状態が重いのではないかと考えている。また、制度改正による報酬改定も加味しているが、過大に計画額を増やしてしまうと必要保険料も増えてしまうため、現状に近い数値で見込んでいる。2 年位前まで、給付費は右肩上がりだったが、現在は落ち着いており、事業計画では今期の決算に近い程度での推移と見込んでいる。数値を過少に見込み、実際の給付が多い場合、次期計画で大幅に保険料を増額する可能性があることも考慮して、今回の額を設定した。

質疑④：地域支援事業の参加が増えてきているが、今後の見通しと評価は。

回答④：地域支援事業については、住民主体で行っている通いの場があり、新たな取組ができればと考えている。通いの場等に繋がるように、一人暮らしのフレイル状態の方に対して、地域包括等が介入する新規事業を行う予定。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 14 号 飯綱町病後児保育室条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 15 号 飯綱町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 16 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：介護療養病床 21 床減少とのことだが、現在その病床を使用している方々はどうなるのか。

回答①：現在 5 名が介護療養病床を使用している。3 月 31 日までには特養入所や自宅へ戻られる予定。そのほか、医療の療養病床への受入も調整している。

質疑②：コロナ過以前の公立病院の統廃合の問題は、コロナ過の患者の受入等により、公立病院

の存在意義が浮かび上がったことで、財政的に大変な公立病院を援助する方向へと変わった。そして、経営強化プランを策定するという流れと思うが、病床削減は病院の財政面を鑑みてのことか。

回答②：お見込みのとおり。持続可能な地域医療をどうやって進めていくか、今後も引き続き調整していきたい。

質疑③：来年度の診療報酬等のトリプル改定で、病院への影響はどうか。

回答③：入院料など、診療部分の引き上げにより、収益増加の見込み。賃上げ（処遇改善加算）については、条例改正など課題があるため検討していく予定。6月改定まで引き続き影響を調査していきたい。

質疑④：歯科衛生士から資格を取って介護士になった方の処遇についてはどうなるか。

回答④：現在、対象者はいない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 17 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 24 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質 疑：令和 4 年度より医療費が減ったとのことだが、被保険者数の減少や医療費の減少により、予算総額が減ったのか。また、今後の医療費増減の見通しは。

回 答：医療費は注視している。町の国保全体で医療費が減っても、1人当たりの医療費は上がっている。平成 30 年度の 1 人当たり医療費が 37 万 7 千円、令和 4 年度は 38 万 3 千円となっている。単純に人が減るから医療費も減ることにはなっていない。保健福祉課で行っている保健事業との連携で、早めの特定健診、早期治療に力を入れていきたい。

□保健福祉課

質疑①：コロナ禍後の特定検診の受診率が下がってきているなかで、どのように受診率を上げていくのか。

回答①：広報紙での PR や訪問時に受診の勧奨をしていく予定。

質疑②：特定検診の受診率が増えないと納付金が高くなるという状況の中で、保健師の負担を減らすために、検診の勧奨などを事務職が行ったことがあると聞いたが、スムーズに行えているのか。

回答②：今年度については、行っていない。

質疑③：若い方の糖尿病が増えてきている中で、早期発見・早期治療が重篤にならないために重要視されている。いかに若い方に町民検診を受けてもらうかが重要になっている。町民意識を変えることでしか解決できないことだと思うが、見解は。

回答③：若い方の中には、時間を割いて検診を受けることが難しい方も多い。また、検診で病気が見つかり、その後の治療にお金がかかることを懸念して受けない方もいる。地道に広報活動を進めていく。

意見：家族の協力も大事だと思う。地域の集まり等に行政職員が出向き、家族から助言をしてもらうという取組をしてもらいたい。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 25 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

□住民環境課

質疑：なし

□保健福祉課

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 26 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 29 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：町外の訪問看護の利用者人数は。

回答①：現在、信濃町が 5 名、長野市がなし。

質疑②：現在の訪問看護の終末期・難病の方の利用状況は。

回答②：他院より終末期の方の依頼あり。利用人数は増加している。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 30 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：付属資料として、交付金や繰入金の資料の提供を。

回答①：後日、提供する。

質疑②：病院改修計画について、どの程度の計画か、工事費はどれくらいを予定しているか。

回答②：業者委託により、建物や設備の現状調査を行い、計画を策定する。工事費については、計画策定後になる。ただし、緊急的なものは修繕費で対応する。オペ室の修繕は緊急性が高いため、4条予算で1,500万円余りを計上している。

質疑③：改修計画ができた段階で議員へも提供してもらえるか。

回答③：町と協議して対応していきたい。

質疑④：報償費60万円の内訳は。また、実績はどうか。

回答④：常勤の医師の紹介に対して50万円、看護師は5万円の制度である。内訳は、医師1件、看護師2件。近年の実績は、看護師の紹介1件である。

質疑⑤：看護師確保の状況と見通しは。

回答⑤：特に夜勤ができる看護師の確保に努めている。現フルタイム職員の常勤採用、看護学校への働きかけ、紹介会社の活用など、引き続き職員確保に努めていく。

質疑⑥：医師について、若い医師を確保していくことが課題だと考えるがどうか。

回答⑥：お見込みのとおり。自治体病院協議会や国保連、紹介会社と連携して対応していく。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

継続審査申出

○陳情第6号 世界人口削減及び人類デジタル家畜奴隷管理を目論むWEF（世界経済フォーラム）や国連WHO等の言いなりになり、権威を最大限に悪用し国民を感染症騒動という特殊詐欺で洗脳しマスクや無効検査等で新型コロナ劇場を演出し毒物混入率のある注射接種に追い込み、死傷者や障がい者や流産や不妊等を発生させ国内累計死亡認定453人含む超過死亡42万人以上の戦後最大最悪の大量虐殺とそれらの隠蔽に加担し続けた大臣、議員、首長、担当職員、マスコミ、医療従事者、教育者を極刑に処すべく全国民による刑事告発を呼び掛ける陳情

説明者：原 氏

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第7号 有害無益ワクチン大量生産及び、強制接種や徴兵制に直結する緊急事態条項の付

帯や基本的人権を削除する日本国憲法改変、WHO パンデミック条約改変、IHR（国際保険規則）改変の動きを徹底撲滅すべく、改憲を唱える大臣や議員を憲法違反で逮捕、国連 WHO 脱退、WCH（World Council for Health）の台頭へ向けた全国民による行動を呼び掛ける陳情

説明者：原 氏

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第 8 号 実際は新型で 2 類相当以上の恐ろしいウイルスが蔓延しておらず特段変わった事が起きていないにもかかわらず、新型コロナ騒動という世界的規模の特殊詐欺に多くの人々がいとも簡単に騙され接種による甚大な被害を出した苦い経験を末代まで語り継ぎ 2 度と騙される事のない為に、特殊詐欺、洗脳、マインドコントロールに対抗する研修会の開催を全国民に呼び掛ける陳情

説明者：原 氏

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

5 番

6 番

7 番